

192

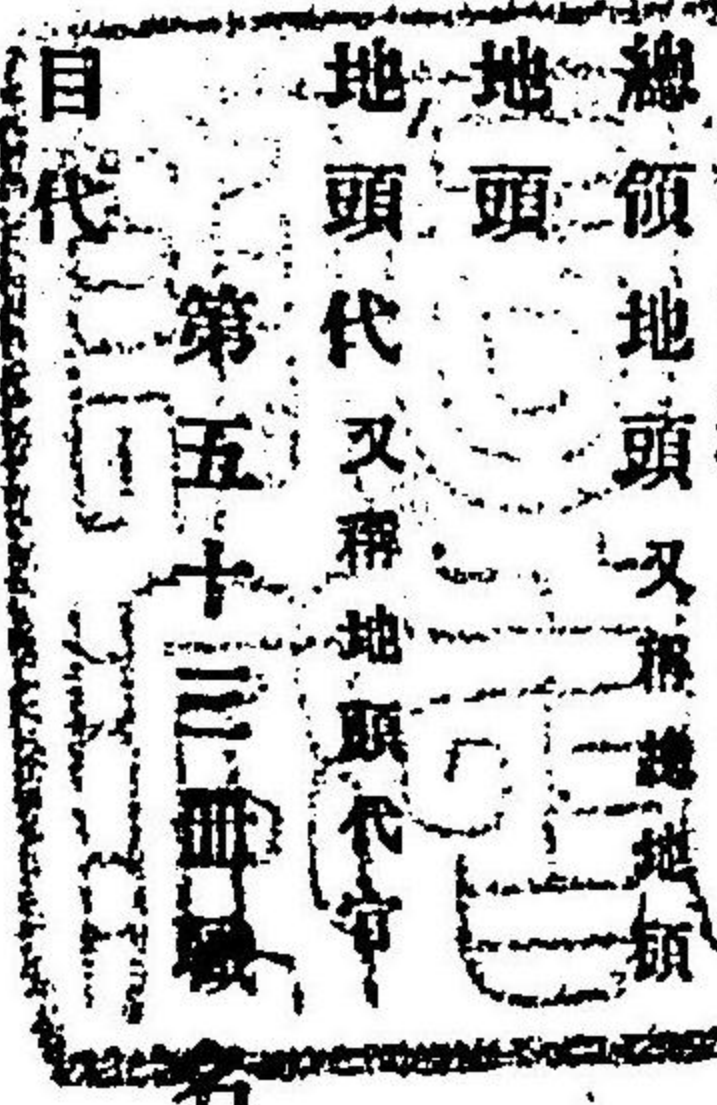
53

武家名目抄 職名部 卷六

[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

武家名目抄六目次

第五十三册職名部卅三十



總領地頭又稱總地頭

地頭又稱地頭

地頭代又稱地頭代

第五十三册職名部卅一上

目代

眼代

郡代

代官

第五十四册職名部卅一下

御代官

大代官

小代官

又代官又稱又代

下代官又稱下代

手代

第五十五册職名部卅二

留守居

五九一

五九七

六〇六

六〇九

六一一

六一三

六一五

六二二

六二五

六二五

六二六

六二八

六三〇

六三一

留守居頭

平留守居

留守番

城代

城番

定番

加番

陣代又稱軍代

第五十六册職名部卅三上

御使

上使

使番

使者

第五十七册職名部卅三下

軍使

實檢使又稱檢使

巡檢使

內檢使

檢注使

檢見使

六三六

六三六

六三六

六三七

六四〇

六四三

六四三

六四四

六四八

六五一

六五五

六五九

六六三

六六五

六六八

六六九

六六九

六七〇

第五十八册職名部卅四上

目附 又稱横目	六七一
大横目	六七七
總横目	六七八
步横目	六七九
中間横目	六七九
小人横目	六七九
忍目附	六七九
第五十九册職名部卅四中	
物見番頭	六八一
物見番	六八一
大物見	六八六
小物見	六八八
物見足輕	六八九
遠物見 又稱遠見番遠目	六八九
忍物見 又稱芝見カマ、物見	六九一
第六十册職名部卅四下	
物聞 又稱開物役耳開外開開次	六九三
遠聞 又稱外聞	六九五
訴人 又稱目明	六九六

忍者 又稱開者謀者
透波 又稱亂波突破

六九七
七〇一

武家名目抄第五十一册

稿檢校保己一編

職名部三十

○總領地頭 又稱總地頭
承久記云攝津國長江倉橋ノ兩莊ノ院中ニ近ク被召仕ケル
ル白拍子通稱ニタヒテケルヲ其領ノ地頭領家ヲ忽諸シ
ケレハ龜菊憤リ可改易由被仰下ケレハ權大夫申ケル
ハ地頭職ノ事ハ上古ハ無リシヲ故右大將平家ヲ追討ノケ
ンシヤウニ日本國ノ惣地頭ニ被補平家追討六箇年カ間
國々ノ地頭人等或ハ子ヲウタセ 或ハ親ヲ被打或ハ郎從
ヲ損ス加様ノ勳功ニ隨ヒテ分チタヒタラン者ヲサセル罪
タニナクシテハ義時カ計ヒトシテ可改易様ナシトテ是
モ不奉用云々 ○按こゝに總地頭とあるはなへていへる總領地頭に
頭を置ことをゆるされしなかくかけるなりたとへば天下に遠追捕使を置
とを勅許ありしを幕下をさして日本國遠追捕使とよへることもありしに同
しいつれもみづから其職を攝するにあらす家人をして從事せしむるなり
又吾妻鏡文治元年十一月七日の下に去る三日行家義經等出中 幕下 西
海 但件兩人 院御下文 四國九國 住人 從 兩人 下知 主官 被 載
之 行家 和 四國 地頭 衣經 和 九州 之地頭 之 故也 とみづか 此 本文 にい
はゆる總地頭に同じく四國の總地頭九州の總地頭といふべきものなり決し
てみづから其職にあつかりしにあらす下に引たる文にみゆる總領地頭は
全くその職掌に
從ひしものなり

吾妻鏡云養和元年閏二月七日癸丑武衛御誕生之初被召
于御乳村之青女^{今者尼}住國相模早河莊依召于御憐愍
故彼屋敷田畠不可有相違之由被仰合總領地頭云々
又云文治元年八月廿一日辛未鹿島社神主中臣親廣與下
河邊四郎政義被召御前途一決是常陸國橋郷者被
奉被社頭訖而政義以當國南郡總地頭職稱在郡内
押領件郷令謹責神主妻子等剩可從所勘之由取
祭文之由親廣訴申之政義雖伏願失陳謝爲眼代等所
爲歎之由稱之仍停止向後濫妨任先例可令勸行
神事之趣神主蒙恩裁退出云々十月十一日庚申今日佐
佐木三郎盛綱本知行田地如元可領掌之旨被書下之
但可從佐々木太郎左衛門尉定綱所勘云々は雖非一
族佐々木莊總領管領者定綱也盛綱分在其内之故歎
又云建久三年二月五日戊申故左典厩御乳母^{字摩局}自相摸國
早河莊參上^{時幕下}故以憐愍給是有功之故也有所望者
雖何事可令達之旨被仰下之間早河内知行地可免
除課役之由可被仰付總領之旨望申之仍被相加
三町新給之上任申請之旨召盛時可下知土肥彌太
郎之趣被仰云々
又云正治二年五月廿八日壬午陸奥國葛岡郡新熊野社僧

論坊領境二兩方帶文書望總地頭島山次郎重忠成敗一重忠辭云當社雖在領內秀衡管領之時令致公家御祈禱今又奉祈武門繁榮之上重忠難自處者則付大夫屬入道善信一舉申之云々

東寺文書云東寺御領若狹國太良莊雜堂重言上地頭若狹四郎入道號大番役用途一切充段別錢二百五拾文致黃法責問先例不動仕由令訴申處彼代官忠賴構百曲陳狀無謂子細事彼代官忠賴狀云譬雖不動先例始自關東六波羅殿可令勤仕彼役之由於被仰下者云々

掌云地頭何可令違背哉云々此條先例不動仕大番役之條已以炳焉也其上以新儀張行之條太無道也彼役不動仕之例委可申之當地頭親父若狹次郎兵衛尉忠

季建久六年補任當國守護正治二年遠敷郡三方郡被補二郡總地頭其時大番勤仕之雖然人夫召仕之外無別煩建仁三年出羽前司家長遠敷郡同給九箇所地頭

十七ヶ年雖令知行無其煩承久二年次郎兵衛入道忠季時守護地頭共以返給之其時當地頭舍兄兵衛尉忠時大番勤仕之是又人夫召仕之外無煩三代之例如此云々

貞永式目云總地頭押妨處領內名主職事右給惣領之人稱所領內掠領各別村事所行之企難通罪科爰給別

ノミ濡ル露ノ身ノ消ヌ程トテ世ヲ渡ル朝食ノ烟ノ心細サ只推量リ給ヘト悉ク是ヲ語テ涙ニノミソ咽ヒケル

尊卑分脈云小笠原長政信乃守伴野出羽守彼誅之後小笠原總領職管領

又云朝光大井太郎信濃國大井知行朝光男宗光又四郎大井莊總領分相論時依令殺害敵人行光代官配佐渡國

志賀文書云讓與所領事在豐後國大野庄內志賀村半分地頭職右當庄者得亡夫豐前前司能直之讓任彼狀得將

於男女子息孫子等之內於志賀村半分者所讓與孫子太郎泰朝也更不可有向後之妨但此內名田一所者所

朝之沙汰仍爲後日證文讓狀如件弘長二年八月六日尼深妙花押

又云大野庄志賀半村埔內近地名地頭僧禪季言上欲早停止志賀太郎泰朝領權促預惣領守護所御催令勤仕異國用心已下所役子細事伴名地頭職者爲風早禪尼御計

御下文ニ雖爲名主職總地頭若伺庭弱之隙有限沙汰之外巧非法致濫妨者可給別納御下文於名主也名主又寄事於左右不願先例違背地頭者可被改名主職也

吾妻鏡云寶治元年六月十六日丁酉仰信濃民部大夫入道行然被注今度亡卒遺領等爲宗之輩分者不及子細其外者被尋總領主等云々

太平記云北野通夜最明寺ノ時頼禪門密ニ親ヲ篋シテ六十餘州ヲ修行シ給ヒ或時攝津國難波ノ浦ニ行到又既ニ日昏ケ

ノハ荒々タル家ノ垣間マハラニ軒傾テ時雨モ月モサコソ漏ラメト見エタルニ立寄テ宿ヲ借給ケルニ主ノ尼公手ツ

カラ飯匙取音シテ椎ノ葉折敷タル上ニ餉盛テ持出來タリ甲斐々々敷ハ見エナカラ懸ル態ナントニ馴タル人共見エ

ト問給ヘハ尼公泣々サ候ヘハコソ我ハ親ノ讓ヲ得テ此所ト成ハテ候シ後總領某ト申者關東奉公ノ權威ヲ以テ重代

相傳ノ所帶ヲ押取テ候ヘトモ京鎌倉ニ參テ可訴認申一代官モ候ハネハ此二十餘年貧窮孤獨ノ身ト成テ麻ノ衣ノ淺

猿ク垣面ノ柴ノシハシハモナカラフヘキ心地侍ラネハ袖事者直充禪季之身預惣領守護所御催欲令勤仕其

故者忠否之次第忽難難存知若致分限大功之時者且預關東御注進且爲顯其名於御引付也但禪季在京

之跡厄弱代官屬泰朝可被止惣領守護所各別御催之由出與黨狀歎此條禪季一切所不存知也至子異國

用心事預惣領守護所御催爲抽忠功仍粗言上如件建治二年閏二月十五日僧禪季在判

新式目云弘安七五所當公事對捍置事右公事等庶子對捍之時惣領勤入分以五拾貫可分付田一町先日雖無定下

爲惣領無其益之間庶子依不憚難澁之科可被裁許令違背輩は可被分召所領也云々

又云充給惣領跡混領庶子分事正應三惣領主有罪科

之時以別人令改補之處庶子等稱不給御下文無尋決知行實否頃年被付惣領之條甚爲不便之儀歟各別領知證據分明者雖難不帶安堵御下文於本引付重有其沙汰可返付之由被仰下之後三方引付奉行人被結改畢然者雖非本引付於奉行人現在之方可申沙汰云々

又云所當公事對捍置事右公事等庶子對捍之時惣領勤入分以五拾貫可分付田一町之由先日雖被定下爲惣領無其益之間庶子依不憚難澁之科急遽公事及關如歟仍任舊例可致一倍辨之由可被裁許令違背者可被分召所領也且問狀一箇度之後可被成一倍下知其後令違期者差日限可被糺返猶令運行者可被收公所領之狀依仰下知如件永仁二年七月五日陸奥守平朝臣判相模守平朝臣判志賀文書云讓與相傳所領豐後國大野庄志賀村南方在家田島等并勳功實事右件所領等者所讓與末子袈裟鶴丸也於次第證文等者依爲類驗所副渡橋子貞朝也公家關東御公事番役以下合戰事可付惣領之手不可有別儀蒙勳功之時者當配分可令知行不可背嫡子之命縱雖有可沙汰事無左右不可及上訴何度も

可懸望也於不背此儀者觸事又惣領不可致違亂雖載如此子細嫡子又於不殺用者可及上訴者也然者相共仁深相忍向後無相違可令進退領掌仍讓狀如件正安三年十二月廿日沙彌阿法在判
正和元年七月七日六波羅下知狀云出雲國定本庄尾庄雜堂經範與中澤式部房圓性并其繼其景昌直覺賢相論當庄地頭職有無事伊勢大神宮神寶御訪并丈六堂造營用途等事就同所領可致沙汰之由被仰下之上圓性相傳牛尾庄惣領職否尋問庶子等可注申旨付守護人被成關東御教書畢
常陸大掾系圖云吉田家ノ子中本主方恩賞方二様二分ナリ吉田ノ一族ノ中大野勝倉青柳三人張本人總領背ク時彼三人同心ノ人數恩賞方ト云大總領ニ付忠節在人數ハ本主方ト云也其故ハ吉田被入手後々三人モ同心セシ人數依訴訟無之本領之地ヲ返シ充ル是ヲ恩賞方ト云忠節ノ人數ハ本領返シ其上恩賞依有之本主方ト云○按大掾家にこれを七郡地頭と稱す吉田といへるは其一流なりこの七流に亦惣領あり庶子あり故に大掾家は惣領といふ家子とあるは庶子の家ないへるなり詳かなるよしは稱呼部に記せり
野上文書云野上惣領孫太郎資親申當國飯田郷内野上村號四郎田島山野并同名内上堤田屋敷尼持阿彌以下地頭職判之間令全當寺所務之處重亦令押領畢云々
難太平記云今川の庄を左馬入道の御時より長氏の少年の御時裝束料に給ひしを吉良庄惣領可爲進退と沙汰有し故に基氏不會になり給ひしにや故殿の御代に省觀上總入道合體有て父子の契約より違亂止き了俊ゆつり得間相續也

事當知行無相違之由令申之上者全可令知行云々元弘三年十一月十四日進豐後國御目代殿敷位長兼奉花押太平記云國傳新田義貞度々ノ軍ニ打勝テ伊豆ノ府ニ着給ハ落行勢共卷シ弦脫胃降人ニ出ル者數ヲ不知宇都宮遠江入道元來總領宇都宮方ニ有シカハ縁ニフテ馳着タリ

又云山名右衛門佐爲殿傳爰ニ佐々木總領氏類其比通世ニテ西山邊ニ隱レ居タリケル間舍弟五郎右衛門尉世務ニ代テ國ノ權柄ヲ執シカ近江國ノ地頭御家人此手ニ屬シテ五百餘騎有ケルカ精カ勢ニ招レテ胡録ヲ敲キ時ノ聲ヲ揚ケ喚テ懸ル尊卑分脈云土岐頼遠藏人左將盛彈正少弼建武曆應比賜土岐總領職爲美濃守護

東寺文書云東寺雜掌謹言上當寺領備後國因島伊豫國弓削島所務職之間事右備後國因島者等持院殿様凶徒御追討之御時於子當寺御立願之事有之爰滿寺依致懇祈無幾程一天靜謐ノ間則以彼島永代御寄附于當寺之剋預置代官職於小早河庶子之處堅乍出請文一年貢以下每年無沙汰之上結句彼惣領備後守貞平之時給當島之御下文成私領之恩號庶子配分之地一向令忽諸寺家之間就子細於歎申忝鹿苑殿様被成下并破之御

石川文書云石川駿河守道跡并惣領職之事領掌不可有相違之狀如件正長元年十二月廿九日石川駿河孫三郎殿花押○按足利持氏花押の花押なり
建内記云嘉吉元年七月一日乙未島山一流事故左衛門督入道々瑞逝去之後長子尾張守持國朝臣相續爲總領舍弟左馬助彌三郎此兩人他腹當腹也別家居住總領加扶持多年無子細之處被管人遊佐齋藤等令張行内々伺時宜歟於尾張守者總領不可叶退家宅可下向河内國以舍弟左馬助可爲總領之由被仰出了是尾張守近年違時宜有形勢之間爲一流安全之謀歟若黨等如此令了見云々
康富記云寶徳二年六月廿六日戊戌管領島山左衛門督入道總領令讓與子息次郎夏被申賜安堵御判云々就之有出仕父子被持參申御引物万匹御大刀御具

臥雲日伴録云寛正五年四月十五日姉小路聖壽院坊主來尋
對面語次及奥州伊達事蓋聖壽坊主一族亦伊達庶子而
爲宗領所滅凡領三十六郡昔奥州一國領三千騎兵
者七人伊達其一也

應仁略記云島山方亂家の子は敵と成てうせ身方と成討家
亂逆は序歴を重ぬれとも所存は満足せりと思ふ事なし
かくて匠作禪門惣領方一段の契約なれば今は一入餘所なら
す七旬の終り今更公方朝敵と成ん事もさすかなればつほ
める花の開くるを待心ちせし○按家の子とは庶
子家をいへるなり

沙彌洞然長狀云薩州山門之事島津方祖子惣領被立分國
衆も心々之條難儀至極候ける歎殊於山門城者島津總州
被插籠候之節從島津方當家江彼城之事爲都城之替
被進退治格護可目出之由懸望之候諸勢出張候て薩州
衆同前被付陣候

世鏡抄云庶子親類之事爲總領置庶子親類ノ依議論可
用之爲庶子輩一心一味爲總領之進退者無是非庶
子也トモ一毛一塵モ龜才ノ儀アラハ總領モ又不用之雖
爲庶子配當ノ田地厄弱ニテ妻子ヲモ養カネ飢渴ヲ乍
知總領无憐愍ハ二男三男入他家致奉公トモ是更
ニ非科所領モ巨多ニシテ世路モ事關ナルニ爲身立他家

一團に地頭を置れし時もとのまゝに總領地頭をも置
れしなり初は同姓ならぬ人も總領に補せられしか中頃
よりは大かた一家の嫡流たる者支流たる輩の領知を統
領し而總領地頭なる事となりこれは先祖より傳補
せる郡郷庄保の地頭職を家族の繁茂するまゝに一郷一
所を分ち與へて其所々の地頭たらしむる故に其嫡子の
流たる者を總領と定め軍役及其他番役以下の公事諸役
等をも其れか指揮に従ひて勤仕する事なり但鎌倉室町
兩家の時には二男三男にても別にはれありて總領職
になされしも多くみえたりこれはかならず將軍家の制
に出るにあらず父たる者在世の間讓狀をのこして定む
る事常例なり此職足利殿の季世迄は残りたりしか織田
豊臣兩家の頃より制度大に變したりければ總領地頭と
いへる司は絶しなり今の世に嫡子をさして總領といふ
はむかしのならひなるをしるへし

○地頭
吾妻鏡云壽永元年三月五日乙亥山田太郎重澄日來朝夕祇
候殊竭感敷之忠仍今日賜二村地頭職
又云元曆元年五月廿四日辛亥左衛門尉藤朝綱拜二領伊賀
國壬生野郷地頭職是日來雖仕平家惣志在關東之間

ニ出入リヲナシ背法儀事自然ノ時望所領爲覆總領
ト心得テ心中ニ思案ヲ深ク廻シ披彼等ニ心ナキ親類庶
子ニ所領ヲ半分配當セヨ尙以而致存外末孫マテ誅之
簡禮記云與物狀ノ事總領家ハ人々書ナルヘシ庶子家
ヘハ御宿所書ニスルナリ

又云同名中ノ書禮ノ事庶子ヨリ總領ヘハ人々書ナリ同國
ナラハ互ニ可除名字他國ナラハ加名字ナリ總領ヨ
リ庶子ヘハ同某ナトモ可書之
按總領の稱は古くよりみゆいはゆる筑紫總領坂東總領
又は周防總領吉備總領などのたくひなりこの中に筑紫
坂東は邊陲の地なれば異域の警備其外數ヶ國の政務を
もふさねて國郡の有司等を管領せしめんとなるへし周
防は殊方の船舶往來の要津なればこれを置きしならん
吉備も周防にならひて南海にそひたる所なればこゝに
も總領をば置きしとみゆ其後筑紫總領は太宰帥に改め
られ其外の總領も廢せられて國司各其國の庶務を接す
ることとなりぬ爰に於て總領の司は絶しかとも其稱呼
は猶世に残りしとみゆさて所々の莊園の領主たる者私
に地頭を置に及びてそれを統領する者をは總領地頭と
よひ或は總地頭ともいへり今の太庄屋など云鎌倉殿諸國

潜進出都參上慕其功一字都宮社務職無相違之上重被
加新恩云々
長門國守護職次第三河守殿沒收跡地頭職御知行被
任佐渡守○按渡守とは平氏一門の
没落せし跡をいへるなり
源平盛衰記云源經行家
出都條倭藤太秀郷カ末葉ニ陸奥出羽兩國
ノ地頭ニ而權大夫常清其一男ニ權太郎御館清平其男ニ御
館元平其男ニ御館秀平其男ニ安平是也父カ遺言ヲ背キテ
安平義經ヲ打タリケレトモ無其詮源二位頼朝興入シテ
安平ヲハ被誅ケリ源二位或ハ望或豐申ス事アリテ時政
實平ヲ差進セテ可借近臣輩由開エケレハ人皆恐怖シ
ケリ同廿八日兩使數百騎ノ兵ヲ率シテ入洛ス義經行家ハ
都ヲ落ヌ時政實平上洛シタレトモ合戰ナケレハ洛中靜ナ
リ時政源二位ノ下知ニ依而諸國ニ守護ヲ置キ莊園ニ地頭
ヲ可成由吉田藤中納言輕房卿ヲ以テ奏シ申ス又廿六箇
國ヲ相分テ莊園領ヲイハス段別兵糧米ヲ充ツ義經行家
追討ノ爲トソキコエシ頼朝申狀頗ル過分ナリト君モ臣モ
思食シケレハ御返事御猶豫アリ略中道理ハサマアリケレト
モ當時ノ威應ニ恐テ申請ル旨ニ任テ諸國ノ守護人段別ノ
兵糧米平家知行ノ跡ニ地頭職ヲ被許ケリ

長門本平家物語云北條時政
上洛條關東より源二位の代官北條四

郎時政上洛す九郎大夫判官義經みやこをおちければ合戦するに及はず天下しつまる上は諸國に守護人をおき庄園に地頭をすゑて國衛庄保をいはず段別をあて十一町に一町の給田を給る云々

承久記云古へハ下司莊官ト云計ニテ地頭ハ無リシヲ鎌倉右大將朝敵ノ平家ヲ追討シ而其ケンシヤウニ日本國ノ總追捕使ニ補セラレテ國々ニ守護ヲ置キ郡郷ニ地頭ヲスエ段別兵糧ヲアテトラル、間領家ハ地頭ヲソチミ地頭ハ領家ヲアタトス

吾妻鏡云文治元年十一月十二日辛卯二品被遣御書於駿河國以兩御家人被觸仰稱九郎已落京畢仍仰上洛事當時者所令延行也但各無懈緩之儀一致用意可順重仰也者凡今度次第爲關東軍事之間沙汰之始終之趣太思食煩之處因幡前司廣元申云世已澆季鼻惡者尤得秋也天下有反逆輩之條更不可斷絶而於東海道之內者依爲御居所雖令靜謐奸濫定起於他方歟爲相鎮之每度被發遣東土者人々煩也國費也以此次諸國交御沙汰每國衛莊園被補守護地頭者強不可有有所怖早可令申請給云々二品殊甘心以此儀治

定下廿八日丙午補任諸國平均守護地頭不論權門勢家遠元家先之二品并御臺所渡御於其所備後信敷莊以下數箇所地頭職令避與于彼室家給二月一日己卯諸國被補總追捕使并地頭内七箇國分北條殿被拜領畢而深存公平去比上表地頭職其上重被付書狀於帥中納言黃門又付定長朝臣被交開之於時政給七箇國地頭職者各爲令途勸農候可令辭止之由所令存候也於總追捕使者彼凶黨出來候之程且爲承成敗可令守備之由所令存知也二年八月廿七日乙未下河邊莊司行平爲使節上洛又重被申京都條々所々地頭輩事以前既而々合子細畢若於不拘頼朝成敗輩事隨被仰下可加治罰事

又云建仁三年十二月十五日己酉爲尼御臺所御計被止諸國地頭分狩獵清圖查允清定奉行云々
明月記云建永元年五月四日江州新地頭代官送書札并牛馬等來十二日於京可獻之由以忠弘令答
吾妻鏡云寬喜二年四月廿一日承久兵亂之後諸國郡郷莊保新補地頭所務事被定五ヶ條變法

又云貞永元年四月七日新補地頭所務間事七ヶ條被定其法云々
貞永式目云諸國守護人奉行事左右大將家御時所被定

莊公可充課兵糧米段別之由今夜北條殿調申藤經房卿中納言云々卅日戊申北條殿所被申之諸國守護地頭兵糧米事早任申請可有御沙汰之由被仰下之間帥中納言被傳勅於北條殿云々十二月六日乙卯被獻右府御書曰於今者諸國莊園平均可尋沙汰地頭職候也其故者是全非思身之利潤候士民或令鼻惡之意值遇謀叛之輩候或就脇々之武士寄事於左右動現奇怪候不致其用意候者向後無四度計候歟然者雖伊豫國候不論莊公可成敗地頭之輩候也但其後先例有限正稅已下國役本家雜事若致對捍若致懈怠候者殊加誠無其妨任法可致沙汰候也云々廿一日庚午於諸國莊園下地者關東一向可令領掌給前々稱地頭者多分平家家人也是非朝恩或平家領内其號補置之或國司領家爲私芳志定補于其莊園又令違背本主命之時者改替之而平家零落之刻依爲彼家人知行之跡被入沒官畢仍施芳恩本領主空手後悔之處今度諸國内以土佐國吾河郡令寄附六條若宮給彼宮者點故廷尉禪室六條御遺跡被奉勸請石清水也二年正月廿八日丁未左典廐及室家依可被歸落出門于足立右馬允

置者大番催促謀叛殺害人等事也而至近年分補代官於郡郷宛課公事於莊保非國司而妨國務非地頭而貧地利所行之企甚以無道也云々
又云諸國地頭令抑留年貢所當事右抑留年貢之由有本所之訴訟者即途結解可請勘定犯用之條若無所通者任員數可辨償之但於爲少分者早速可致沙汰至過分は三ヶ年中可辨濟也猶背此旨令難

濫者可被改易所職也
吾妻鏡云曆仁元年五月十一日乙酉故左衛門尉坂上明定子息左兵衛門尉明胤領掌亡父遺跡事不可有相違之由合殿旨是石見國長田保播磨國巨智莊地頭職河内國藍御作手奉行近江國天福寺地頭等事云々
葉黃記云寶治元年八月十八日戊戌今夜關東使兩人向相國許即相具之被參院云々可被行德政事各執申之又神崎莊承久補地頭大略沒收繼進少年貢今止地頭一向可爲院御領云々

吾妻鏡云寶治元年十二月十二日辛卯有評定以其次就諸國地頭務有被定法事所謂縱押領以後雖過廿ヶ年不可依年紀本地頭者任先例新地頭者守變法可致沙汰之由云々

法云々

貞永式目云諸國守護人奉行事左右大將家御時所被定

法云々

貞永式目云諸國守護人奉行事左右大將家御時所被定

又云建長二年五月廿八日癸巳讚岐國法勤寺地頭職登岐七郎左衛門尉時重令兼帶本補新補兩様之由雜掌就訴申之有評定經年序之由地頭雖申之無其理之間於一方者可被停止然者可爲本司跡歟將又可爲新補歟隨望申可被仰下可注申一方之旨今日被仰下云々

又云弘長元年二月廿日壬子修理替物用途并院飯役事充課百姓事永停止之以地頭得分可致沙汰之由被定之三年八月廿五日壬申春日部左衛門三郎泰實被召放美濃國指深莊地頭職是當莊之沙汰人地頭有非法之由就訴申六波羅雖下召文泰實不應之仍注進其趣之間及此儀云々

志賀文書云酒井寺經免事志賀村兩方に壹町あてたためをくうち信寂房のかたの分には岩益用内壹町をもてたつへさかのよしきたありといへともかきりある地頭用作の内を料田になさん事は地頭の爲するもわつらはしく候ぬへければたくま殿のかたの法乘房か經免のをく信寂房の方にも上家分のうちをも而經免にはたてらるべきなりしかれば庄田の田やしきはもとより信寂房の分たるべきよしたくま殿をも申をきたる事にて候しかはくたんの庄田を

もて酒井寺の經免にはたてられ候岩益用伍町にをいてはもとつほをたかへす兩方貳町伍文あてにきたあるべきなり仍たためをくところ如件弘長四年正月廿一日尼深妙花押
鶴岡文書正應六年下知狀云鶴岡八幡宮座不冷本地供養法衆中供料事右伊豫國齋院勅旨田東方并恒弘名地頭分周防國小舖庄壹方預所職近江國報恩寺壹方地頭分爲料所之處不足之間駿河國入江庄内長崎郷參分壹并同庄楠木村所被寄加也

嘉元四年九月七日鎌倉下知狀云可令早神真光爲信濃國伊那郡中澤郷内中曾藏村參分壹地頭職事爲真以四箇村讓與後家女子之條雖似背亡父之命真道寺本自得父讓之上爲真以牛尾庄讓與真直以四箇村讓與真光之條非無思慮仍可謂相轉歟此上真直等不及鬱訴歟但爲真以中曾藏村讓與家子小次郎云々其理不可然歟仍以彼村參分貳者可爲真直分以參分一者可令真光爲地頭職之狀依鎌倉殿仰下知如件云々

東寺文書云東寺領伊豫國弓削島雜掌教念與三分一地頭小宮三郎次郎茂廣代廣行相論條々一末久名事右如六波

羅執進所陳狀者子細雖多所詮當名者田壹町壹段八十歩島拾參町四段也爲新補地頭之間給田島之外者可濟三年貢之處茂廣一向引募之條無謂之由教念雖申之如正嘉和與狀者以末久名任久行法師之例一向可引募給加徵之代之如正元下知狀者任和與狀可致沙汰之旨此上今更不能勘落之間雜掌訴訟不及沙汰焉

今物語云文學上人の歌に世中に地頭ぬす人なかりせは人の心はのとけからましとよみて我身は泰平にはまさりけり春の心はのとけからましといへる何候春にこゝろのあるへきをといひけり

太平記云武家朝陽不犯トモ殘星光ヲ奪ル、習ナレハ必シモ武家ヨリ公家ヲ蔑シ奉ルトシモハ無レトモ所ニハ地頭強シテ領家ハ弱ク國ニハ守護重シテ國司ハ輕シ此故ニ朝廷ハ年々ニ衰ヘ武家ハ日々ニ盛也

沙汰未練書云地頭トハ右大將家以來代々將軍家奉公蒙御恩一人之事也新補地頭トハ承久兵亂ノ時以沒收之地宛給所領等事也本新兩様所務事兩様兼帶所務トハ本補地頭トシテ下地一圓管領之上又新補變法ノ得分與之兩様兼帶ト云也○按已上二十五條は鎌倉將軍家の時の地頭なり

太平記云藤房卿被申ケルハ元弘大亂ノ始天下ノ士卒擧テ官軍ニ屬セシ事更ニ無他只一戰ノ利ヲ以テ勳功ノ賞ニ預ラント思ヘル故也爾共公家被管力ノ外ハ未恩賞ヲ給タル者アラサルニ申狀ヲ捨テ訴ヲ止タルハ忠功ノ不立ヲ恨ミ政道ノ不正ヲ偏シテ皆己カ本國ニ歸ル者也諫臣是ニ驚テ雍齒カ功ヲ先トシテ諸卒ノ恨ヲ散スヘキニ先大内裏造督可有トテ諸國ノ地頭ニ二十分一ノ得分ヲ割分テ被召レハ兵革ノ弊ノ上ニ此功課ヲ悲メリ又國々ニハ守護威ヲ失ヒ國司權ヲ重クス依之非職凡卑ノ目代等貞應以後ノ新立ノ莊園ヲ沒倒シテ在應官人檢非違使健兒所等過分ノ勢ヲ高セリ加之諸國ノ御家人ノ稱號ハ頼朝卿ノ時ヨリ有テ已ニ年久シキ武名ナルヲ此御代ニ始テ其號ヲ被止ヌレハ大名高家イツシカ凡民ノ類ニ同シ其憤幾千萬トカ知ラン

觀心寺文書云尾張國長岡庄地頭職爲當寺與隆料所所被寄附也追可被申出繪旨且可被存知者一品家御消息如此仍執達如件正平三年八月廿二日觀心寺衆徒御申右衛權佐清長○按已上二條は建武以來上家にて廢置せられし地頭なり
東寺文書云最勝光院領遠江國原田庄細谷郷雜掌定祐申年貢事右當郷一分地頭原孫三郎光高康永三年以來對捍ノ由

雜掌僧訴申仰守護人千葉貞胤加催促一畢如貞胤執
進光高去六月九日散狀者每年致其辨帶返抄云々然則
遂結解有未進者可究濟者下知如件貞和二年閏九
月十七日左兵衛督源朝臣花押

太平記云公家武家榮 前代相模守ノ天下ヲ成敗セシ時諸國ノ
守護大犯三ヶ條ノ檢斷ノ外紛フ事無リシニ今ハ大小ノ事
共ニ只守護ノ計ヒニテ一國ノ成敗雅意ニ任スレハ地頭御
家人ヲ郎從ノ如クニ召仕ヒ寺社本所ノ所領ヲ兵糧料所ト
テ押ヘテ管領ス云々

建武式目追加云諸國狼藉條々貞和二十二年一山賊海賊事糺
明出入之在所ノ有領主用意ノ儀者於其所者永可令
改補地頭職至本所寺社領者靜謐之程可被補地
頭哉否可經奏聞焉

後愚昧記云貞治二年四月廿四日癸亥傳聞山門訴訟事神與
動座可奉振洛中之由日來雖風聞訴訟不當理之間
武家不裁許之處將軍并道譽法師江州守護入道佐々木等
有夢想之告恐怖間去十三日沙汰落居出寄進狀於山門
了云々其案文繼左寄進日吉十禪師社近江國阿田郷地頭
職事右就高滿殺害狼藉之篇及神與動座之間奉優神
威永所寄附之狀如件貞治二年四月十三日權大納言源

ならず一國をも給ひ候する人は其國中の地頭御家人等の
書札も恐惶と書候て難あるましく候併公方を敬申にて候
し間家の疵に成ましく候

天山寺文書云伯耆國天山寺西明院雜掌中同國久左御牧地
頭職事早任今月十七日御教書之旨可沙汰附雜掌之
狀如件應永十年六月廿日佐々木信濃入道殿

東寺文書云勝定院殿様御教書案東寺雜掌中若狹國太良庄
地頭領家兩半濟并預所職事早退被管人等押妨一圓可被
沙汰付寺家雜掌之由所被仰下也仍執達如件應永
卅三年十二月廿六日一色左京大夫殿沙彌島山此御教書付
守護方之處不令遊行之上御教書抑留畢仍普廣院殿
御代三ヶ度被立御使御使飯尾守護御返事は在陣之大和
御對治上者且有御延行者可畏入候由申畢

建内記云正長元年五月十四日乙丑三寶院准后送使示給
云以休暇可預御尋云々則謂門跡有對面准后日號
御厨者則神官領也皆致上分員外輩知行下地者也云々
凡新御寄進可被破哉否事當代此間粗有沙汰爰河内國
和泉國敷河内國敷云々鳥取莊領家職鹿苑院殿御時御寄進神官仍地頭
取勝定院御時雖款申不達之被免夫地之居住者
可然之由雖款申神宮代官祭主無許容此地頭以外嗽儀

朝臣判寄進山門根本中堂近江國相原郷内得樂名地頭職事
右就崇永放火狼藉之篇及神與動座之間奉優神威
永所寄附之狀如件貞治二年四月十三日權大納言源朝
臣判

花營三代記云應安元年六月十七日寺社本所領事布施彈正大
也禁裏仙洞御料所寺社一圓佛神領下渡領等異他之間
曾不可有半濟之儀固停止武士之妨其外諸國本所
領暫相分半分沙汰付下地於雜掌可令全向後之知
行此上若半分頭人或違亂雜掌方或致過分之掠領者
一圓被付本所至濫妨人者可處罪科也將又雖爲
本家寺社領之號於領家人給之地者宜准本所領款早
守此旨云一圓之地云半濟之地嚴密可打渡于雜
掌矣次月卿雲客知行地頭職事爲武恩被補任之上
者難混所領可停止半濟之儀焉五年七月十一日日吉
神與道替料足事被付諸國段錢云々就被下院宣所
有其沙汰也所詮召出國之太田文寺社本所領并地頭御
家人等分領悉充公田一段別三十文急速可執進之若有
難澁之在所者守護使相共遂入部可致譴責矣
今川了俊書札禮云公方より始て被定さらんとは我等
か當職辭退の後は只恐々謹言とあはされ候是のみ

者也然者決定可致嗽々儀候間可被放被管人之號之由
島山申之放被管了如案令放火燒地下了仍以地
頭職一悉御寄進也勝定院殿御沙汰也仍地頭令牢籠之
條不便之間爾只今及此御沙汰云々

康富記云寶徳元年九月四日辛巳詣局務文第奉調之令
語給云大炊寮領内安藝國高屋保地頭職事奉公元仁平賀
爲勳功賞建永以來代々御判頂戴地也就寮領興行被
成下御教書之間平賀款申仍自管領此子細被申入
室町殿之由室町殿被仰下云寮領分明之處可被除之
條不可然雖爲御判之地者無力款替地可被下
寮歟之由被仰候間高屋保替地可被下之由約束御教書
被成下局務

蜷川親元記云文明十二年四月二日飯尾美濃方被參申越
中國高野領家職事天寶輪三條殿御知行にて候を先年混
地頭方被成御料所候其刻聽松院殿御時被申候處委御
尋候て可有御成敗由被仰候時節一亂出來候其已後細
河水橋混地頭方于今知行候任支證旨失之こと可
有知行之由公方様へ御申候

大館常興記云天文十年十二月二日晴光方より各へ以折
紙申三淵掃部頭言上本庄知行作州美耳領家職事孫三郎

掃部以當知行筋目被成ニ御下知候者可畏存云々次
松對申同美耳庄地頭并打越分事御下知儀何も無別儀也
○按以上十二條は足利將軍家の時の地頭なり

荒山合戦記云天正十年六月能登國ニモ一揆動亂ス其故ハ
昔日織田信長ノ爲ニ己カ所領ヲ被追出シ候諸大夫或ハ
地頭代官莊官等信長の横死ヲ聞テ時ヲ得テ一揆ヲ企ケルニ
奥羽永慶軍記云島國々時爰ニ上方新參野村多右衛門ト云者
アリ更木ヲ知行シテ毎年々貢所當ヲ貪リ百姓ヲ虐ケケル
ハ土民トモハナハタ困窮ニ及ヒ鬱憤ヲ挾ミ今度ノ一揆ニ
ニ與セシナリ根本勢ニ順テ圓成寺門ニ押寄セ聲々ニ呼リ
ケルハ日來年貢課役ヲ理不盡ニ剝取レシ更木ノ土民トモ
是マテ參リ候御地頭野村殿ハオハセンカ云々

豐臣家譜云文祿三年秀吉下ニ九條法制于諸人一其三曰天下
之賦稅三分二者地頭取之三分一者耕民可自取之慎莫
使田畝就荒蕪也

增補家忠日記云慶長四年八月四日松平忠一去夏卒シテ嗣
子ナキニ依テ朝比奈源六郎久貝忠三郎弓氣多源三郎檢使
トシテ伯耆國ニ在リ是ニ依テ下知狀ヲ賜ル條々一寺社之
輩町人百姓對奉公人不可致非分事一狼不可伐ニ
探竹木事一百姓以下他國へ於致關落者可爲曲事

治以前の地頭は必しも臨時に軍役の兵糧料にては錢を
收むるつかさにあらずとも其收納の法は地頭錢の義
にかなへる故に職掌の名とせしなるへし平家兵權をと
りし頃は大かた軍役に從ふ者の唱へることとなりたり
り文治五年にいたりて鎌倉殿奏請のま、天下一圓に此
職を置かれ段別五升の兵糧米を充てとらる、法定まり
てはいよ／＼唐の制に符合せり續古事談にもいまの地頭は唐の地頭錢の義にかなへる由なり
此れより以前は全く私に設けし職に而私領にのみ
置たりしものなりされは公家さまの記録には絶てみゆ
ることなし源行家源義經平家追討の後四國九州の惣地頭たるへき由の院宣を給はりしは亂世の權勢にして常の例にあらず
文治には勅許によりて公私の差別なくこのつかさを置
くへき法となりければ郡郷庄保のこる所なく地頭職を
補して兵糧米を收納する事となりぬ此職はもとより幕
府の御家人たる者の所職なれとたまさかには公家さま
の人も武家に昵近するたくひは一郷一村の地頭職を申
給はりしもあり或は神官なども功ありて地頭をかねた
るもま、あり又地頭職たる輩その知行の地を門族に分
與する時妻娘及近親の婦女などにも一所の地頭を授け
しことあり或は他姓の子をわか子に准して譲りしもあ
りさらに他姓の人に賣渡しも聞ゆ凡地頭の職たるもの

但地頭代官非分之儀於有之者上使并番頭其國之年寄中
へ可相屈事右條々於違背者可被處嚴科之旨依
仰下知如件慶長十四年八月四日相模守佐渡守

按地頭職を設けしは起源何れの世にあるを詳にせされ
とも思ふに諸國の庄園年々に倍増し私領の土地多くな
りてよりは已後の事にて其領主の家々より私にこの職
を設け置き年貢收納の沙汰をなさしめしに始まりしな
らん此事吾妻鏡文治元年十二月廿一日の條にみゆ既に本文に引けりこれは藤原氏ひとり國政
を掌握せし後のわざにして一條三條の兩帝の際に起り
しなるへし世俗の說に文治中鎌倉殿初めて地頭職を設けられもと
領家の私に置るものなる故に其職を地頭とのみはいは
すして領家代公文下司目代など、もとなへしなり河内

松守縁起に見ゆ其文は次に出保元平治の後平氏の門族國柄を
せし地頭代の按中に引けり
執せし間は其私領多くなれるゆゑに何れの地にも地頭
職を置き收納のつかさとなせり平族地頭を置しことは吾妻鏡及長門國守護職次第に見えたり
り何れも本抑もこの地頭の名目はこなたにて設けしには
文にひけり
あらす唐の制に始れる名稱也國用念なる時米穀にかへて諸郡しむるを地頭錢といへるに課せて毎款に二十錢をいたさ
よし唐書食貨志に見ゆ
さてはもとより町段の數に従ひて
あて召さる、か故に地頭錢の名もありしなるへしされ
は其事をつかさとる者をやかて地頭職といへるなり文

は兵糧米を収むるを常の務とし事ある時には守護人の
催促に應じ惣領に從ひ軍役を勤め常には京師の大番鎌
倉の大番其外の諸役何れも例に任せて勤仕するならひ
なり女子の所領もしくは主人幼少にてみづから軍陣に
出る事能はざるものは代兵を出して事に從はしむ又
神官のたくひはみづから軍役をつとめしもありされと
公家さまの人は其事なりかたければ大かたは錢を出し
て贖ひしなるへし○但公家の輩の此職をもつては殊さらばあり
と思 足利殿の時にいたりても大かたは鎌倉の制になら
はれしかはさばかりの沿革もなかりしか關東は應永に
禪秀の亂ありしより法令や、みたれ畿内中國は應仁の
亂より古法漸くすたれしかは所領をはなれて守護の家
人となる地頭も有又現在の地頭といへとも力たさる
ものはおのつから守護の門客に列するもありしなり然
れとも悉く舊制を廢せしにはあらざりしかは天文弘治
の際までは全く守護の家人ならぬも諸國に多かりしな
り但兵糧收納の法は古制にかなはずなりぬ是併戰國の
ならひにてさもあるへきことなり織田豐臣の世となり
ては二ヶ國三ヶ國の領主もいてきて其國內の武士なへ
て領主の家人となりしかは地頭といふとなへは旗本に

延候する一郷一村の領主にのみ残れり今の世も大かた其ならひなるへし

○地頭代又稱地頭代官

吾妻鏡云元暦元年四月廿三日辛卯被遣懲勸御書於常陸目代常陸國務之間事三郎先生謀叛之時當國住人除小栗十郎重成之外併被勸誘彼叛逆奉財御方或近入與州如此之間以當國南郡充給下河邊四郎政義畢而南郡國役責勤之間云地頭得分云代官經廻於事不合期之由所敷申也彼政義者殊糸惜思食者也有限所當官物恒例課役之外可令施芳意給候云々

又云文治元年八月廿一日辛未鹿島社神主中臣親廣與下河邊四郎政義被召御前遂一決是常陸國橋郷者被奉被社頭訖而政義以當國南郡總地頭職稱有郡内押領件郷令謹責神主妻子等利可從所勤之由取條文之旨親廣訴申之政義雖伏願失陣謝爲眼代等所爲一歎之由稱之仍停止向後濫妨任先例可令勤行神事之趣神主蒙恩裁云々

明月記云建永元年五月四日今日江洲新地頭代官送書札并牛馬等來十二日於京可獻之由以忠弘令答

藏守判相模守判

久米田寺文書寶治二年十二月五日下午知狀云和泉國久米多寺別當僧祐圓與同國山直郷四箇里地頭代沙彌西生相論當寺免田四町參段餘事右對決之處如祐圓申者當寺免田貳拾陸町餘散在六ヶ郷代々國司無妨承以後爲守護人逸見入道奉行被尋在應之時承久以往古本免之由進勸狀之間六ヶ郷地頭去退畢

新編式目追加云一重犯山賊強盜輩事右彼輩者重科也不可不禁須處罪科但重犯者賊物令露顯證據分明之族事也以嫌疑無左右搦捕其身及拷訊責取壓狀稱白狀令斷罪之條甚不可然若背此儀致理不盡之沙汰者云々地頭代之沙汰人可令改易所職也一與大道夜討強盜事近年殊峰起之由有其聞是偏地頭沙汰人等無沙汰之所致也早所領内宿々居置宿直人可警固之如然之輩者不嫌自領他領不可見聞隱之由召取住人等起請文可被致其沙汰若猶背御下知之旨令緩怠者殊可有御沙汰之狀依仰執達如件建長八年六月二日相模守判陸奥守判

吾妻鏡云康元元年十二月廿日丁丑就六波羅問注條々有被仰遣事云々可書正地頭交名事其莊地頭某止

吾妻鏡云建永元年六月七日丁亥越後國三味莊領家雜草依訴訟參向令寄宿大倉邊民屋處今曉爲盜人被殺害一曙之後左衛門尉義盛尋沙汰之稱敵人召取件莊地頭代云々

貞永式目云隱置盜賊惡黨於所領内事被停止守護所使入部所々事同惡黨等出來之時者不日可召渡守護所也若於拘惜者且令入部守護使且可被改補地頭代也若又不改代官者被沒收地頭職可被入守護使矣吾妻鏡云延應元年九月十一日丁丑諸國地頭職等以山僧并商人借上輩補代官事一切被停止是爲貪當時之利潤不願後日之煩以如此輩補代官之間偏忘公物備只廻私用計之由依有其聞也

新編式目追加云西國住人等號神人構事於左右好寄物功物之沙汰致狼藉問守護所地頭代等及相論之時者忽及喧嘩云々不致沙汰者定彌乘勝歎甚不便也神人於致狼藉者可解却神職若非職之輩募神威令濫行者可被處罪科之由可被觸申別當貫首也抑向後自由濫吹尋取神人交名并在所注文可被召仰守護人地頭等隨訴訟出來爲致穩便之沙汰存此旨可被申沙汰之狀依仰執達如件天福二年二月一日駿河守殿武

載天不書正地頭之間聊涉不審一歎地頭某代官某止正員代官共以可被書之矣

東寺文書云東寺預伊豫國弓削島雜掌教念與當島三分二地頭小菅兵衛次郎入道西緣令去息又三郎賴行代行廣相論所務條々事右任今年五月十八日關東御下知可致沙汰之狀如件永仁四年八月十三日越後守平朝臣花押丹波守平朝臣花押

伊豫善應寺文書云苑補孫四郎跡名田島事僧出雲房所右孫四郎依預御勸氣被收公名田島被刈召當作毛畢中有限御年貢以下御事任先例可致其沙汰之狀依仰下知如件嘉元二年十一月日地頭御代官左衛門尉菅原花押

東寺文書云被遣地頭代六波羅殿御教書案嘉元三東寺領若狹國太良庄雜掌賴尊申當庄百姓等背先例打止公事之由事重訴狀具書如此爲被明來月廿日已前可召進百姓等之狀如件嘉元三年二月廿二日地頭代遠江守在判越後守在判

又云御年貢之船急可令進上之由催促仕候所六月中まて雨ふり候て壘を燒す候之間于今延引恐歎入申候當年者下地事行候は任請文可進上之由相存候當地頭代五

月中下向候て可令相分候由契約申て未下向仕候爲御不審令進當頭代圓詮狀令進之候御披露之後は可返給候歟六波羅殿於沙汰は可申沙汰仕候由伊豫房申合候之所不知案内之仁候へは無沙汰事等候歟相存候は伊豫房を被召候て可被仰合哉らん且當時御領事に候へは私ならず候てかやうに申候委細事は使者可申候謹言八月十五日謹上東寺公文衆法橋榮定花押十四條以上の地頭代なり

白河文書云下陸奥國金原保内羽尾村加神講地頭代職事知次郎重秀右依合戦之忠所充行也於公事者守先例可領知之狀如件元弘四年正月廿日按和知氏は白河結城の家人にて主家より此職を命せられしなり次の一通又おなし又云下野國那須上庄内横岡郷地頭代職深手向事知次郎重秀右爲恩賞所充行也任先例可領知之狀如件延元三年六月十五日

若狹國稅所今富名領主次第云一色左京大夫詮範明德二年十二月廿七日より御代官小笠原三河入道淨鎮又代武田右京亮重信入道淨源入部審問左衛門三郎應永三年正月廿五日又代淨源死去之後子息左近將監長盛守護代并地頭代にて當濱に住居按詮範は富國の守護にて今富名の地頭なり故にまた守護代も地頭代なれたるなり

武家名目抄第五十三册

塙檢校保己一編

職名部 卅一上

○目代

吾妻鏡云文治三年正月十九日辛酉文治元年所被寄附于希義主墳墓之土佐國津崎在家等爲甲乙人一致濫妨狼藉之間琳猷上人參訴右武衛保仍可停止濫吹之由被加下知訖彼上人雖可參訴關東行程隔遠路之條武衛爲二品御耳目在京之間如此云々按二品に目代の稱目代の義にかなへるを以て二品のす

又云建久二年閏十二月廿五日己巳梶原刑部丞朝景申云去十六日左府禪閣實定薨給云々幕下殊歎息給關東有由緒日來所被重之也梶原者又朝景景時共以浴被恩澤云云景時者依幕下御吹舉先年爲美作國目代云々按公美作の國司にありし故に鎌倉殿より景時を推舉しその目代になされしなれば武家の職掌にあらずといへとも武家の御家人として公家の目代となしことたまさかの例なるを以てこゝにひけり

鎌倉大雙紙云應永三年の春の頃小山若丸與州へにけりたり宮方の餘黨をかたらひ隠れ居たりしか奥州は關東の

蟠川親元記云寛正六年九月八日癸丑御母御知行越前國高柳保地頭方之事各別之處領家方南郡光明院領代官甲斐備後四郎より段錢檢所等事動申懸之及違亂云々仍奉書兩通彼名主沙汰人中へ貞雄親元兩判一檢斷事者領家代官に地頭代官御契約之時一圓檢斷以引懸如此可被經上裁之間可相處云々

按地頭代は地頭職の代官なりたとへは國司の目代守護の守護代の如し其職掌は主家の領地に在住して年ことの收納はさらなりすへて地頭のなすべきことをは沙汰するつかさなり文治より以前は地頭すら全く私に設けし職なりければ地頭代はことを待すしてしるべきなり河内國小松寺縁起に保延五年の奉加領あり夫に寄付の名簿あり交野郡領家代並房高宮郷地頭代宗時田原郷地頭代信通印寺郷地頭代並信同郷下司代信教田原郷公文代放智山郷下司代西信甲賀郷目代定真など記せりこれ地頭代のものに見えたるはしめなり然るに文治よりこのかた地頭はうけはりたる職掌のこととなりければ其限代もおのつから勢ひを得るさまにはなりしとみゆ限代は即地頭代にて常にはこれを代官となへしかいつとなく定まれる稱へとなりて足利殿の中頭よりこなたには大かた代官とのみいふこととなりぬ猶限代代官等の條を合せ考ふへし

分國と成て鎌倉より代官目代數多下り隠家もなかりしかは奥州の住人田村庄司清包をたのみて古新田義宗子息新田相州ならひに其いと刑部少輔をかたらひて大將と號し白河邊へ打ていつる云々

又云應永十七年五月のころより公方滿兼御病氣以之外にして身體次第に衰へ七月廿二日御年廿二にて御早世あり犬懸之管領朝家入道禪助は此君をかへそたて申七十におよふまで御後見にてありければ御吊の時よりわか家にかへらす僧衣を着し則上總國長柄山胎藏寺に隠居して武州目代をは鹽谷備前守に所申付鎌倉の執事をは上杉右衛門佐氏憲に被仰付按二品に目代とあるは守護代なり

室町日記云山崎善四郎主殿目代小濱金左衛門六具しめて十文字の鍵杖につき弓手に團扇を持って諸勢にた、かふへからすはやく引とれと下知しければむらくはつと引たりけりされはこそと云ま、に二町はかり追すて、引かへす目代これを見てすかさす付よといひければ又引返し弓鐵炮を打かくる

初井日記云信長御秀治宗攝州ニテ將軍ヨリ申付ラル、御陣場ハ大手分トテ伊丹池田并御領ツ、キノ處々ナリ宮谷莊八郎平手伊賀永田刑部福富平左衛門等目代ニテ候

又云水上宗長信長モ信忠モ右ヨリ和談入ヨ勇士ノ家ニテ惜キ次第ト度々下知スル旨ナレハ三七上野七兵衛ヲモ尤ト分別シテ大膳院西藏院高屋筑後ヲモ召候テ存念ヲ申シ并ニ三七上野ヲカ目代使ヲ認メテ神文マテ巨細ニサダシテ申シ送ルハ信長當國ニ對シテ怨敵ノユヘアルニ非ス候

箋輪軍記云安中松井松井田の城主安中越前守忠政も矢炮とはし或は控出し命を惜まず防しか次第に打死して殘軍兵勢力つかれはて或は痛手を負ひ今は防く手たてなくして越前守無是非平甲す是にて城中は小宮山丹後守目代入變り越前守は甲兵大勢引率し來て自退致せり

太閤記云筑紫中國八ヶ國の太守毛利右馬頭輝元其勢四萬餘騎羽柴備前宰相一萬餘騎目代として黒田官兵衛尉龜井武藏守相添同國とき枝の城を拵へ可申旨被仰付ししかは夜を日につき急ぎける程に三月廿八日出來し即うつり給ふ○按こゝに目代さあ

又云元就群家々を尋搜て能首を取て參りけるには銀子五枚三枚つ、遣しけり關の目代か子甚三郎來て判官殿供之上下三十人計にてあれる在所へ唯今のき候そと告しかは鹿之助押寄くるくと引卷一人も殘さず撫切にし云々

ニ御出右兵衛督殿常陸介殿御同道目代中村と申者併を進上候得は御機嫌能候て中村御時服拜領○按中村は義殘後覺云女房手の出世中頃ノ事ナルニ信州ヨリトテ美目姿世ニ美敷下薦女房結構ナル乗物ニ乘テ日本一ノ手書ナルニ因テ都へ出世ノ爲ニ上リ給フ漸々上ル程ニ草津ニ著ニケリ(中略)料紙ヲ調へ御乗物ノ中へ指入ケレハ暫ラクアリテ伊勢物語ノ歌ヲ二首遊ハシテ給リケリ主押戴テ驢テ所ノ目代ニ見セ侍リケレハ扱モ々々見事ナル手跡哉弱シテ強ク風情柔ニ見ヘテ墨付ウツリ云ン方ナシ寶ニコンハアレントン褒タリケル

按目代といふ名稱はもと人の耳目に代るの意なりいしへ公家政務のほとは常に目代とのみいへは大かた國司の代官をいふ事なりき其職には我子姪にもあれ家子郎等にもあれ國司たるもの、意に任せて定め置事にておほやけにはいろはぬならひなり但佛寺にも目代僧といふ雜務を攝するものなり鎌倉殿守護地頭を置れし後も諸國の國司は猶もとのごとく國務を行ひければ目代をも置たりされは武家には其名にまかへしとして代官の事をはすへて眼代といへり足利殿の世にも始の程は猶眼代の稱残りしかと此時にいたりては國司は皆揚名の官となりて治務を

又云奥州九坪之城堀奥方之先驅は蒲生忠三郎氏郷等也堀尾は目代として相添給へは日々安泰なる事のみにあふて一入殘多侍れはいかなる幸にもあふて勇功の譽を得まく欲しけり○按こゝに目代とあるも目附なり次に引

奥羽永慶軍記云和賀神貫一去ル八月中旬淺野彈正少弼長吉秀次公ノ御先手トシテ奥州下著ノ刻稗貫ノ郡鳥屋崎ノ城ニシテ諸所ノ仕置セラレケリ(中略)長吉シハラク鳥屋崎ニ逗留アリシ頃所々へ代官目代ヲ居置支配セシムル所所ニ謂先水澤ノ城ニ檜崎兵左衛門尉江刺ニ井口内記鳥屋崎ニ淺野莊左衛門尉其外大興寺目代寺林目代等ナリ

又云佐高覺傳天正十八年ノ事トカヤ太閤相國ヨリ奥州へ數多ノ代官目代ヲ下シ居置給へ共皆伊勢守カコトク政道邪ナリ

松原自休手録云慶長四年從夏ノ頃朝鮮ノ目代在諍論於伏見ノ城決之竹中伊豆守毛利民部ト福原右馬助太田飛騨守垣見和泉守熊谷内藏允早川主馬首也

長曾我部家格云中五郡代官庄屋一朝倉市代官目代光留彌吉郎一蓮池市代官目代豐永藤五郎一手結庄屋長樂寺刀禰九郎右衛門

慶長年録云慶長十六年十月廿六日大御所様戸田へ御應野行ふ事絶しより目代を置事のなくなりしま、におのつから此名武家にうつりて守護地頭代などのたぐひを目代といふことにてきたりしなり又目附の職を目代と記せしものも見ゆれとこれは其本意にたかへり何となればもと目代といへるは主人の耳目に代りて事を行ふを要とし目附は己か耳目をもて監察をなすつかさなればなり其所職の同異輕重ある事准してしるへし猶眼代の條を合せ考へし

○眼代

吾妻鏡云元暦元年三月十七日丙午板垣三郎兼信飛脚到來其趣應貴命爲追討平家赴西海也而適列御門葉奉ニ方追討使可爲本懷之處實平乍相具此手稱蒙各別仰於事不加所談剩云西海雜務云軍士手分不交兼信口入獨可相計之由頻結構始終爲如此者頗可失勇心居住西國之間諸事兼信可爲上司之旨賜御一行當于眉目云々此事會無許容不可依門葉不可依家人凡實平真心者難混傍輩之上守眼代器示付西國巨細訖如兼信者只向戰場可棄命一段也云々○按こゝにいへる眼代は鎌倉殿の代官なり

又云文治元年四月廿六日己卯近年兵革之間武勇之輩耀

私威於諸莊園致濫行歟依之去年春之頃宜令停止之由被下給旨訖而關東以寶平景時被差定近國總追捕使之處於彼兩人者雖存廉直所補置之眼代等各有猥所行之由漸依人之訴就之早可令停止之旨所被成御下文也云々八月廿一日辛未鹿島社神主中臣親廣與下河邊四郎政義被召御前遂一決是常陸國橋郷者被奉被社領訖而政義以當國南郡總地頭職稱在郡内押御件郷令誼責神主妻子等剩可從所勘之由取條文之旨親廣訴申之政義雖伏願失陳謝爲眼代等所爲歟之由稱之云々二年六月十七日癸亥梶原刑部丞朝景自京都進使者執申内大臣家訴事是家領等爲武士被押妨事也所謂越前國北條殿眼代越後介高成妨國務般若野莊藤内朝宗(中略)各或三年或一兩年煩所務抑乃實云々三年五月廿六日丁卯宇治藏人三郎義貞代官押領伊勢國齋宮寮田柳郷内所々云々可被糾明之旨自仙洞被仰下之即被尋問義定之處在鎌倉既及多年之間不知彼國子細可召進眼代之由謝申之九月廿七日乙丑島山二郎重忠爲四人被召預千葉新介胤正是依代官真正之奸曲大神宮神人長家網訴申故也云々十月四日辛未重忠著于里見冠者

義成座上諸傍輩之浴之恩之時者先可求眼代之器量無其仁者不可請其地重忠存清潔太越傍人之由挿自慢意之處依真正男不義逢耻辱畢云々又云建久二年十二月一日乙亥北條殿被獻盃酒玩飯同室家參御前給武者所宗親越後介高成等候陪膳高成可令格勳于營中之由被仰下日來北條殿眼代也然而彼家人異他之上爲室家外甥又依有文章被召出之云々四年二月廿五日壬戌平六左衛門尉於京都卒北條殿腹心也且爲眼代且爲御使在京多絶勳功訖人々令惜也又云建長八年十一月廿一日己酉相州赤痢病事滅氣云々今日被讓執權於武州時又武藏國務侍別當并鎌倉第内同被預申之但家督幼稚程之眼代也○按已上四條は鎌倉殿の時所職なり鎌倉大雙紙云應永卅一年十一月廿日奥州の稻村殿鎌倉へ御上り是は今度御和談事無御心許被思召奥州には眼代殘置御上りの由にて永安寺に御座云々○按稻村殿は足利備前守としてかし、管領としてし、に居住せし人なり按眼代も目代といふに同じく人の耳目に代るのこゝろなりさて前條にもいひし如く鎌倉殿の時には國司の代官を目代と稱せし故にそれと名稱のまきれん事をいと

ひて武家には代官の事を眼代とよはれしなり其職の輕重はこれを置る、主人の尊卑に准する事なりされは將軍家にも眼代の稱ありて守護はもとより地頭の輩にいたるまで其代官をはなへて眼代といへり足利殿の初政まては其名殘ありしかとやかて武家にも目代といふ名いてきければ眼代といへる稱は絶しなり尙前條をも合せ見るへし

○郡代

季瓊日録云寛正元年八月十七日鹿苑院領三川國赤羽禰郷有破損船自郡代方打入濫妨狼藉釋放火政所之由自院被嘆申旨披露之即可改郡小代官還奪取賊物止下已後綺之旨於一色方被仰出○按郡小代官は小守職代をいへるなり官地論云武者一騎出來以大之音鐵枯高名乘過河合藤左衛門尉宣久也國中面々代罷出御返事申也將諸勢打立事強非可敵對申全自身之命爲仰後日訴訟情案此濫觴是非政親之意巧併依佞人讒言也願令達民間之愁訴如然之輩被誅戮者急度注交名可捧申然者御屋形様奉仰國主參州用郡代可申如此群訴有御承引者群衆各々可啓喜悅之眉不然者乍緩急責上山城御生涯可爲今日之間乍恐此趣所仰上察也

○按參州とは高麗政親の郡代山川三河守の事なり又云從越中口註進申次第越中四郡之郡代雖頂戴奉書賀與越如唇如齒無唇齒寒今度合力可有如何雖會議上裁頻聞不及力去來打立東方郡諸勢濱放生津取陣中郡之衆吉江日澤取陣利波郡軍兵打寄進沼云々御事始記云島山にては遊佐しゐな神保譽田御成申といへとも是又何の御代に申たると云事無之也譽田紀伊國之郡代を持たる時公方様熊野御參詣候其時旅宿之御宿を申たるを御成申たると歟是は一向各別之事也勝軍地藏山軍記云高政高屋城ヲ出ル條河内守護島山高政遊佐長教死去ノ後長教子息イマタ幼稚ナレハトテ安見美作守ヲ遊佐名代ニ河内守護代ニ定メラル、是ハ中村圓賀カ子也ケルカ器量アリケル聞ヘ有テ安見養子トシ其跡ヲ令繼今郡代ノ遊佐死後ニ高政ヨリ美作守ニ守護代ヲ持セケル

二水記云大永八年十二月卅日傳聞柳本出洛仍三好被管塩田若狹守近日出京爲山城國郡代也蟻川親俊記云天文十一年六月十一日庚寅御料所桐野河内村之内押領分事度々雖被仰出候于今依無一途之種々非分儀申懸之候殊更去年以來人夫等儀無盡期召使候然上は某人御政一向仕問敷候由如此注進狀到來候

幸波多野在京仕候間急度可被仰出ニ事肝要存候右京大夫殿雖被仰付候由候同篇迄候間御料所無正體候此刻急度郡代以下嚴重請狀被執進之彼押領分被相渡候様御披露專一存候天文十一年六月十一日飯中松對へ甲陽軍鑑末書云天文十六年二月廿一日ニ秋山馬場兩侍大將ニ小幡山城ヲ指添ラレ信州伊奈へ御手ツカヒノ働アリ三ヶ所ノ取出ヲ落シテ伊奈郡少御手ニ入郡代ニ秋山伯耆ヲ指置ル也

甲陽軍鑑云鹽尻合板垣衆諏訪衆を討取其數雜兵三百あまりの頭をとり勝時をあくるそれによつて諏訪郡代板垣信形に仰付られ候

又云信玄義信永祿五年壬戌六月吉日に太郎義信公へ信玄公中興成條より飯富兵部殿跡部大炊助長坂長閑三人を御使になされ四郎勝頼を諏訪の頼茂跡目と號し信州伊奈の郡代になされたかたとをに置申へきとあれは義信公尤と被仰に付四郎勝頼公たかとを城代也

又云甲州味方信玄公御代に東美濃岩村きりか城を攻おとし城代に秋山伯耆守信州先方には座光寺を始三頭都合秋山伯耆共に四頭貳百五十騎あまり右の城御番勢に伯耆守付らる、時遠山の郡代は秋山伯耆守也

當代記云永祿十一年十二月武田信玄駿州へ出張當國ノ主氏眞不_レ及ニ一戰遠州掛川へ被退掛川城主朝比奈備中守氏眞爲_ニ臣下_一遠江國爲_ニ郡代_一氏眞ヲ本城へ引入籠城翌春迄上下ノ人數ニ酒肴以下迄無_レ懈怠_一モテナシケル奇特ト云々

東奥軍記云津輕其時高信諸卒ニ下知シテマツシクラニ討テ掛ル津輕勢不及ニ一戰總軍一度ニ崩レテ散々ニ退散云々終ニ大將ヲ討取無_レ事故_一津輕三郎討從へ玉フ也其後左衛門尉安信ノ命ニ依テ石川ノ城ニ居住シ晴政ノ御代マテ津輕三郎爲_ニ郡代_一津輕ヲ下知シ玉ヒ高信御逝去後相續テ郡代ヲ指ヲカル然ルニ信有公ノ御代ニ成テ御舍弟彦二郎政信ヲ津輕郡代ト相定メ波岡ノ城ニ指置ル○按高信は安信の弟なり

義光物語云去程に庄内の郡代として東善寺右馬頭に瓦浦の城を預け置給ひ介添として近習に召仕給ふ中山玄蕃を遣し被_レ置ける

奥羽永慶軍記云秋田實泰討_ニ扱_一モ實泰ノ室ハ其年得_レ病身退_ニ又實泰モ幾年不_レ經_一シテ病死シニケリ是ニ依テ比内ニハ城之助ヨリ五城目兵庫秀兼ト和田内膳兩人ヲ郡代トシ置レケリ

增補家忠日記云天正十年十二月廿一日大神君甲信兩國ノ十郎重成_ニ之外併被_レ勅_一誘彼反逆_ニ奉_レ射_一御方_ニ或迹_一入奥州_ニ如此之間以_ニ當國南郡_一充_ニ給_一下河邊四郎政義_ニ畢此一兩年上洛度々合戰竭_ニ忠節_一畢而南郡國役責勸之間云_ニ地頭得分_一云_ニ代官經廻_一於_レ事不_ニ合期_一之由所_ニ歎申_一也彼政義者特絲借思食者也有_レ限所當官物恒例課役之外可_レ令_ニ施_一考意_ニ給_一候於_ニ當官物_一無_レ懈怠_ニ可_レ令_ニ勤仕_一之旨被_ニ仰合_一候畢定令_ニ致_一其沙汰_ニ候歟地頭職所當官物無_レ對捍儀_ニ者雖_一何輩_ニ何其煩候哉_一以此旨_ニ可_レ令_ニ申旨_一鎌倉殿所_ニ仰候_一也仍執達如_レ件四月廿二日常陸御目代殿俊兼奉

又云文治二年三月廿四日壬寅播磨國守護人等事在廳注文二通并景時代官注文等爲_ニ同人奉行_一被_レ下_レ之可_レ施行_一之由云々北條殿近日依_レ可_レ被_レ歸_一參關東_ニ公家殊被_レ惜思_一食_ニ之由帥中納言被_レ傳_一勅旨_ニ是則亦公平忘_レ私之故也且其身雖_レ令_ニ下向_一差_ニ置穩便代官_一可_レ令_ニ執_一沙汰地頭等雜事_ニ之旨度々被_レ仰下_一之處敢無_レ其仁_一重_ニ一旦勅定_一差_ニ置非器代官等_一若有_レ現_ニ不當之事_一者還可_レ有_ニ其恐_一歟之由固辭及_ニ再三_一但洛中警衛事者示_ニ付平六時定_一内々二品仰也云々三年三月十九日辛酉依_レ被_レ重_ニ上宮太子聖跡_一法隆寺領地頭金子十郎妨事可_レ停止_一之趣去年下知給之處猶不_レ靜之由寺家帶_ニ院宣_一就_ニ訴申_一遣_ニ雜色里久_一可_レ止_ニ鴈莊

令_レ下_レ給_レテ甲府ヲ出玉_テ濱松ニ御凱旋_于時成瀬吉右衛門尉日下部兵衛門尉ヲシテ甲州ノ奉行職ニナサシメ玉ヒ平岩七助ヲ以テ甲州ノ郡代ニ定メラル

按郡代は郡邑の代官といふ意にしてもこれ守護代の別名なりされと鎌倉殿の時には此名あることをさかす思ふに室町殿の頃に云いてし名稱なるへし天文弘治の頃にいたりても畿内のほとりには猶古の如く守護代のことを郡代といひしか邊境の地にては其法や、みたれて一郡にもあれ二郡にもあれその所を預るものは郡代といふならひとなりぬもこの職は守護の別職なるか故に非常のことを専務とし一國をして平治ならしむるのつかさなりそれか世をふるま、に租税のことをもかねつかさとするさまになりてことにそのしなはなへての代官よりはあかれるものなれば權威もつよく事としてあつかからざる事はなくなれり後に郡奉行大代官などいふもの大かたこの流なりなほ守護代郡奉行等の條を合せ考ふへし

○代官

吾妻鏡云元暦元年四月廿三日辛卯被_レ遣_ニ慰勸御書_一於常陸目代常陸國務之間事二郎先生謀叛之時當國住人除_ニ小栗

六十百十五

押領之由及沙汰云々下播磨國嶋住人可令停止金子十郎妨之由去年依院宣令下知畢而金子十郎入置代官令押領之由重所被仰也甚以不當之所行也自今以後早可令停止其妨若猶不用者召誠其沙汰人所下遣使者里久也早可令停止廢彼妨之狀如件文治三年三月十五日四月廿九日丙申三日公卿勅使驛家雜事伊勢國地頭御家人等多以對捍之間召在廳等注進狀被下之仍今日二品覽彼目錄云々件目錄云文治三年三月廿日公卿勅使伊勢國驛家雜事勅散狀事合(中略)一不勤仕莊生莊預所次官現能代官民部大夫龜重五年二月卅日壬寅長門國阿武郡者為沒官領內之間為勸賞雖賜土肥彌太郎遠平為御造作抽取可去進地頭職之由依有勅定可退出之由被仰之處遠平代官于今居住之由及遠聞之間重被遣御書下長門國阿武郡前地頭遠平代官可令早退出郡內事右件地頭職可令停止之由被成下院應御下文之處遠平代官于今淹留致濫妨之由有其聞所行之旨甚以不當也早可令退出郡內之狀如件以下文治五年二月卅日

莊園有六ヶ所而守護人藤九郎入道運西代官善耀被押妨之由自神宮依訴申之為廣元朝臣奉行被尋問運西之處於六ヶ所者御奉免之後更以不交其沙汰之由善耀內々申之旨昨日進請文云々
又云承元三年三月一日甲午高野山大塔料所備後國大田莊乃貢對捍之由寺家訴申之仍有其沙汰之處彼使者僧與地頭大夫屬入道代官及口論依為御前近々兩人共被追立於此事者暫可開之旨直被仰下云々
長門國守護職次第云天野和泉守政景貞應元給之代官小田村左衛門尉
貞永式目云諸國守護人奉行事右大將家御時所被定置者大番催促謀殺殺人付後討強盜山賊海賊等事也而至近年分補代官於郡郷充課公事於庄保非國司而妨國務非地頭而貪地利所行之企甚以無道也云々至代官者可定一人也
又云代官之置有殺害以下重科之時件主人召進其身者主人不可懸科但為扶代官無咎之由主人陳申之處實犯露顯者主人難逃其罪科仍可被沒收所領主代官者可被召禁也
又云寬元四年三月十八日讚岐國御家人藤左衛門尉進

海賊一事彼國守護人三浦能登前司光村代官注申之間六波羅又被執申仍有沙汰云々
東寺文書云東寺御領若狹國太良庄雜堂重言上地頭若狹國四郎入道號大番役用途一切充段別錢二百五十文致苛法責問先例不勤仕由令訴申處彼代官忠頼構百曲陳狀無謂子細事云々

又云其頃攝津國葛葉ト云處ニ地下人代官ヲ背テ合戰ニ及事アリ彼本所ノ雜掌ヲ六波羅ノ沙汰トシテ莊家ニシスヘン為ニ四十八ヶ所ノ箒并ニ在京人ヲ催サル、由ヲ被披露是ハ謀叛ノ證ヲ落サンカ為ノ謀也○按此ハ雜掌ト代官ナリ以上十三條ハ鎌倉ノ時ノ代官ナリ
後愚昧記云貞治二年八月十四日自畑飛脚到來當莊半濟為守護計充行當國住人村上帶刀之間彼村上入代官於莊家之間稱不可用之立飯了者
花營二代記云應安五年七月十一日當參輩所領事仰所務代官可京濟之旨相觸之且領主之名字田數之分限可注申之焉

若狹國今富名領主次第云相模守高時應長元年十一月より御知行之御代官工藤右衛門入道果曉正應三年六月より正安三年九月まで國代官次工藤次郎右衛門尉貞祐果曉の子正安三年十月より正中元年九月迄國代官帆足入道成順正安三年九月之しやうかんの子也京代官肥前房有死去の後は會弟上野房有尊なり○按工藤父子は守護代にて地頭代なかり成順は小守護代にて地頭代の又代なかり國體有尊等は全く地頭代の又代なり當時今富名の地頭職を承るによりて北條氏これを領知し守護代に命じて地頭代なかりめたれとされは大かた在鎌倉なりければ又代官を京師と國とに置て年貢納下のことなつかしらめしなり

太平記云北野通記尼公泣々サ候へハコソ我ハ親ノ讓ヲ得テ此所ノ一分ノ領主ニテ候シカ夫ニモ後レ子ニモ別テ便ナキ身ト成ハテ候シ後總領某ト申者關東奉公ノ權威ヲ以重代相傳ノ所帶ヲ押取テ候ヘトモ京鎌倉ニ參テ可訴訟申代官モ候ハネハ此二十餘年貧窮孤獨ノ身ト成テ麻ノ衣ノ淺猿ク垣面ノ柴ノシハ、モナカラフヘキ心地侍ラネハ云々○按此は地頭代官なり

後愚昧記云永和三年七月十三日去月於越中國國人與守護代合戰守護方乘勝之間國人等被討漏之輩逃籠武藏守所領太田莊之處守護勢寄來而猶討殺餘黨輩又燒拂莊內了仍武藏守含忿怒與守護代為合戰下遣條本太田莊了云々條本先下著飛驒國相催軍勢可越越中云々○按以上三條は地頭代官なり
建内記云正長元年十月廿日伊自良御年貢七月分到來之由申之此間為廣橋被申了可付彼之由有御定後日以狀委細示廣橋又仰大島土破了公人彦八申詞讀申符

合清和泉守申詞一由申了無殊仰一也

東寺執行日記云永享五年七月朔日高野山ノ衆徒與三堂衆及弓矢諸堂僧坊院中等悉燒拂其後衆徒ヲ守護方有二合方ヲ島山殿代官遊佐越前守成事○按以上二條は守護代なり

建内記云嘉吉元年五月十四日庚戌法命寺祐明悉入來談吉川上莊代官職也赤松伊豆入道内若黨可預之由領狀之來納可致沙汰云々赤松伊豆内小時相伴稻田掃部助赤松伊豆内來彼可爲代官云々予謁見委示之以吉日可補任可出請

文之由約之太刀并三百足持來引遣馬者也十八日甲寅今夜稻田掃部助光増來吉川代官中分事賜補任案在別出請文者也七月十四日戊申美作國北美和莊領家并同公文職代官事當年一々年分預大町六郎左衛門尉清守一連々來

懸望之故也請文等在之季璣日錄云寬正二年八月十六日栗棘庵領能州志津良代官職守護競望無謂之分以潮首座之狀白之

政所賦銘引付云細川殿御局雜掌文明六十寬正五十一七寒川彦左衛門尉光次方ヨリ永代買得之地播州たかの郡とみた地頭方公文職事實券明鏡之上者御局代官赤松本郷五郎方

江可入所務之由可被成御下知候由云々此間倉内御代蟻川親元記云寬正六年三月廿三日庚午御領共此間倉内御代

山致競望候御奉書事被申候先度於御前御同心候半濟時宜公方様無御存知事候間被成御奉書候時は被知候分たるへ候哉一向御奉書不可被成候由不

被仰出候日野殿仰候はさやうに候てうちをか候候はんする事いかとおほしめされ候被成御奉書候はては何と可有御成敗候哉但貴殿可致談合之由被仰候

東寺執行日記云東寺領備中國新見庄代官職事山田大炊助契約云々若有自然之儀者合方彼代官居之可被全所務之由被仰出候也仍執達如件文明十二年十二月廿六日庄伊豆守殿常通清和泉禪秀松田野

親長卿記云文明十八年三月六日吉田神領自鴨社押領之由兼俱訴申仍尋社家候處不存知爲供僧領故布施下野守爲代官無沙汰之間今度布施死去之後取返了更非

吉田神領歟但於社家不存知直可被尋供僧云々大内家壁書云定條々赤間關小倉門司赤坂のわたりちんの事云々右わたりちんの事前々より定をかる、といへとも舟かたとも御法をやふりけちよくをかまへ上下往來の人

にわつらひをなすと云々(中略)風波之時いひえるま、に舟かたともちんを取によりて毎度御法やふる、なりたと

官職事蟻式江州清水御代官六田五左當國親元若

州木津庄并富田郡事各被仰付之御使備前被成奉書太田五左衛門員則下上使舉各御禮申云々九月八日癸丑御母御知行越前高柳保地頭方之事各別之處及違亂云々仍奉書兩通彼名主沙汰人中へ貞雄親元兩判一檢斷事者領家

代官ニ地頭代官御契約之時一圓檢斷以三其引懸如此可被經上裁之旨可相決云々○按御領とは伊勢家の所領をいふ御母とは伊勢家の妻女なり故に御領御代官知行なといひしなり

備前文明亂記云備前國ハ今度一亂以前ハ山名相模守知行シ小鴨大和守爲代官在國シ城郭ヲ構ヘ居タリ然ルヲ勝元計略ニ依テ松田左近將監一族若黨ヲ相催シ押寄ケル○按これに守護代なり

政所賦銘引付云少納言上座長策三寶院御門跡領丹波國あま田郡内佐々岐河口代官職事收小四郎細川殿

文明三年十一月二兩月間歟雖有契約自他依有相違子細借用分拾貫文任約諾一貫別世文加利平返并候處至子今以貫別百文充利平令利々倍々彼地下へ入誼責使云々

蟻川親元記云文明十二年四月五日飯尾加州被參申寶慈院殿御領勢州所候取分かなつなと申在所を國司代官秋

ひ風波之時も此御法たるへきなり若此御定をそむきわたるの人をなやます事あらは其舟かたを關小倉の代官の所へ可引渡代官の所より山口へ致注進たらんとし子細をたつねきはめ切せらるへき也仍下知如件文明十九年四月廿日

大館常興記云天文十年十月十二日佐方より手日記條々證名事承候如惣領加之也條々松梅院事孝阿申代官事伊勢五郎入道ふきた間可改易候由事云々十一月十六日溝

祝年貢米且卅石八幡迄運上之路次わろきにより至八幡逗留之由代官三宅方より富越方へ申之云々此間富越方より下遣候所罷上也云々

北條家所領役帳云廿貫四百八十文同八郡代官小野與三郎卅三貫文同本郷代官蔭山又七卅五貫文同篠原代官金子出雲以上百十二貫四百八十文元成田衆知行

信長記云信長公父子攝州表進發條信長公ミノオノ瀧御見物トシテ出サセ玉ヒ終日鷹狩ナトシ玉ヒケルカ民屋ニ立入玉ヒテ其所

ノ安否ヲ被記附給人代官ノ邪正シナノ其事問玉ヒケリ

室町物語云諸國百姓等御仕置條去程に秀吉公今ははや六十餘州にとこほる國なしされ共諸國の百姓等一戰の刻はや、とも

すれは一揆をおこし事を妨申之間かたゞ是を停止すへしと仰出されてすなはち在々所々に法度書を出させ給ふ條々一諸國の百姓等刀脇差等弓鐵砲其外武具之類所持仕候事堅ク御停止其委細はいらざる道具を相蓄へ年貢諸道を令難澁候而良ともすれは一揆を企給人に對し非義之働を仕候族勿論御成敗あるへし然は其所の田島令不作知行費になり申候之間其國主給人代官として右之武具取聚候而悉可致進上候事

長會我部家格云中五郡代官庄屋一土佐山地頭分代官久武内藏介領家分庄屋森澤木介

慶長見聞記云慶長四年正月ノ末ニ番替ノ御普代衆榊原式部大輔爲組頭上洛於熱田右ノ様子ヲ聞晝夜急キ伏見へ被掛着其外又御勘定ヲ可被爲聞候間代官トモ召連本多佐渡守正信罷登ル依之伊奈熊藏忠正大久保十兵衛長谷川七左衛門其外ノ代官衆迄罷登ノ處ニ路次ニテ此コトヲ聞一騎掛ニ伏見へ參ル

板坂卜齋慶長記云慶長五年七月十九日申之刻増田右衛門尉狀永井右近所へ來ル此狀を右筆部屋にて右近披見候ていな狀をこし被申候可懸御目として御前へ持參上意に其狀をうつし先手へ遣し候へと被仰出候により俄に百

は何事にもあれ人に代りて職務を辨するものをはなへて代官といひしなり中頃名代といひしは今いふ名跡の事にてされは主人もしくは嫡家總領家などに代りて事を沙汰するものをは何れも代官といへり中頃より所領の地をあるつかり年貢收納の事を司とるものをは必ず代官とよふこと、なりしも其領主に代りて沙汰しものする故なり禁裏の御料所堂上諸家の庄園神社佛寺の所領年貢收納の事を武家の被管たるものしつとむることありこれをも亦代官といふ其代官といふに二しなあり守護代地頭代これなりこの兩職を常の辭には代官とのみとなへたりそれかいつとなく眞の名のことく聞ゆる事となりて後には守護代の流をは郡代もしくは大代官郡奉行なども稱し地頭代をはひたすら代官とのみいふこと、なれりさて兩職の職掌を分別するに郡代は大かた一國一人にて國內の事を總轄するものなれば收納等の沙汰を専務とするつかさにあらずたとへは民家の苦樂を察し非常をいましむるなとやうのこと其あつかふ所なり又代官は一國一人に限らず所々の地頭より置く、事なれば國內に數人ありて各其地の收納を専務とするものなりされは此兩職にて互に郡邑の事を沙汰するか古來武家のならひなりけれど中頃より職務相混せしま、彼には郡代ありて代官なき

姓共に代官衆被申渡江戶より宇都宮まで一里飛脚を置候

當代記云慶長十一年正月二日伊豆國金山ニ銀子多可出ト云々大方ハ佐渡國ヨリ出ル程モ可有之ト云也此已前ノ代官彦坂小刑部タリシヲ引替向後大久保石見守可爲代官ト也十二年後四月六日高麗人去月廿一日ニ京著此間在京今六日ニ出京關東へ下何モ路次中宿朝夕ノ餉御分領代官衆行之十二年五月伊賀國主筒井伊賀守被召下駿府ニ是彼臣下中坊飛驒守ト云者アリ彼カ依謔言云々自去子年彼飛驒守掛心南都中坊奉公ケ間敷事ヲ言上シケル彼取次大久保石見守依取申知行少々代官ヲ仕條駿府屋作爲代官役組人ニ作事シケル彼飛驒守子息繼ニ交跡伊賀守令奉公飛驒此頃令煩問子息下駿府右可致作事由飛驒令下知子息則可相下由令支度處ニ伊賀守爲我家中者問下儀無用ノ由令下知押留之事彼是少事令謔言ト云々

慶長年錄云慶長十五年十月三日土井大炊助自駿府江戶へ歸下上方知行代官中相改儀延引也右々云代官中手前より金銀多被召諸代官中相辨迷惑す按代官といふは今の世に名代といへる類にていにしへ

國あり又代官ありて郡代郡奉行の類を置れざる國あり今にいたりてはいつれの家にも大概そのならひとなれりたまさかには古例のこりて兩職を並置家もありといふ尙大代官小代官郡奉行などの條を合せ考ふへし

武家名目抄第五十四册

塙檢校保己一編

職名部冊一下

○御代官

沙石集云 感候 下總國ノ或地頭領家ノ代官ト相論ノ事有テ鎌倉ニテ對決ス泰時ノ御代官ノ時也

鎌倉年中行事云管領子息兄弟出仕之時被遣御馬ニハ御使御馬牽事先規ヨリ無之被座職時之禮儀也

御使御馬牽事先規ヨリ無之被座職時之禮儀也管領職ハ公方様ノ御代官ナル故也職上表之時モ先管領ト申問禮儀同前也

季瓊日録云寛正二年七月晦日以盛都開爲河州十七箇所御料所御代官出錢意之故於愚老以譽阿彌竊被諭之仍命都開乃貢三千疋也論者伊勢守也

總川親元記云寛正六年四月七日甲申自備州朝倉彈正左衛門方へ御狀整之以荒尾治部奉之上様御料所尾州中島保之青山庄等事自御屋形勘料段錢被仰懸之間被成免除奉書候畢仍御代官荒尾治部少輔方御遊行事雖

赤松殿在國之間雜掌兩人富田土佐守上原次郎左衛門貴殿へめして被仰布施下野守基申候所司代同被召て此旨被仰付兵部少輔方へ致注進御返事可言上之由各申候

總川親俊記云公方御料所丹州桐野河内事今度小田宗椿對勢州依有申子細波多野備前守雖押置之被止持上者供御米以下如先々早可致沙汰由狀如件天文八年十一月十九日當所名主百姓中長隆公方御料所桐野河内之事只今被成御下知上は如先々一年貢等之儀堅可被申付候仍狀如件十一月十九日荒木新兵衛尉殿飯備秀忠○按荒木氏は公方の御代官とみゆ次に引たる者興記の近藤新助吉田四郎兵衛もこれにおなじ

大館常興記云天文七年九月廿二日早朝に海老備來臨江州海津事まへは北郡よりもち候て敵也近日六角方手に入候仍御所分事近藤新助に被仰て御公用取沙汰させられ候は可然哉と存候其談合の爲に來入候由被申候間尤いかにも可然旨申候也此御料所は勢州前に存知候と存候一はし可有御尋歎何も近藤被調候はては時分からいかたるべく候哉由申之也如此趣宮内卿殿へ談合可申由海老備被申也九年正月二日御料所若州宮川保御公用去年天文八年間且萬疋進納之吉田四郎兵衛尉方より書狀到來云々十年十月十二日佐方より各へ折紙在之御

職名部冊一下

令申候無被下知之旨於國守護代方へ仕候處御奉書已前早青山庄悉令放火其外二三ヶ所參著亂入屋内雜物以下上使田上方へ守護代使悉以被押取候仍此條之以奉行人雖被仰出候幸其方御奉之事候間堅國へ被仰付候様申御沙汰可然候尙以既被仰出候事候間萬一於國重而如何體時宜茂出來候ては彌不可然存候之間如此令申候恐々七月朝倉……貞藤齋藤親基記云寛正六年八月廿七日御料所十七ヶ所地下錯亂御代官職島山播磨守被申請使節了諒方信乃守忠郷飯尾大藏左衛門尉貞朝下向

政所賦銘引付云長谷川彦右衛門尉定弘申狀文明五勢州益田莊桑名之内左近兵衛左衛門商賣料足殘百九十五貫文事號先年德政无沙汰之不加利平之上者更不可及其儀不日可責渡之由御代官方奉書事

又云清備中守秀數文明十四内裏御料所泉州國衛事就相懸國方兵糧料爲御代官去文明九年申付候處懸御年貢无盡期可被算用之由百姓等申云々

總川親元記云文明十三年七月十日癸未山城國守護職事爲御料所御代官赤松殿兵部少輔政則侍所に被仰付之仍守護職事は浦上美作守則宗所に可被申付之由被仰出之

料所丹後國宇川庄事急度御代官可被相定之間存知其旨御公用以下如先々一令用意可奉侍御左右由小倉彈正忠和田右京進并百姓中へ御下知可被成由事也各其分也仍加證名也十一月四日御料所若州安賀庄當御公用之内且万疋只今到來則御倉へ納申候由飯尾大和守方より被申之仍御代官熊谷彈正太夫送狀今日一月一日進獻之然間則宮内卿御局へ申入候也

室町日記序云至今天文之曆武將は萬松院義晴公と申奉る此時に當て四夷八蠻一同に亂れ弓箭一日も止事なし淺間數かりし世中也于茲檜林市右衛門尉長高脇屋惣右衛門尉貞親兩人京都の檢斷職を給て自分之所用を毎日に記す亦三好日向守長縁公方之御所領之沙汰人たるに依て是も事を日毎に記せりされは此日記とも永祿年中の亂逆に取失ぬ然處憶さる方に櫃一つ残り此底を取分て見ければ少々記たる控あり云々○按三好長縁は三好長慶同族繼二代の家代官なつとめしなり續つきにひける文を合せ考ふへし

室町日記云五畿内國人等遠國渡海の逆亂者勿論事間近き畿内の國人等武命にしたかはすめんか居城に引こもり要害を堅固にして逆心の色を立る其由を尋ぬるに其頃公方之御領所山城攝津兩國において僅十七ヶ所を御藏入と

す此御代官として三好筑前守松永輝正少弼久秀兩人是を承りて畿内共に守護せりされは三好筑前守権門の盛に誇りて畿内國人等を蔑に侮りて萬事に我意を振舞しかは各いさとほりを合て所詮公方の御所領を押し其後三好松永兩人をほろほし欲散鬱憤云々

○按、三好長慶松永久秀所はさらなり五畿内をすへて管領せしといへるなりなへていふ代官にはあらた砂石築城有年中行事等に執權管領等のことを御代官と書きたるはひなり當時は料所の代官をうけ給はりしは三好長慶なる事明文にいへるが如し

又云 筑前守加持田 泉州備前入道か領分一圓に公方へ納め給ふ去に付て加持田甚兵衛といふ人を京より代官に被仰付て近年泉州に罷在けり然るを義長この在々所々へ一札を遣しける一備前入道并伊勢守等か領分之分一切當年上納あるへからす子細とも有之の間心得之爲めに申遣候若於令上納は二重に可申付候爲其一札如此候以上十月二日一和庄へ并惣中義長加持田いつものことく納むへきと存の所に百姓中より此よしを申遣れば大きにおとろき筑前守へ以使者いかなる子細にて公方の御領をおさへ給其意趣をうけ給はらんといひければ義長やかて人数をつかはし甚兵衛を還不盡にとつて泉州を追出しけり力なく加持田は京より歸りて公方へ此旨申上る義輝公きこしめして諸臣を呼て此義いかすべきと被仰出

東遷基業云神君は増田長盛を召て近日に鷹狩の爲に茨木邊へ御出有へしそれく役人へ此旨を申聞らるへしと仰出されければ長盛館へ諸役人を召集め内府の仰を申渡されけり(中略)其日茨木に至り給ひ御一宿あり其頃御代官所と號して本麻の上に公領を預置る、事ありしに此邊は川尻肥前守乗久の代官なるにより肥前守御膳を獻せらる

土屋知貞私記云慶長十九年大坂御陣之節所々御番武州小佛御關所御番御代官高室四郎左衛門

秀頼事記云村上三右衛門京近き邊ノ御代官タリシカ常ニ武勇ヲ心カケ生國丹波ノ百姓侍ナトニ情ヲ懸置ケル者ナレハ其身小身ナリト云トモ此度日頃ノ情ヲカケシ士卒ヲ招キ茨木ノ加勢可仕由伊賀守ニ望申云々

按御代官といふはもと將軍家に代りて其事を勤むる人をいへりされは執事管領を常には御代官ともとなへたりこれも將軍家に代りて政務をあつかふ人なればなり又臨時に追討使なとうけ給はりて他國に赴くものをも御代官といへりこれも君に代りて軍務を專にするつかさなればなり其外兩六波羅九州探題などの職は皆御代官といふへき重職なり

今川家香札禮に九州探題を將軍家分身の職にいひしもの故なり 室町

云々時に島山申されけるは強てこの所を望み候は、再三も五度も七度も御断りを申上へきにこそ候へ理不盡に公方の御代官を追立我意にまかせ候事は偏に公儀をかろんじける所存のほとこそ何とも難計をんすれと申ける

安土日記云天正七年十二月十日山崎ニ至テ被移御座候寶寺ニ御逗留ヤハタ八幡宮内陣下陣ノ間ニ昔ヨリ木戸井ヲカケ置候雨漏廢壞無ニ正體ニ由信長公聞召及ハレ御造營可被成旨上意候テ則山城之御代官武田左吉林高兵衛長坂介一被召寄ニ爲ニ末代一候間六間ノ戸井ヲカラ金ニテ五ツニ鑄物ニ被仰付云々

會津陣物語云上杉謀反本多佐渡守正信ハ堀盛物使者ヲ呼テ會津表ノ様子尋問シニ彼使者申ケルハ去々年景勝會津へ移サレ其跡へ越後へ堀久太郎被越候時分已ニ冬ニナリ候故越前舊領年貢半分ハ納取候へトモ越後へ罷越候ニ付其納米ヲ藏ニ納メ公儀御代官へ相渡シ越後へ罷越候處ニ直江山城指圖ニテ越後一國ノ年貢半分過納取テ會津へ罷越候

清正記云肥後國五十四萬石の所を廿五萬石は加藤廿四萬石は小西に下され残りをは兩人に御預なさる、條半分宛代官仕るべき旨仰出され云々

殿の時にいたりても大かた其ならはしにて管領のこと御代官ともよひたりしかいつとなく世俗にいふ守護の代官地頭の代官の稱に混して將軍家にも御料所をあつけられて年貢收納等の事をつかさとしむる人といふか常の事となりぬさて其人からは何と定めたるはなく其國の守護もしくは守護代などに命せらる、もあり又は地頭などこれをうけ給はるもあり或は京師より御家人を下し遣はさる、事もありて一様ならず織田豊臣兩家の頃よりはかならず年貢收納の有司をのみ代官といふこと、なれり豊臣家にては御藏入と稱して料所諸國に多かるなかに廣き地には代官を置てつかさとしめせはき地には其國の領主もしくは領主の家長などに命して收納の事をあつからしむさて其地をも何某の代官所などいふなり

今の世にいふ御預所なり 猶前卷なる代官の條をも合せみるへし

○大代官

○小代官

季瓊日録云寛正元年八月十七日鹿苑院領三河國赤羽禰郷有破損船一自郡代方打入濫妨狼藉剥放火政所之由自院被嘆申旨披露之即可改郡小代官還奪取賊物

止已後綺之旨於一色方被仰出且可被成御奉書之由有命

武藏國柏木村川本氏所藏文書云定一於當郷不撰侍凡下自然御國御用之砌可被召仕者出其名迄可記事但壹人一此道具弓鏃鐵炮三様之内何成共存分次第但鏃は竹柄にても木柄にても二問より短は無用候然は號權門之被管不成就陣役者或商人或細工人類十五七十迄切而可記事一腰さし類のひらく武者めくやうに可致支度事一此走廻之心懸相嗜者は侍にても凡下にても隨望可有御恩賞事以上右自然之時は御用也八月晦日迄限而右諸道具可致支度郷中之請負其人之交名以下を來月廿日に獨口可差上仍如件丁亥七月晦日柏木角筈百姓中小代官○按この書北條氏政の提狀なりといひ傳ふされは丁亥は天正十五年なるへし板坂卜齋慶長記云九月十八日朝佐和山城わたり可申由申來言上申候へは彦坂小刑部村越茂助請取候へと上意小刑部は佐和山町に居候茂助は御使に參候茂助佐和山へ參つかぬ程の内に天守の上の重より火みえ候小刑部は大代官にて候へは佐和山町に居候は以來まで仕置の心かけ佐和山城には石田奎治少天守にて焼死云々玉露菴云正月末御勘定ヲ可被爲開之間代官兵ヲ召連

可罷登ノ由依仰本多佐渡守正信令同道伊奈熊藏忠政大久保十兵衛長谷川七左衛門此外ニ小代官迄モ罷登申トテ路次ニテ騷動候云々

按大代官はもとの守護代の流にて郡代代官頭郡奉行なといふたくひなり小代官は其下司にて今いふなへての代官に當れりさて大代官は何事によらす國內の大小事ををきて沙汰すへきつかさなれともと守護代のなこりなるか故に非違檢斷なとやうの事其専務にて年貢收納等をむねとするつかさにはあらざりしか中頃より内裏及公方家の御料所又は權門勢家の領地などを附託せられ年貢公事物なと收納する事をもかねつかさとする事いてきければおのつから何事にも預るならひとなれり小代官のつかさとする所も大かた其准據なれとこれは收納の事を專とする職掌なり猶郡代代官等の條を合せ考ふへし

○又代官又稱又代

長門國守護職次第云武藏守殿時御代官駿河三郎殿弘安四

閏七晦日下國又代官平内左衛門尉

若狹國守護職次第云高時朝臣御分國御代官工藤次郎右衛門殿代佐々布又太郎左衛門殿又代同弟佐々布十郎○按以上二條に

孫次郎知經又代伊賀房慶承○按これは建武一統の時地頭の又代なり

又云山名伊豆守入道代官波多津左衛門大夫この代官にひろせと云仁野々野三郎左衛門これはは代官條澤右衛門尉

光永波多津と又代小山田四郎左衛門尉

又云一色左京大夫詮範信時明德二年十二月廿七日より御代官小笠原三河入道淨鎮又代武田右京亮重信入道淨源應

永四年九月十七日小笠原淨鎮死去之後子息藏人大夫長春後に出家號三河入道明鎮應永九年五月代官明鎮地下より爲訴替同八月廿五日より入部石河八郎左衛門尉長貞

又代官片山四郎左衛門尉行光

又云一色修理大夫滿範法名應永十三年六月七日御親父信將死去之後修理大夫入道道範兼守護今富御知行代官同人又代官同人

又云一色五郎御曹司義範御代官石河佐渡入道正壽又代片山入道光運應永廿一年二月十八日稅所今富御代官三方山城守殿法名又代長法寺民部丞入道道圭入部云々○按以上四條は室町殿の時地頭の又代官なり

多聞院日記云文明十六年四月廿七日近日山城國之事畠山右衛門佐殿可有知行云々仍て春日八幡之御領事者寺社本所領不可成綺之由被申候間昨日寺門之使者承仕

又云山城伊勢守兼光建武元年九月十三日給之代官伏原

行實死去によりて子息あをやきの平次みつのり○按以上三條は鎌倉將

軍家の時地頭の又代なり

又云山城伊勢守兼光建武元年九月十三日給之代官伏原

行實死去によりて子息あをやきの平次みつのり○按以上三條は鎌倉將

軍家の時地頭の又代なり

又云山城伊勢守兼光建武元年九月十三日給之代官伏原

行實死去によりて子息あをやきの平次みつのり○按以上三條は鎌倉將

軍家の時地頭の又代なり

へる又代官はいつれも小守護代の事にて鎌倉將軍家の時なり

又云公家一同御分國司大藏權少輔代官山城前司其代賀來下總權守又代三郎入道意圓○按これは建武一統の時國司代の又代官なり

又云尾張修理大夫入道道朝代官安草上總介又代官安富

又云一色修理大夫入道信傳貞治五年八月より給之代官小笠原源藏人大夫長房又代官武田右京亮重信○應永三年正月廿五日死去

又云一色修理大夫滿範應永十三年十二月十八日より三方彈正左衛門尉範忠被補守護代又代官長法寺民部丞納

○按以上三條は守護代の又代官にて小守護代のことなり

若狹國今富名領主次第云相模守時頼寛正四年より弘長三年十一月まで御知行の御代官わかさの尼又代池田六郎尙頼次又代佐兵衛大夫忠氏ひさより

又云相模守時宗弘長三年十二月より弘安七年四月迄御知行御代官伊賀山城前司光政又代兵衛大夫忠氏次倉見

又云相模守貞時弘安七年五月より應長元年十月廿六日まで御知行御代官工藤右衛門入道果禪又代青柳平次郎入道

行實死去によりて子息あをやきの平次みつのり○按以上三條は鎌倉將

軍家の時地頭の又代なり

又云山城伊勢守兼光建武元年九月十三日給之代官伏原

行實死去によりて子息あをやきの平次みつのり○按以上三條は鎌倉將

軍家の時地頭の又代なり

又云山城伊勢守兼光建武元年九月十三日給之代官伏原

行實死去によりて子息あをやきの平次みつのり○按以上三條は鎌倉將

軍家の時地頭の又代なり

又云山城伊勢守兼光建武元年九月十三日給之代官伏原

行實死去によりて子息あをやきの平次みつのり○按以上三條は鎌倉將

軍家の時地頭の又代なり

道乗下向山城右衛門佐方代官方令對面當寺社領諸院諸坊領不可被成其綺之由被申候畢則隨御日記之面不可有緩急之由感勸返答在之右衛門佐殿代官豐田又代官百小柳又代官一花田又代官大塔五月六日自島山右衛門佐殿方山城國宇治より南分押而知行於春日八幡之領者不可成綺全以可致本知行之由自當年儘以被云出者也則三奉行自右衛門佐殿被居置之間自舊冬三奉行ヨリ又代官兩三人山城國ニ入之致所務云云三奉行は小柳豐岡花田ナリ又代官之體如上記○按此時にて山城の南地を領せし時のことなればしかなる守領にもあらず又地頭といふにもあらずは何れの下代官とも分別しかたし但その行ふ所は守護地頭の代官をかたゝるものと同じかるべし

按又代官は小守護代をいひ地頭代の代官をいふいづれも代官たるもの、代官なるか故に又代官とよへるなり又官の字を省きて又代とのみいへり守護の又代地頭の又代共に其地に有て年貢收納の事をつかさともものなれと守護の又代は非常の事をもかねつかさとりこれ守護代の職掌に准する故なり此職もとは一國にもあれ一郡一庄にもあれ代官又代官とも一人なりしか應仁已後には一所に二人三人の代官を置こといひたりしより又代官もそれに准して二人三人となれりか

く代官一人に又代官一人をかならずならへ置よしは代官自身其地に居へきをその代りとして又代官をそこに常住せしむへきを爲に設くるつかさなればなり

○下代官又稱下代
應仁別記云寄手ノ遊佐カ内ニ馬場ト云初參ノ者勢數アリケレハニヤ先陣ヲ申付ケリ一仁ニ中村ト云者義就御座アレハ國ノ守護代ノ下代ナレハニヤ若江ニ殘置ケリ○按こゝに下代といへるは河内國の小守護代の事にて既に其條にも述べたれど、こゝには下代の名目によりてひけるなり守護代は島山の宗令遊佐氏なり
政所賦銘引付云三井左京亮貞盛文明十日野殿御領越中弘田莊御代官須智上野介下代官事契約之間執沙汰候處算用有名无實之由申候

蟻川親俊記云大永元年九月十一日以東郷方御下知加判之事奉之御料所攝州富田庄下代官職安樂坊懸望候條被仰合候訖令存知之年貢諸公事物等如先々嚴密可令其沙汰候由也仍執達如件大永元年九月十日
大館常興記云天文十一年二月廿八日上様御料所加州七ヶ御公用事御用之由御乳人御局より佐かたへ文にて被仰之云々常興聊も無粗略候下代おくら未致沙汰候堅申付分元々何にたれくにも被仰付候は、其御分たるへく候よし佐方へ申之也

室町日記云佐比甚城州之内御領分之爲下代佐比甚四郎數年取沙汰仕候處に萬事に付依估負最仕候事無其隱に依て下代を上させ候之處に甚四郎御所へ毎日詰申候て達て御訴訟申上候へは檜村昭屋かたより書状をつかはされ候當所之下代佐比甚四郎數年取沙汰被仕候といへとも諸事直不成度々越度依有之下代を被上候就其此方へ數日訴訟被申候得共老中一切許容無之候長慶御折紙之上は如何と申事に候併替御分別可有之候哉餘訴訟被申候に付て一書如斯候恐々謹言十二月六日麻植因幡守殿長高貞親

又云兵庫の町西宮獵船之運上并兵庫町中地子米に付て當年五月中被相延被下候様にと訴訟再三に及びければ下代成澤藤左衛門方より長慶へ以書狀被申入ける西宮海上之運上并兵庫町中之地子去年之未進至當春何とも手前難成候間當年六月中被相延候様にと致度及訴訟候如何候はん哉御報次第に下知可申候恐惶謹言三月廿九日三好筑前守殿成澤藤左衛門光包
又云公方領を裁長押ゆる條近年攝河兩州にて亡失のもの共か知行の地過半は公方へ上納せしかは所に下代をすゑさせ給ふ然るを筑前守心替りのしるしにや人數をさしつかはして所々

の奉行下代等を追立けり其後義長よりも事をあらため下代を入置にけるさるに付て百姓方より書付を以て長高かたへ申ける當秋の貢義長へ相納むへしとの御事にて下代衆をあらため筑前守よりすゑられ候間御ことわりを申上るよしをせせうせり長高き、給て頓て公方へかくと申あくる下代衆もかへりまいりて此由を申義輝公きこしめして島山三左衛門に三百餘の人數を相添ていそきなんちは兩國に下りて義長か置かへける下代共を追立貢物をさむる内は汝あれにて守代仕れと被仰ける三左衛門うけ給はつて三百餘の人數引具して下りける扱在々の庄官共をよひていそき貢物をさめ申へきよし下知しけるうけ給るとはいひなからいか、あらんと相談して義長より置ける下代かたへかくと告申ける下代中より又筑前守へかやうの次第に候として伺ければ云々

朝倉敏景十七ヶ條云當家壘館の外必國中に城郭を構させらる間敷候總て大身の輩をは悉く一乗の谷へ引越しめて其郷其村には只代官下司のみ可被居置事○按こゝに下代といへるは河内國の小守護代の事にて既に其條にも述べたれど、こゝには下代の名目によりてひけるなり守護代は島山の宗令遊佐氏なり

當代記云慶長十三年三月去正月伏見傾城名字號紛失亭主又一相尋之此頃於肥後國露顯近江國大御所藏入代官

下代芹澤新平ト云者彼女ヲ盗出肥後國ハ小銀爲生國間
 相下遠境山里ニ隱居シテケレトモ終以露顯彼新平ヲハ則
 擄取女ヲモ押置男女僧ニ下駿河國於府中令籠者云
 云十八年四月廿五日大久保石見守死去去年六十五從駿府
 死骸ヲ甲州へ持行葬禮急度令用意處近年代官所勘定速
 ニ不遂之シテ左様ノ義無益ノ由甚以大御所ノ玉ノ間右
 支度徒ニ止之右ノ聞御説石見下代ノ者共消魂云々五
 月大久保石見男共蒙勸當其故ハ父代官所可遂勘定
 ノ由急度仰成ケレ共若輩故不知前後如^レ上命難成ノ
 由言上付如此云々石見守下代共召集於駿府彦坂九兵
 衛所ニ被押籠近年押領ノ金銀悉被改條不殘出獄之
 右ノ石見慶長六年辛丑ノ年ヨリ今年迄十三年間佐渡國石
 見諸國金山へ年中ニ一度充上下路次中ノ行儀夥事也

駿府記云慶長十八年五月二日米津田清左衛門尉下代依
 不行儀阿波國流罪云々五日大久保石見守跡之勘定下代
 共被召出御改之處過分私曲有之由殊外御腹立彌諸國
 石見守賊寶可改出之由可觸之由被仰云々

按下代官は即代官たるもの、下司にして又代官といふ
 に同じけれと足利家の季世には其しなや、變せりもと
 より其つかさとする所も又代官に異なることなく其地に

務可被仕候恐々謹言慶長十一年丙午八月六日芹澤又右
 衛門殿島田次兵衛重次花押

按手代はもと下代にて慶長中既に下代とも手代ともい
 へり即代官たる人の下代官なり手代の手は私の意あり
 て我手の代官といふ意なり 山手手此手あの手といへる手の
 類にて方といふ意もありて我方の
 代官といへもと代官一人に下代一人を置たりしか手代と
 るか如し
 いふことになりて數人を置ならひとなれり其職掌すへ
 て下代の條によりて推はかるへし 修注法會の導師に手代と
 導師の手に代る意にて手代りともめり
 なる手代とは文字同じくして其意異なり

居て年貢以下收納のことを専務とするものなり永正天
 文の際にいたりては代官なくて下代官のみを置く、こ
 といてきたりこれ庄園に上司といふはなくて下司あり
 し類なり此頃は内塞及將軍家の御料所又大名諸家にも
 なへて此職を設け何れも下代官とよへり其人は家々の
 扶持人に限らず僧法師を以てこれに補することもあり
 内裏にても武家の家人又は法師にも託せらる、ならひ
 なりしなりかく僧をもて補任せらる、事あるは藏方衆
 に法師を用ふる類なるへしもとは代官一人に下代官一
 人なりしか慶長以後は事わさ繁くなりければ代官一人
 に下代數人をつけらる、ならひとなりてこれを手代と
 もいへり官の字を省かれて下代とのみもよふことは又
 代官を又代といふに同じ

○手代

小田原衆所領役帳云五拾九貫八百文東郡吉岡 甲子檢
 地足 岡本
 八郎左衛門此内卅貫文 手代之者三
 人に被下

芹澤文書云貴殿之儀於常陸諸人存候者之由内府様被
 閉召則被召出爲御扶持分島崎領於富田村百石之
 所被下之旨上意候之間我等手代山田喜兵衛高梨市作金
 井塚與八郎三人之者申付右之知行相渡申候當暮より所

武家名目抄第五十五册

塙檢校保己一編

職名部卅二

○留守店

吾妻鏡云建久元年二月六日庚寅奥州飛脚參着申云去月廿
 三日出彼國訖云々次新留守所本留守共有兼任同意之
 罪科無左右雖可被誅暫被預萬西三郎清重可
 召甲二百領之過料三月十五日己巳左近將監家景 號伊
 澤
 可爲陸奥國留守職之由被定住彼國聞民庶之愁訴
 可申達之旨被仰付也九月廿一日壬申御上洛之間被
 定御留守兵士被充御家人等近之所領云々十二月十
 日庚寅六波羅御留守事今日被定之左武衛賢息 能保事
 下男 可
 被坐被御亭 ○按此條二月三月の所に見えたる奥州留守所は國司
 の被管にして武家職の職にあらず然れども當時の
 勢既にかくのことにして武家よりこれを管補せるを以てこゝにのす此類
 おほけれと餘は皆もらして此條に贅せず尙書末の按文にいへり六波羅留守
 と云は即六波羅の探題なりつきに
 引たる建長建治の二條これに同じ

又云建長四年四月五日戊午六波羅留守飛脚小林兵衛尉到
 着是所持參將軍宣旨案文也

太田康有記云建治三年七月八日依召參山内殿以諏訪

左衛門入道被_レ仰出云西園寺殿御函如此山内梨本衆徒
違背座主抑_レ留登山門_レ籠堂舎云々恐可_レ令_レ申沙汰
之由云々御函六波羅留主以
早馬令_レ注進云々

永享記云三浦介鎌倉ニハ宗徒ノ兵馳參リ憲實ノ下向ノ事
逆心條如何ト評定區々ナリ(中路)コレヲ次テニ可_レ追討トテ公
方持氏同十六日未刻武州高安寺へ御動坐ナリ御留守ノ警
固先例ニ任セテ三浦介時高ニ被_レ仰付一時高當御代ニ成テ

出頭人ニ覺_レ劣リ内々面目ヲ失ヒ無念ニ思ヒケル處ニ持
氏公内々背_レ勅命玉ヒ京公方ヨリ三浦方へ御内書ヲ被
成ケレハ則此留守ヲ打捨テ忽ニ逆意ヲ起シ鎌倉ヲ罷退
ケ己カ宿地へ飯リケリ

御隨身三上記云永正九年六月八日八幡へ御社參走衆廿人
御供五騎也御出前に五ヶ番共ニ晝夜如_レ本番_レ祇候可_レ申
之由被_レ仰出候某は御馬のき共を被_レ仰付候青の馬は可
被_レ責にて畠山李部御供に被_レ騎候十二日始て八幡へ三

郎社參十二日に兼息三郎參上申候畠山李部申次則御對面
よく參候由被_レ加_レ御言候又某御馬共よく見まひ可_レ申候
由の上意也退出已後畠山李部禮にまかり出候て其由まか
り上候十二日花御留守衆各同五ヶ
番奉行までへまいらせ候十四日已刻に還御

快元僧都記云天文四年八月當月十六日向_レ甲州_レ氏綱進發
今川記云信守甲州
甲州氏政ト信立ト薩摩山ニテ百日對陣被_レ成
日々足輕迫合ノ處ニ家康ノ先手駿府へ攻來リ山形三郎兵
衛カ留守居ニ罷在候ヲ追落候間信立此由ヲ聞テ甲州へ山
越ニ引入ケル

甲陽軍鑑云信守代
信守代信州ふかしは宗普御留守居也
太閤記云馬州大山
城居條犬山の城主として中河勘左衛門尉を居置
れけるか勢州嶺之城爲_レ番手有由勝入打聞て犬山の城留
守居計なる事天の與ふる幸也奮因なれば犬山町人其邊の
親き者の方へ日置三藏をつかはし其城を可_レ乘取_レ才學頼
入由被_レ申云々

又云相州小田
原進發條三月朔日に打立先陣は富士の根かた由井蒲原
邊に充滿せしかは後陣は尾濃の間に控てけり毛利右馬頭
輝元へみやこ御留守を預たまふ則四萬の軍勢にて聚樂御
城を預り洛中洛外御法度如_レ御置目_レ沙汰し在城たり

蘆名家記云天正十二年五月十日ノ夜伊達正宗槍原ヲ打立
玉ヲ其勢三千餘騎ニテ入田付ノ山ヲ越エ會津ニ趣キ玉ヲ
槍原ノ御留守居ニハ大森四郎左衛門尉國直ニ二千餘騎ノ
勢ヲ相添へ殘置玉ヲ

多聞院日記云天正十五年三月三日關白殿朔日ニ出馬一定
也(中路)京ハ前田又右衛門今ハ葉柴筑前守ト云御留守

爲_レ駿州扶佐云々因_レ茲社頭造營奉行事陣參之間御留主
之人數窪田入道關新神尾入道被_レ仰付
赤松記云天文七年小鹽山に屋形御座のとき雲州尼子政久
當國へ亂入候弘岡とのをはしめ國衆少々尼子に一味し小
鹽も御ふまへかたく候て小鹽に御留守居を置高砂の梶原
駿河かまへに御座候

織田家譜云天正五年十二月三日信長放_レ鷹於尾州三州
以_レ菅屋九右衛門爲_レ安土留守
家忠日記云天正七年八月十二日家康様濱松へ御歸岡崎御
城に本多作左衛門御留守居に被_レ爲_レ置候

甲陽軍鑑云勝頼北條
を捨る條天正八年辰の夏より伊豆駿河の境沼津
より城取御普請有越後景勝と御無事の故此押いらすして
留守居計指置高坂彈正子息源五郎を組衆共に沼津に指置
る、但川中島へ程遠き故五分一の役にて如_レ件

安土日記云天正十年二月九日信長信濃國ニ至テ可_レ被
成_レ御動座_レ付テ條々御書出(中路)一編津國勝三郎池田留
信輝
守居候テ兩人子共人數ニテ可_レ出陣_レ事五月廿九日信長御
上洛安土本城御留守衆津田源三郎殿加藤兵庫頭野々村又
右衛門遠山新九郎世木彌左衛門市橋源八柳田忠兵衛留守
以下は平留守居なるへし

被_レ仰付_レ了大坂ノルスハ次兵衛也ト云々女房衆モ悉被_レ
召具_レ了事ノ様高麗南嶺大唐マテモ可_レ切入_レト聞エタリ
矢島十二頭記云天正十六年十月五日に矢島殿爲_レ御禮_レ最
上へ御登り被_レ成候御供の侍に付手島相庭金丸(中路)こ
の外雜兵百餘人矢島御城留守居には御舍弟太郎殿芥川攝
津喜兵衛掃部雜兵とも百餘人

毛利家記云天正十八年ニ秀吉公相州ノ北條爲_レ御退治_レ小
田原御出張ノ時大和納言秀長卿ト安藝宰相輝元聚樂ノ
御留守居トシテ殘シ被_レ置

豐臣太閤事書云丹波中納言此方へ可_レ召寄_レ候條令_レ用意
一左右可_レ相待_レ候八月以前たるへく候借米等の義山口か
たへ被_レ仰遣_レ候八月以前に被_レ召寄_レ高麗か名護屋の御
留守可_レ被_レ仰付_レ事高麗爲_レ御留守居_レ宮部中務卿法印可_レ
被_レ召寄_レ候令_レ用意_レ可_レ相待_レ旨被_レ仰出_レ候事

伊達成實記云彈正所存ニ不慮ノ儀ヲ以_レ普代ノ主君ヲ相背
伊達殿へ御奉公仕候流石ニ主君ノ御子勝三郎殿ヲ某引立
政宗公へ參傍置ニ奉_レ成事モ天命モ口惜ク佛神三寶ニモ
可_レ奉_レ放_レ成_レテ中新田ノ御留守居南條下總所迄正三郎殿
ヲ奉_レ送_レ候○按勝三郎は
時義隆の男なり

氏郷記云越中國
平條其後中村ノ者トモ此ヨシ安濃ノ奉行所へ

出テ申ケレハ織田上野介殿ノ奉行所ヨリ松カ島ノ留守居
小倉豊前守上坂兵庫助へ届アリ云々

東亂記云松田藤兵衛上野國ヲシノ城ハ成田下總守氏長居城也

氏長并弟左衛門佐ハ五百餘騎ニテ小田原ニ籠リ留守居侍

酒巻初負以下四百餘騎楯籠ル

允長老勸化帳云貳拾石山うちつしま判貳拾石村上すはう

留守居判貳拾石わきさか中書判

板坂下齋慶長記云慶長五年家康様近日下野へ可被成

御着候に安房守殿御歸は不審なり留守居共へ申大手の

門をうちよせ申へからすと被申渡候

松原自休手録云内府違ノ條々(中略)伏見ノ城太閤様被

召置候留守居被追出私人數被入置事云々

又云伊賀國上野城羽柴伊賀守依爲公味方欲上從東

國其内ニ留守居早ク渡城新莊越前守守之伊州於途

中聞此告進退失途加關カ原勢云々

又云大坂西ノ丸内府ノ留主居佐野肥後ヲ追出シ輝元居

之佐野ハ無爲方加伏見云々

増補家忠日記云慶長五年八月六日石田治部少輔三成眞田

安房守昌幸に一輪ヲ投ヌ去三日の御狀今六日子の刻至

佐和山ニ參着令被見候(中略)先書にも申候大坂西の丸

留守居御鶴君町奉行查坂九兵衛御留守居御鐵炮松平加賀

右衛門御鐵炮成瀬吉平江戸御留守居上總介殿松平下野守

最上駿河守鳥居左京亮同土左守奥平大膳大夫

留守渡部山城守

按留守居はと、まる守るの義にしても漢土の名稱を

とれるなりこれにま、留主の字を用ひたるもあるは全

く普通をもてかける成へし抑此稱呼は國史にも見えて

古き代より用ひ來れる名目にはあれともより定まれ

る官職の稱にはあらず臨時に命せられて天子外に行幸

の時禁内もしくは離宮など守らせ給ふものをさしてし

かいひしなり中古以來諸國受領等大かたは在京して目

代を以て任國に下し在國司等を管領せしむることとい

きければ目代已下在廳の官人をさして留守所といふこ

と、なれりこれ受領に代りて其國に留守し府務を沙汰

するか故なりこれらの事は文治以前の流例にして武家

の預りし所にあらず鎌倉右大將家武家草創より後も猶

國々に留守所と稱へしもの、あるは皆この流なり吾妻

鏡に新留守本留守など見えしたくひおほかりこれもと

より國司の代官にはありなから武家起りて後は彼輩も

に内府留守居の者五百餘居候を追出し遣伏見の城西の

丸へ移輝元候云々六年三月廿三日大神君大坂の城より

伏見の城に移り玉ふ大坂の城御留主居として天野三郎兵

衛康景を西の丸に残置

慶長見聞記云大友宗廉大友豊後へ下り普代衆ヲ催シケレハ

悉馳付ケル間内府方ノ衆ノ領地ノ留守居代官ヲ所々追出

シ押領シケル

續撰清正記云家康の者共南關城代筑後加藤美作清正阿蘇城

代豊後加藤清左衛門(中略)熊本城留守居ノ者共田寺久太

夫清正中川壽林清正下川又左衛門

當代記云慶長十二年閏四月廿九日遠江懸川ニ被居城ニ松

平隠岐守伏見ニ可ニ在城ノ由大御所同將軍令下知給十二

月松平隠岐守伏見西ノ丸ニ去夏ヨリ在城有ケレトモ知行

子今相渡ルヘキ沙汰ナケレハ彼家中ノ上下疲勞不斜本

丸ハ此以前ヨリノ留主居家定番也其外松ノ丸ヲ始丸々番

衆關東衆有之

會津陣物語云會津御江戸御留主ニハ御舍弟松平因幡守康

元石川日向守家成也町奉行ニハ板倉四郎左衛門勝重并代

官ハ伊奈熊藏忠次同江戸ニ被指置ケリ

土屋知貞私記云慶長十九年大坂御陣之節所々御番駿河御

御家人に列なる者多くいてきければ頼て其職をも武家

より廢置せらるゝこともありしなり此輩を公武録帶業

れ皆一時の權變にして全く舊制のしかるにはあらず

て武家の留守といふは將軍家他方に赴かるゝ時幕府に

留り居て守衛をつとむるものを云へり又常に六波羅亭

にありて京都の守護をつかさどる人をも留守とよへり

これ後にはゆる兩六波羅あり足利殿は京都に御所をつく

もと留守といふは正しき職名にてはなかりければ留守

の兵士留守の武士などなへての守兵にかけてよへるこ

ともありき中頃より後大かた同さまにて人からの輕

重も同じからず將軍家より大名諸家に至るまでみなか

くの如し中にも一族もしくは家長等の留守せるは後の

代に大留守居又は城代留守居頭などいふたぐひにて尤

重職なりそれよりは少しく級くたりたる人の大留守居

に副て留守するは後に平留守居留守居年寄又は留守居

とはかりも稱するものこれなり又それよりも一きは級

さかりて足輕頭ほどのもの、留守して城門など守る人

もあるへしそれは後に留守番又は留守居物頭など云た

くひなり然れとも引書正しく其しなを分別せされは今

○留守居頭

清須分限帳云御留守居頭千二百石松平越中守同石川遠江守平御留守居衆五百石牧野權内三百石松井圖書三百石江原及雅五百石服部次郎右衛門百五十石尾崎修理亮三百石中根助右衛門二百五十石水越戸太夫二百石尾崎右衛門五郎三百石石川七郎右衛門二百石竹尾三左衛門二百五十石石川加右衛門百五十石平岩權太夫三百石太田惣右衛門伏見二百石はうらい

○留守居

薩州舊傳云御當家御城代ハ前代有之候哉不分明候中納言様御代俄に被遊御出陣ことも候哉島津豊後守久賀に御留守居可被仰付旨被爲仰付置由候其後光久公御代數年右之役無之候御意遣に被思召候由にて北郷佐渡守久賀に御留守居役被仰付御留守居役は御城代之由候○按こゝに留守居役といへるは即留守居頭なり

按留守居の名義は前にいへるか如しさて此留守居頭といふは大留守居とも稱し又は城代ともいへる類にて主將他行の時は其居城を代りて何事にまれ悉く沙汰すへき重職なりされは一門もしくは家の長臣たるものこれに補することなり一人にてうけたまはるもあり二人の

他は二九番衆と同じく城番の類なるへし

勢州軍記云

池田勝入以調略執尾州犬山城也彼犬山城主中川勘右衛門尉爲勢州峯城番手留守也古池田爲當城主有[○]好與[○]住民等[○]合心執之愚耳舊聽記云[○]按城中には留守居の衆として侍五六人を差置給ひける是皆馬持たる侍共と聞えける

扱留守番といふに兩様あり主將他行あれば物頭ほとこの者の城郭の門樓など分ち守る輩を城番また留守番番手など、もいへり其人からは必同等の人にも限らぬなるへしこれは城代たるもの、指揮をうけて守衛を勤むるものなり又主將の居城ならぬ城にも當時定まれる城主なき所を守るものもしかいへりその中には別に城代といふはなくて留守番のみ守るもあり城の廣狹にもよれるなるへし又なへての番衆はとのもの、主將代行のほと留りて宿直するをも留守番などいひしも聞ゆ猶城代城番等の條を參考すへし

○城代

義經記云判官とのみちくもちんしてとほり給ふこと其かくれなし是には今はとしやうたいしゆこを留すにて候へ共かたのことくもこのせうか承て候間かみつかたま

時もあり前條に引たる安土日記毛利家記多聞院日記會津陣物研土屋田原三郎安土を守り初陣に前田又左衛門衆守り大坂冬御陣に鶴君駿府を守り給ひ上總介江戶を守らせられしはいつれも留守居の首將一人にて守りし例なり又小田原陣に秀長衆守り會津御陣に松平元石川家成江戶を守りしは何れも二人の例なり大名諸家もこれに准せしと見えてこゝに引る清須分限帳に留守居頭二人あり又越前北庄分限役附には城代多賀谷左近山川鐵岐守とありこれ等皆二人の例なり又島津舊傳に島津北郷久賀の留守居となし又平留守居といふは常に留守居年寄とも留守居とのみもよひて一階くたれる職なり猶前條と城代の條とを照し考ふへし

○留守番

武田信玄百箇條云何時歸宿之時者先へ可遣使者自然留守番衆行義等油斷之砌折檻難聞又以細事乳明者無實際一歎
安土日記云天正七年四月十二日城介殿御本所上野守三七發向(中略)御取出御留守ニハ永田刑部少輔牧村長兵衛生駒市左衛門兩三人御番被仰付候十年五月廿九日信長卿上洛安土本城御留守衆津田源三郎殿加藤兵庫頭野々村又右衛門遠山新九郎世木彌左衛門市橋源八樹田忠兵衛二ノ丸御番衆浦生右兵衛大輔木村次郎左衛門鳴海助右衛門祖父江五郎右衛門雲林院出羽守佐久間與六郎義浦次郎右衛門福田三河守千福遠江守松本爲足丸毛兵庫頭前波彌五郎山岡對馬守是等ヲ被仰付○按當代には本城御番衆を本丸御番に作る思ふに津田氏は留守の首將にて其

て聞しめし候はんする事にて候間かやうに申候

新撰長祿寛正記云遊佐河内守カ長臣中村岡部ト云者有又今參り馬場ト云兵アリ中村ハ若江ノ城代に留り岡部兄弟ハ先陣ヲスヘント思ケル處ニ勢カサ有トテ馬場ヲ申付ラ

鎌倉大雙紙云孝胤は敗北すといへとも味方も長陣に勞しつゝいても責入す胤は石濱まで開陣す然といへとも白井は胤胤へ領して城代をすらる

取

快元僧都記云天文七年十月七日小弓衆打負御曹司様上様御舍弟基頼御討死小田原方安藤備前上様御手ニ懸リ討死三浦城代横井神助上様明奉射落松田彌次郎御首奉討取

甲陽軍鑑云

山本勘助 天文十四年五月十三日辰の刻に晴信公甲府を御立あり同十三日にこむろへ着給ひ同山の城代飯富兵部則こむろの城代小山田備中眞田彈正をめしさくの郡の様子くはしく御き、被成
室町日記云諸方に被相國は人々召て御評議有て先諸方の要害をあらため城代にしかとしたる人をかるへしとて先中の島の城を普請し不相替三好筑前守義長を城主とす今里の要害も修理をくはへ堀ふかくほらせて細川典厩を

入置る飯守の城には堀ふかく堀せて水八分にたへ逆母木を二重にひかせて三好十休を城代とす

東亂記云松山合松山落城ノ科ナリト輝虎自身誅伐シ城ヲハ北城丹後守ヲ城代ニ籠メ輝虎ハ歸陣シタリケル

甲陽軍鑑云信長へ祝永祿十一辰年六月上旬に甲州信玄公より信州伊奈飯田城代秋山伯耆守を御使に被_レ成美濃國

岐阜の織田信長公へ御縁者御祝儀の御音信傳着云々

安土日記云元龜二年二月二十四日磯野丹波降參申佐和山ノ城渡シ進上候テ高島へ罷退則丹羽五郎左衛門爲_二城代_一被_二入置_一候キ

新田老談記云謙信公モ前橋へ御出馬被_レ成御逗留ノ内小桑淵ヲ御責有テ落城以後長尾殿へ城被_レ進城代ニ新井圖書ヲ足利ヨリ被_レ置ケリ

又云桐生ノ城代ニ横瀬勘九郎殿ヲ被_レ遣ケリ藤生紀伊守ヲ相添テ諸支配ヲ改テ天正二年三月九日ニ由良殿モ御入部被_レ遊云々

由良家傳記云桐生御手に入申候は藤生紀伊守と申若者御座候才覺萬事分別者にて御座候(中略)大雨の時分夜をこめて彼わたらせを取越一時攻に仕候如_レ案桐生の城落申候紀伊守御先手を仕如_レ此候其後則彼御城代に被_レ仰付

返ス其後曰杵進足津留原掃部介怒留湯主殿助ヲ同國立花ノ城代ニ召オカル

仙道記云天正年中に佐竹修理大夫義重人數を遣白川を取巻被_レ責候ニ付從_二義親_一盛氏へ後巻頼入之由被_レ申遣候早速ニ盛氏被_レ出馬白川へは不構佐竹領赤館其外小城六箇所責取城代を居置被_レ申候

松原自休手録云二連木口ノ取手ニハ被_レ置戸田主殿吉田ニ爲_レ質入ノ母依之常に來_二吉田_一城代大原肥前ト成_レ交以_二双六_一催_レ興密ニ談_レ母我欲_レ與_二家康卿_一然ハ忍テ可_レ盜出云々

又云江戸之御仕置城代松平因幡守石川日向守云々○按會津は松平石川の兩氏を江戸御留守居と記せり

又云若狹羽林ハ公ノ依_レ爲_二綠者_一被_レ加_二伏見城代_一敵未_二襲來_一以前ニ諸將恨_二隔心色_一出_二奔洛下_一云々

慶長見聞記云肥後國合戦條加藤主計頭ハ内府公味方ナレハ關ヶ原合戦ノヤウス兼テ聞エシカハ小西カ城ヲ攻ント熊本ヲ立テ木山越ニ宇土城へ取詰ル間南條元宅ト云者宇土ノ城代成シカハ島津方へ加勢ヲ請籠城ス

會津陣物語云其取白石城條登坂心ヲ變シ人質ヲ取替シ白石城五萬石ノ約束ニテ降參シ政宗人數ヲ二ノ九へ引入シカハ本

候紀伊守廿七歳の時に御座候

織田家譜云天正七年十月瀧川一益攻_二伊丹城_一(中略)城代荒木久左衛門乞_レ降曰願往_二尼崎_一說_二攝津守_一可_レ厭_二尼崎

花熊兩城一然則赦_二父母妻子之死_一一益許_レ之

清正記云信雄傳秀吉公合戦條秀吉公富田の寺内に御陣をすへられて加賀野井彌八郎か居城をとりまかせ給ふ(中略)總勢付入にして敵千三百五十討取勝ときをわけ彌八郎か首御質檢有て城の掃除等仰つけられ稻葉左京進を城代に入置給ひけり

伊達成實記云長沼ノ城主新國上總盛氏御取立ヲ以長沼ノ城代ニ被_レ差置_レ候ヘトモ政宗公御ホコサキニハ抱候事成間敷由存御信言申上知行不_二相替_一御前相濟若松へ伺公仕御目見エ申サレ候

羽尾記云ソノコト吾妻郡岩櫃城ニ上杉景勝ヨリ齋藤攝津守ト云者城代ニサシヲキケリ

北條五代記云江戸の城始條此城はしまつて名大將合九代もてり天正年中まで北條治部少輔遠山左衛門城代とす

大友記云高橋三河守元就高橋三河守ハ毛利元就ニ使者ヲツカハシ越州勢ヲ相催シ立花へ打出ル戸次曰杵吉弘即時ニヨセカケ追クツシ越州勢ヲコトコトク海ニ追籠圍部ヨリ引

丸ノ城代豊野又兵衛鹿子田日向守切テ出防候ヘトモ不_二相叶_一落城ニ及ヒ豊野ヲ始百七十一人討死シケル

加藤清正侍帳云二十萬六石七斗五升八代城代加藤右馬允與力六百石林半之丞四百石鈴口助右衛門

當代記云慶長十三年十二月去秋松平周防守子時下野國馬場城代丹波國前田主膳去秋狂氣領分令_二拜領_一相上於_二丹波_一主膳屋敷上山急被_レ爲_二普請_一ケルカ城ニ成間敷トテ自_二十二月頃_一被_レ止ケルトナリ

續撰清正記云家來の者共南關城代城後加藤美作清正阿蘇城代城後加藤清左衛門矢部城代日向加藤萬兵衛清正又佐敷城代熊本加藤與左衛門水役城代薩摩中村將盛清正宇土城代中川太郎平清正又八代城在番熊本城留守居ノ者其田寺久太夫清正中川壽林清正下川又左衛門云々慶長十六年七月晦日○按美作清左衛門下川又左衛門は何れも家老なり

土屋知貞私記云慶長十九年大坂御陣之節所々御番伏見御城代松平隱岐守成瀬吉右衛門日下部兵右衛門大御番二組根來二組○按成瀬日下部は隱岐守の佐職なり全くの城代にはあらず

按城代は城代官なり首將他にある時それにて居城を守るか故に此號あり前條にもいへることく大留守居留守居頭なども呼はれて一族もしくは家長等をもて補せ

らる、重職なり又主將の居城ならぬ城を預るものは城代の號ありても一門家長などに限りて置く、ものならねは其級くたれるか多しきかれとも一城を守るつかさなれば武勇の器を撰はる、のみならず思慮なき者をは補せられぬならひにて何れにも武家にとりては規模となすへき職掌なり

○城番

東亂記云 義同討 早雲ハ三崎ニ城ヲトリ立テ房州ノ敵ヲ防ギ玉フ義同ノ勢所々ヨリ召出サレテ此城ノ在番ス

舟岡山軍記云 佐々木興三 三好カ家臣松永彈正忠久秀軍ノ總大將トナツテ七千餘騎ニアマレリ筑前守旗本モ七千騎ニ

不_レ過其外一族千騎二千騎抱ヘタル者四國ヨリ在番ニ上

リ飯盛ニ詰居タリ安藝守モ手勢三千騎其外江州大名共在

番ニ上レハ松永隙ヲ伺フ便モナク一兩年ハ過ニケリ

勝軍地藏山軍記云 將軍地蔵山合戦 江州六角左京大夫義賢ハ細川

一清ノ次男ヲ取立ラレ山山高政ト牒シ合慈昭寺ノ大嵩中

尾ノ城ヲ重テ築キ立ラレ、勝軍地藏山の城是也(中略)三

好長慶ハ飯盛城ニ有ケルカ大ニ驚キ先島山方ノ打手トシ

テ舍弟物外軒入道實休ヲ大將トシテ高屋城ニ當番衆阿州

衆淡州衆七千餘人岸和田表へ出張シテ島山方ノ陣所ヨリ

衛殿古池田鹽川伯耆賀茂中將殿御人數高槻之城御番手ノ

衆大津傳十郎收村長兵衛生駒市左衛門生駒三吉湯淺甚介

猪子次左衛門村井作右衛門武田左吉茨木ノ城御番手衆福

富平左衛門下石彦右衛門野々村三十郎中島中川瀬兵衛ヒ

トツ屋高山右近大矢田安部仁右衛門

家忠日記云天正七年八月七日家康岡崎へ御越候御城番松

平上野榊原小平太北ハタノ城御番松平玄蕃鶴殿八郎三郎

手前共ニ三人

當代記云天正十年五月信長上洛シ給御供ノ衆纔ニ小姓衆

百五六十騎被_レ召具ニ安土御本丸御番津田源十郎遠山新九

郎已上七八人二ノ丸御番浦生右兵衛太夫森二郎左衛門山

岡對馬守已上十一人也

松原自休手録云光秀弑_レ信長父子一行ニ安土下知シテ催ニ

江州之諸將上洛シテ雖_レ招_レ筒井_レ惡_レ無道之罪不_レ與_レ之

織田七兵衛在_レ大坂城番ニ依_レ爲_レ婿與_レ之

太閤記云 尾洲江城瀬川 信雄卿と秀吉卿既に及_レ銚橋しか

ハ勢州木造の城へ瀧川と富田平右衛門 後城ニ左 兩人在番と

して入置給ひぬ

甲陽軍鑑云 信玄代 甲州石水寺の在番衆駒井次郎左衛門

伊達成實記云我等家中遠藤駿河ト申者申候ハ敵取出之番

立五六町隔テ對陣ス近江衆ハ永原安藝守ヲ大將トシテ一萬餘騎ニテ勝軍地藏山ニ籠置ト聞エケレハ三好方ヨリモ諸軍責寄ラル、永原モ手勢三千餘騎其外江州大名共替リ替リニ在番シ雜兵二萬騎ト聞エケレハ三好衆隙ヲ伺フ便モナク矢軍計ニテ過ニケリ

松原自休手録云永祿二年五月上旬義元率_レ四萬餘ノ軍勢ニ

從_レ駿府ニ發_レ向尾州ニ十七日着_レ陣池鯉鮒ニ先手ハ至_レ沓懸

愛智ニ沓懸ニハ駿河勢在番鳴海ハ岡部五郎兵衛大高ハ鶴

殿長助持ケルヲ從_レ信長ニ大高ヲ攻取ント丸根ニ取出シ

テ入_レ置佐久間大學

信長記云 關原待 四月三日大坂ヨリ勢ヲ出シ足輕ヲ懸タル

處ニ手痛ク押拂ヒ首少々討捕押寄作毛悉羅捨近邊放火シ

天王寺在番ノ仕置等佐久間ニ被_レ仰付_レ御上洛アツテ五月

廿八日岐阜ニ御下向有ケリ ○按_レ此は附城の城番なり

安土日記云天正六年十二月十一日所々ニ御取出被_レ仰付ニ

信長公古池田ニ至テ被_レ移_レ御陣御取出ノ次第御在番衆

塚口神戸三七殿惟住五郎左衛門蜂屋兵庫浦生忠三郎高山

右近毛馬北島殿織田上野殿瀧川左近武藤宗右衛門倉橋池

田勝三郎勝九郎幸新父子三人原田中川瀬兵衛古田左助刀

根山稻葉彦六氏家左京亮安藤平左衛門芥川郡山津田七兵

平田左京小旗ニ候會津ニ細々使_レ罷越_レ懇切之由可_レ申候

左京亮處へ矢文敵地ヨリ參候由申上候(中略)義重公政宗

公へ申上ラレ先弓鐵砲打候事被_レ相止_レ候取手城ノ番窪田

ヤライ番モ如_レ跡々ニ仕候ヘドモ鐵砲ハ不_レ打申_レ左候ハ

八月初ニ御無事相濟云々

大友與廢記云 朽網親滿 君命をおそれす起す逆心なれば天是

を野したまふにや親滿うちまけて高崎之城へ引のほるさ

れども御城番吉弘右近古庄舍人助勇力をもつて本丸はの

つとられす堅固に持こたへたり親滿二の丸に陣を取る云

々

又云 篠原目 篠原目の城は志賀太郎親次居城岡より三里西

家中といふ所にあり親次家臣阿南三右衛門惟秀を城番に

とめおかる

太閤記云 尾州大山 犬山の城主として中河勘右衛門尉を居置

れけるか勢州嶺の城爲_レ番手ニ有田勝入打聞テ犬山の城留

守居許なる事天の與ふる幸也云々

又云 筑紫 秀吉公蜂須賀なとめしつれられ城の南北を下け

墨給ふて先遠巻にし責具など用意しひた_レと取巻稻麻

竹葦も物かはに打圍みしかは難_レ抱や思ひけん濱の手よ

り雨風の紛に船に取乘退にけり(中略)即府内の城番とし

て大友宗麟義統父子入置給ふ

又云宰相秀家秀家船奉行共を呼出しひそかに此湊を忍び出

(中略)夜もおし明かたに釜山海に至りぬ小西が家來城番

を勤有しか罷出御渡海の祝儀刷ひければ先攝州忠勤の様

子こまやかに語候へと有しかは有のまゝに申上げり

初井日記云龜山合天王ノ城ニハ能勢大學之助城代トシテ

居候取出城トモニハ在番ノ衆ニテ候

奥羽永慶軍記云赤館合船尾山城守カ在陣コソ味方ニ程遠

ケレハ危シト佐竹ノ大將ヨリ再三ノ使來リ滑津ノ城ヲ開

テ佐竹ニソ歸リケル因茲滑津ニハ田村宗顯ヨリ城番ヲ

ソ入置ケル

毛利家記云秀吉公縁邊ノ儀可被仰付ニ五騎十騎之體ニ

テ可致歸朝釜山浦ニハ手前ノ人數ニ元清ヲ相添テ置

可申トノ御詔ニテ元清御在番也

矢島十二頭記云四十人の者とも矢島へ浪人仕候米澤景勝

殿出張の城番人出羽の酒田九萬石の所へ城代信太修理と

のより矢島四十人の者共へ御内意申參候

又云矢島は仁賀保殿領分に成候て八森城に菊地長右衛門

殿を御城番に御すへ被成候

武林雜話云、豊後國あきとひ、あきとひく府内白井四ヶ所の城

按城番は城代の副なり凡首將の他に赴く時には城代を

とめて留守せしむる事常のならひなりされと守衛す

へき門櫓多くして城代の人數のみにては守り難き事な

れば其他の將士に命して各其人數を率て門櫓を分守せ

しむこれいはゆる城番なり或は番手衆在番衆なともよ

へり但なへていへる時は城代を城番の内にこめたりと

聞ゆ其人數の多少は城の大小によれるなるへし又假初

に守衛せしむる要害には城代はなく城番のみかはる

かはる守るもありもし定まれる番手の人數たらされは

さらに又其副を設けらる、事なりこれを加番といへり

尙定番加番の條を合せ考ふへし

○定番

○加番

土佐國高岡郡津野山民家所藏文書云基高花押今度弓矢一

着之間大野見城爲定番子一人在城仕候者一段忠節候然

者田地壹町可有扶持候涯分無油斷心懸之事可爲爲

奉公候懸中間長兵衛可申聞候者也仍爲後日如件天

文十二年十月廿四日戸田長右衛門とのへ

土佐國高岡郡大野見民家所藏文書云賀田城定番の儀申付

候處同心祝着候爲番給壹町申付候然は來秋少々公物

郭手に入候間中津川へ歸り不日に小倉へ出張可仕候條

城番は母里百富に申付所務方菅七郎兵衛其外可入役人

共其方自分の者に申付急中津川へ可被引取と日を定

被申越候付日限無相違栗山は日田郡隈の城を立豊前

中津川へ歸りけり

菅沼系圖云定仍新八郎關原御陣時定仍勤駿河與國寺城

番同府中兩所番

松原自休手録云慶長五年七月伏見在番本丸鳥居彦右衛門

西丸内藤彌次右衛門息小一郎大手門松平主殿松平五左衛

門若狭少將(中略)丹後田邊ノ城細川玄旨守之云々從七

月二十日攻之城兵稠發矢石堅郭外然所三條亞

相來テ令和睦并德善院爲名代前田主膳正在番ス八月

廿三日寅刻破初屋口云々秀信可爲自害正則種々制シ

テ令入尾州岐阜在番入正則カ兵

増補家忠日記云慶長七年五月八日佐竹カ押ヘトシテ松平

伊豆守信一鈞命ヲ奉テ常州江戸崎ニ城番ヲ勤ム

土屋知貞私記云慶長十九年大坂御陣之節所々御番二條御

成御番御鐵炮春日左衛門御鐵炮柘植三之丞相州小田原御

成御番冬御陣戸澤右京亮夏御陣近藤一黨カ箱根根府川兩

所之御關所共ニ守レ之

可申付候彌々忠節肝要候也弘治二年五月廿七日田上善

右衛門とのへ義辰花押

安土日記云元龜元年六月廿八日木下藤吉郎爲定番横山

ニ被入置云々

織田家譜云元龜元年六月廿九日合戰於姉川(中略)横山

城以下皆陷贈首級三千餘於京都即進兵圍佐和山城

既而使丹羽長秀市橋九郎左衛門水野下野守河尻與兵衛

爲定番而歸

松原自休手録云元龜三年十月中旬信玄出甲府遠州々、

ラ飯田攻落兩城天野宮内右衛門居遠州定番久野ノ城

巡見ノ時濱松勢率四千餘騎出三箇ノ川信玄可討取

之下知ス

甲陽軍鑑云高天神にて内三河御發向留守の事駿河に武田上

野介殿駿河先方小身直參衆乾天野宮内右衛門と一所に穴

山殿を大將にして信州定番の千貫百騎六貫壹疋つ、の侍

大將衆十頭半分あとに人を殘し候へは是千五百氏政より

差こさる、大藤くみの人數五百合三千餘乾に指おかるる

故家康も濱松に留守居三千おかるへきとのつもりにて云

々

同末書云山縣ハ組共ニ九百八十騎ノ内大熊三千騎遠州小

山ノ定番相木八十騎御跡備殘而八百七十騎也内藤ハ組八頭共に六百騎ノ内組衆半役ニシテ百七十五騎手前モ五十騎箠輪ニ置殘テ三百七十五騎也

増補筒井家記云松永彈正少弼久秀ハ信長公ノ麾下ニ屬シ佐久間右衛門尉信盛カ組トナリ大坂門跡ノ付城ノ定番トシテ天王寺ノ邊リニアリテ戰功多カリケルカ天正五年八月十七日ノ夜ニ附城ノ番役ヲ引拂云々

安土日記云天正七年四月晦日七兵衛筒井維住越前衆池田ニ至テ御陣ノ處ニ越前衆御暇被下歸國其外伊丹表御取

出定番被仰付候
家忠日記云天正七年八月七日北ハタノ城御番松平玄蕃鶴殿八郎三郎手前共ニ三人九月九日家中新次郎右定番衆ふる舞候十四日定番衆ふる舞候

柴田退治記云天正十一年四月二十三日渡名間大河押寄北莊城ニ彼城郭勝家累年相拵爲定番入置兵三千餘人ニ處也

伊達成實記云伊達上野足輕ヲ少出シ端合戰候(中略)東ノ方ニ又取出ノ普請ヲ被成定番ニ片平助右衛門ヲ差置ラレ候

當代年録云慶長七年六月十一日本田佐渡守大久保相模守ハ鎌倉殿の御代官としてちよくせんをうけ給候義經が下知たひくかへすはをのれらこそ朝敵なれきやつはらか首をきりていくさ神にまつれやよとのたまへは伊勢三郎義盛いころさんとまたればとてもまぬるものならば馳死にまねやとてふねをいたす

陸奥國飯野八幡宮文書云着到陸奥國御家人式部伊賀左衛門盛光同伊賀左衛門次郎貞長同伊賀四郎光重代木田九郎時氏同式部次郎光俊代小河又次郎時長右は十一月二日御教書同十二月二日御催促并廿日令到來候間相催一族等同廿四日所馳參也仍着到如件建武二年二月廿四日相馬文書云愛奥州合戰事先日粗雖注進相漏之輩追所令言上也將又正員式部大夫兼頼年少之間代官氏家十郎入道道誠所令加判形候也云々曆應二年三月廿日

○按斯波兼頼は當時奥州の探題なり
東亂記云河越夜氏康亦常陸國小田ノ政治ノ陣代菅谷ト云者ヲタノミ如此取圍マレスヘキ様ナシ御邊ヲ頼候間如何ニモシテ籠城左衛門大夫ヲ助ケ玉ヘサモアラハ河越ヲハ其方ヘ明渡スヘシ合戰ヲナスハ多勢ニ無勢難叶ト託ケレハ菅谷此由ヲ披露ス

室町日記云江口之要害江口の要害へ夜討によせ敵をくだひら

土岐山城守松平五左衛門周防守同月十三日笠間へ出張して近國衆を御催し同十四日水戸城を初所々受取それより佐渡守相模守は奥州へ仕置に通り水戸城を松平周防守在番仕加番は藤田能登由良信乃守菅沼新八等也

土屋知貞私記云慶長十九年大坂御陣之節所々御番淀加番八千五百石大島彌三郎五千石同茂兵衛三千五百石大島久左衛門

福島正則分限帳云定番衆七百四十六石二斗蟹才藏吉長二百石星野喜三同坂井彦左衛門二百五十石猪子新二郎三百石川井三郎左衛門二百七十七石三斗松田太郎右衛門

○按此の定番といへるは前の諸番に見えたる定番と同じからず常に休暇なく當直を勤むる類をいへるなるへしされと名稱同しければ爰には附するなり
按定番加番といへるいつれも城番の事にはあれと定番といふは常日不退に城を守るものなりなへての城番には交替して警固を勤むるものもあるか故にこれをは定番といへるなり加番とは前條にもいひしごとく城番の副となりて警備する輩をいへり

○陣代又稱軍代
長門本平家物語云九郎大夫判官判官いかりてのたまひけるかし候て其後筑前中島へたしよせ候へし中島のいくさには何時も一存後詰に出申候へは此城をつからして可

然と存するよしを一同に申されけんは安見直政此義に同せられける安見代官には鹽田與八郎直政軍代に赤澤大和守與力の人々には内藤河口神保玉巢藥師寺生田などを宗として都合二千仁木右京亮の代官に大脇金彌を大將として三百付られける

今川記云三浦成小三浦右衛門者引間城主飯尾逆心ノ時父大原頼能アレハ陣代トシテ人数ヲ連悴ノ心操有之其上無比類美童ニテ氏真公御寵愛ノ間後ニハ小番衆ノ頭ニ被仰付候父大原ハ三河國ノ郡代トテ吉田城ニ在城也

甲陽軍鑑云飛騨國永祿二年六月半信州松本まで御馬を出され六月末に飯富三郎兵衛甘利左衛門尉馬場民部助三人の侍大將に被仰付飛騨國へ御手つかひなされ(中略)其後彼境目にとりてを拵木會衆に長坂長閑入道指添飛騨國押へ諏訪には小宮山丹後を陣代になされ七月末に御歸陣也

又云御番付分國討死并忠節之人遺跡幼少者至十八歳迄以三武勇之人陣代可被申付但於堪忍分者無不足可渡之然而及十八歳之翌年者速に知行被管以下可

還附之旨以誓詞可被相定之事

又云信支他又信支分別の事は總別五年已來より此類大事

と思ひ判をすおおく紙八百枚にあまり可有之と被仰

(中略)三年の間我死たるをかくして國をまつめ候へ跡の

儀は四郎むすこ信勝十六歳の時家督なり其間は陣代を四

郎勝頼被申付候○按補家忠日記には勝頼を軍代とすと記せり

同末書云永祿七年甘利左衛門馬ニテアヤマチ仕三十一歳

ニテ病死也子息三郎次郎幼少故米倉丹後陣代ニ被仰付

也

松野系圖云綱高大膳亮丹波守後民部大輔ニナル八歳ノ時

父討死故ニ資通陣代ヲ勤ム○按綱高は佐竹氏の家人にて資通は其叔父なり父篤通は水陸中戦死す

松原自休手録云天正四年春高天神へ可入兵糧トテ勝

頼遠州城東郡出張(中略)小笠原與八郎山縣カ勢二ノ手ニ

テ働横須賀ニ加大須賀寛助太夫以足輕戰ニ小笠原山

縣カ陣代小菅五郎兵衛出此勝頼備十七手

甲陽軍鑑云横須賀發向陣横須賀の城へは小笠原兼山縣三郎兵衛

衆二の手にて手あての働あり(中略)山縣衆大將なけれ共

山縣從弟なる故小菅五郎兵衛を陣代と定て申付らるゝに

付て山縣衆みな五郎兵衛と申合懸引様子はとて山縣三

郎兵衛仕置たるあたゝまりを以て如此

不義者ニ組スル法ヤアル云々

奥羽永慶軍記云慶長五年大森合戦由利ノ人々早打ヲ以テ秋田ニ告

シカハ城之介實季陣代トシテ湊二郎五郎同久五郎同典勝

百餘騎ヲ率シ加勢トシテ大澤ニ馳着ケリ

大坂軍記云慶長十九年十二月二日の早天に御先手何も陣

を寄せ城近く陣を取候總軍御下知の事なれば成程物靜に

仕候所に井伊掃部直孝手は陣候と均く總鐵砲を一通つる

へかけ間を上候に付城中は不及申總軍寄手色めき騷候

將軍聞召大きに驚給ひ直孝事兄の軍代として佐和山の人

數を召つれ人數珍敷をはえて如此か如何様大御所様御

耳に達候は、直孝切腹可仕候間早々正信住吉へ罷こし

宜様に可申上云々

按陣代は陣代官なり何事にもあれ主人に代りて事を沙

汰するものをは代官といふならひなるか其中に城を預

るを城代といひ所領を預るを郡代といひ軍陣の代官を

陣代といふ類なり古くはなへて代官とのろよはれしか

足利殿の時よりそれ／＼に分ちよへる事はいてきたり

しなり扱この陣代といふ内にも少しく差別あり主人幼

弱の時に家族もしくは長臣たる者の内にて成長の間其

代官として軍務はもとより常日の政務をも攝するを陣

又云勝頼被仰甲府三人の沙汰き、は櫻井市川伊清齋工藤元

隨齋是は甲州先方衆なり又訴人岩間大藏左衛門一切事申

上る信支公時の如く也兩職は成瀬吉右衛門日下部兵右衛

門軍代は平岩七之助と申侍大將也是は家康譜代衆なり

聚藥物語云そのかみ羽柴筑前守にて前の大將軍織田の信

長公につかへ給ひ東南北の合戦に御名を天下にあらは

し給ひしかは信長公の御代官として西國御退治の爲に天

正十年三月上旬に都を立て備前備中の兩國にてあまたの

城郭をせめやふりそれより高松の城をとりかこみ大河の

するをせきとめて水攻にしてこそおはしけれ

義殘後覺云四國蜂旗合戦去程ニ秀吉公ニ四國背奉ニ因テ退治

アリケル藤州ヲ一圍ニ頼セ給フニ因テ輝元公三年懸ラセ

給フ殿下ノ軍代ニ三善治兵衛殿發向シ給フ

伊達成實記云會津山ノ内ニイナイホウ横田川口屋ナトリ

此所ハ山中故御手ニ不ノ入然處ニ八月末ニ原田左馬助爲ニ

御代官ニ會津新參衆長井ノ御人數ヲ以屋ナトリノ城責落

ナテ切ニ仕候

初井日記云小野木谷返恩録天爵モ知ヌ嗚呼者欲心ニ聞ミテ父母

妻子マテヲ捨テ比興ヲ振舞ソノ覺悟淺猿クコソ候へ是ニ

付テモ攝州ノ陣代小野木平左衛門澄友谷右近重廣ハ係ル

代といひ又は時に臨みて主人戰陣に赴き難くいはいはれあ

る時俄に命せらるゝをもまた陣代といへり又庶士の輩

にても幼少のほともしくは臨時に故ありて軍役に從ひ

かたければ其一家の輩なと陣代を勤むること大名高家

と異なることなしこれを軍代といへるも別に故あるに

はあらず軍陣の代官といふ意なり

武家名目抄第五十六册

塙檢校保己一編

職名部卅三上

○御使

吾妻鏡云元暦元年二月十八日丁丑武衛被發御使於京都一是洛陽警固以下事所被仰也

又云文治元年三月四日丁亥爲鎮畿内近國狼喉以典膳大夫久經近藤七國平爲御使被差遣已訖云々六月十六日丁卯典膳大夫近藤七等爲關東御使帶院宣巡檢畿内近國一敗土民訴訟然間當時其誤不聞二品内々被感仰之處尾張國有玉井四郎助重云者本自爲先猛惡令懷諸人愁之由驅歌近日殊又有違勅之科仍件兩人爲尋沙汰雖遣召文敢不應還及謗言于時久經等言上子細之間爲俊兼奉行今日被仰助重云違背給命之上者不可住日城依令忽諸關東不可參鎌倉早可逐電云々三年九月廿二日庚申所乘信房所爲御使下向鎮西是田野藤内遠景相共可追討貴海島之旨依合殿命也(中略)今度同意豫州之置隱居

歟之由依有御疑貽有此儀

又云建保元年四月廿七日戊寅宮内兵衛尉公氏爲將軍家御使向和田左衛門尉宅是義盛有用意事之由依聞食被尋仰其實否之故也而公氏入被家之侍令案内小時義盛爲相逢御使自疑殿來侍然後公氏述將命之趣義盛申云右大將家御時勵隨分微功然者抽賞願軼涯分而爲御之後未歷二十年頻懷陸沈之恨(中略)更無謀判企之云々詞訖保忠義秀以下勇士等列座調置兵具仍令歸參啓事由之間相州參被召在鎌倉御家人等於御所云々晚景又以刑部丞忠季爲御使被遣義盛之許先止蜂起退可奉待恩義也云々義盛報申云於上全不存恨相州所爲傍若無人之間爲尋承子細可發向之由近日若輩等潛以令群議歟義盛度々雖諫之一切不拘已成同心訖此上事力不及云々

又云寶治元年六月一日壬午左親衛以近江四郎左衛門尉氏信爲御使有被仰遣于若狹前司泰村之事人不知其旨趣氏信向被家先著侍上令案内事之由而第主相逢之程見傍弓數十張征矢并鎧唐櫃棹數十本置之氏信就怪思之令郎從友野太郎(此所案内者也)窺館内之處所積置于厩侍之鎧唐櫃假令百三三十合歟之由達于氏

信云々頃之泰村請入氏信於出居承仰事後互及雜談泰村此問世上物恣偏似一身之愁其故者兄弟共超他門宿老已爲正五位下也其外一族多帶官位剩守護職數個國莊園數萬町吾衆之所掌也榮運窮於今者上天加誰頗難測之間非無譏訴之憤云々氏信歸參申御返事又彼用意次第内々相語舊勞人々仍殿中御用心彌及嚴密御沙汰云々

帝王編年記云文永五年二月十四日武家使者二人參院十五日異國事於仙洞評定云々

竹崎五郎繪詞云關東の御つかひかうたの五郎とをとしあむとうの左衛門次郎しけつな拂曉にはせ來りしに季長行むかて海上をへたて候あいたふね候はて御大事にもれ候ぬと覺え候と申にかうたの五郎兵船候はてはちからなき御事にこそ候へと申ところ肥前國の御家人(其名わか)たかしまのにし浦よりわれのこり候ふねに賊徒あまたこみのり候をはらひのけてしかるへきものとおほえ候のせてはやにけ歸り候と申に季長おほせのことくはらひのけ候は歩兵とおほえ候ふねにのせ候はよきものにてを候らむこれを一人も打とめたくこそ候へと申にかうたの五郎異賊はやにけ歸り候と申候勢いをさしむけたく候と

少貳殿へ申へしとて使者をつかはすに肥後國たぐまの別當次郎時大野小次郎(其外兵船まはしたりし人々を)ひかゝるといへとも季長か兵船いまはらさりし程にせんはうを失ひし所に連錢の旗たてたる大船おしきたりしをかうたの五郎城次郎殿の旗とおほゆるゆきむかて見よとて使者をつかはす云々

元徳二年日吉叙山行幸記云永仁七年四月廿五日に改元行なはれて正安元年になる六波羅にして一山の衆徒と妙法院の門徒と合戦の先發放火の下手ともに糺明の沙汰侍けれともとみに事ゆかす訴訟日にそへて深くのみ成ければ山門事書を直に付關東邊よつて東使字都宮三河守頼綱二階堂備中前司貞藤上洛して其沙汰ある所に所犯のかれさりけるにや門跡をは山務に付られ所領は法華常行堂の料所になされ性算流罪の宣旨を下され侍し云々

太平記云(資朝後基補)土岐多治見討レテ後資朝俊基ノ隠謀次第ニ際ナカリケレハ東使長崎四郎左衛門泰光南條次郎左衛門宗直二人上洛シテ五月十日資朝俊基兩人ヲ召捕奉ル土岐カ討レシ時生虜ノ者一人モナカリシカハ白狀ハヨモアラシサリトモ我等カ事ハ顯ハレシト墓ナキ憑ニ油斷シテ曾テ其用意モ無リケレハ妻子東西ニ逃迷ヒテ身ヲ隠

サンスルニ處ナク財寶ハ大路ニ引散サレテ馬蹄ノ塵ト成
ニケリ○按以上八條は鎌倉殿の御使なり

又云將軍實業小貳入道妙惠カ方へ南遠江守宗繼豊田彌三郎光顯ヲ兩使トシテ侍ヘキ由ヲ宣遣サレケレハ小貳入道子細ニ及ハス懸嫡子ノ郎太頼尙ニ若武者三百騎差添テ將軍ヘソ進セケル

花營三代記云應安四年七月九日石清水八幡宮ニ所神殿造營事始武家御使波多野肥後守通郷○按通郷は遣營の奉行人なるべし

季璣日録云嘉吉元年六月廿八日今月地蔵像并印像五種自ニ上様被召御使横瀬○按是は假そめの御使にて兩使なりといふ類にあらす

康富記云嘉吉二年十月七日飯尾美濃守貞布施民部大夫貞基松田八郎左衛門尉秀房等爲使節下ニ向伊勢國云々國司被

打入神三郡又神人與神役人右一確執弓矢事可和睦之由管領被仰之歟

又云寶徳元年八月十日室町殿御服暇并御禁忌事如何様可

有御沙汰哉可被計申之由自室町殿以御使布施民部大夫飯尾左衛門大夫被仰出傳奏中山宰相中將之間今日爲申其御返事武家近年先例可注給且可奉

異見之由自傳奏以使者伊被示局務之間注進之云々

本馳走候間只今少弼方爲御使細川奥州をさし下

さるへき也仍御内書御案文可令調進候由被仰下候云々卯月十四日爲御使晴光三寶院御門跡へ參申也たい

こに御さ候間とまりかけに參上但夜に入歸參に候爲上意御ほうひの御事にての御使なり○按以上六條は足利將軍家の御使なり

花營三代記云康暦二年七月十四日東使布施兵庫入道京著合使節三浦次郎左衛門尉未到云々小山下野守事注進云

云○按合使節は合奉行などの類にて此時の副使といへるなり

鎌倉年中行事云正月八日公方様ヨリノ御使ハ致奏者一人ノ或子息或兄弟等也御使ニマカリ出入ハ直垂ニテ被遣

御馬我ヨリ先ニヒカセ管領ノ門ノ中マテ御厩者ニ引入サセ御使ノヨシ奏者ニ申對面ノ時上意旨ヲハ直ニ可申云々○按已上二條は鎌倉足利家の御使なり

按御使といへるはもと一職の名にはあらず使命をうくるもの、貴稱なるよしはいふもさらなりされと鎌倉右

大將家武家を創業ありしよりおのつから御使といふひとつのかさいてきたりこれ後にいふ目附使番など兼

たること職掌にあたりたりとは其所役の内追討使と共に軍陣に臨み又は諸國の形勢を監察し將士の居動を推知するなどの類皆目附の職掌なり又ひとへに君命

又云享徳三年十月十五日是日奉行兩人飯尾美濃守同孫右衛門尉等爲公方御使下ニ向兵庫自唐歸朝之船荷共爲檢知也云々管領使今月五日下午云々

季璣日録云天文元年七月廿三日修理大夫殿下之殿宇移徙之事於兵衛佐殿方以奉行齋藤遠江入道并飯尾兵衛大夫自公方様爲使節被仰出也

大館常興記云天文七年九月廿日武田光祿申伊勢守飯川

彦九郎方へ之武書狀松田九郎以口狀具申候段重而越前

被立御使候而武中若州へ可亂入候事猶以堅加制止候様にとの被申也御使は飯尾彦左衛門尉被遣候様

にと内々被申之九年正月十日佐方より各へ折紙在之小

林民部少輔知行分州布施郷六郎事只今尼子方へ御下

知被成下候様にと申之段小民は爲御使東國へ下向候

間舍弟與五郎申上之間伺申處各へ可申談之由被仰出候云々十一年二月三日爲御使攝州來臨當津就御返留

儀諸事御法之段被仰談之也仍奉行宿老にも可申談旨仰也三月十三日能州への事長能登守御使分にて罷下度

由内々被申候然に上意には一向無御存知候た、常與方より可下遣分にて御さ候云々然は私方よりもたせ

可遣申也聞三月十一日爲御使攝州來入也今度於坂

を傳ふるのみの所役は即使番のつかさなり鎌倉殿の時

にも始のほとは人からの尊卑を定められしことも見え

されと中頃より後は其しなや、定まれり同し非常の事

にても文官の所作たるへき御使は大かた奉行人に命せ

られあるは北條家の家合なとうけ給はることもあり又

武事を專とすへきことには其事に堪たる人をもて差充

られしさまなり足利殿の時にも御使は大かた奉行人の内を用ひらる、ことなりしか天文弘治の際にいたりて

は職員備はらすなりしかは御使をうけ給はる人からも

同様ならさりしなりさて鎌倉足利の兩家ともに事たち

たる時は必御使二人を差充らる、ならひなりければ常

の辭には兩使とのみもいふこといきてきたり何れにもこの職のあつかる所は目附使番を合せたる程の職掌なり

其時重可注進早被下上使於寺門可被加制止之由也十七日興福寺衆徒豐田中坊與井戸確執事去十一日被成制止之奉書於兩門跡了(中略)然者早速御下知可然哉且可被仰合誰々一歎仰曰罷向管領許可談合被下上使一條可然件使節可計申之由可仰管領者次向管領云々

又云永享十二年二月廿九日筑紫御敵小成御免事及御沙汰大内可和睡彼等由被仰出之是敵陣依御退治難堪忍候間高麗盜人連續衰微難治之由今度渡朝高麗人等歎申依及此御沙汰今日被下上使奉行飯尾加賀守爲行同大和守貞連兩人也進發畢

康富記云寶徳二年七月廿五日丁卯飯尾與三左衛門今曉令下向美濃國爲段錢上使者也吉田社之造管料被寄之國也

蟻川親元記云寛正六年二月廿四日壬寅武庫御狀直々奉之之整之六郎殿依御所望如此同名六郎殿知行分尾州落合は先々諸公事免除事候處今度號守謹勘料被相懸課役之旨被達上聞之間近日可被成御奉書之所詮此趣先以守護代并上使方へ被申遣之可被止催促候若猶及誠責は堅相支可有注進候尙以不可有疎

之由歎堅く加催促候半と涯分馳走云々

室町日記云公方領を義長押ふる條近年攝河兩州にて亡失の者共か知行の地過半は公方へ上納せしかは所々に下代をすへさせ給ふ然るを筑前守心替りのしるしにや人數をさし遣はして所々の奉行下代等を追立けり其後義長よりも事をあらため下代を入置にけり義輝公聞召て畠山三左衛門に三百餘の人數を相添ていそぎ汝は兩國に下りて義長か置かへける下代を追立貢物おさむる内は汝あれにて守護仕れとそ被仰ける三左衛門うけ給はつて三百餘の人數引具して下りける扱在々の在官共をよひていそぎ貢物をさめ申へき由下知しける(中略)義長き、て其儀ならば上使三左衛門を追はらへとして小造兵衛尉佐藤角大夫兩人に八百の人數を添て急き畠山を追はらへ異儀におよは、ことごとくうち果せとぞ下知しける

義秋公方記云信長出陣條信長佐和山ニ七ケ日逗留シ御上洛ノ路次ノ輩人質ヲ出シテ御馳走可申上ノ由御上使ニ信長ノ使者ヲ添ラレ御上洛アリ御本意アラハ御恩賞可被行ノ旨被仰下

武蔭叢話云織田信長軍功を以て公方靈陽院義昭公を歸洛させ參らせ再び征夷將軍になし奉りける時公方より信長

略候恐々謹言今日蟻川出雲守殿貞宗三月廿六日癸酉就一色兵部少輔殿御所望之御狀整之越中國新河郡布西保就申分之儀自兵部少輔殿被下上使候自然之時宜可有存知由候恐々謹言今日蟻川越中入道殿貞宗自兵部少輔殿被下上使云々といへること疑はし思ふに一色家より其使者を上使に准して遣はしなるへし

應仁記云武衛家文正元年ノ夏ノ頃類ニ貞親申ニヨリテ義廉無罪而出仕ヲ可被停止剽劫解由小路ノ家ヲ義敏ニ渡スヘシトノ上使頻波ナリケリ

齋藤親基記云文正元年十二月廿日午刻自右京兆門前在家出火爲御倉和州相國寺警固一驅集御所中外様衆被差遣之爲上使布野州并親基能向依加成敗無爲

北上記云使者を給候と云よりは御つかひを被下候と申事あかり候公方様より御書を被下候時も御書并上使を被下候と申あかり候

大友與廢記云豊後と中國天文四年乙未三月廿四日に大内大友和與の上使として諏訪信濃守并東福寺龍眠軒御下向ありて和睡す

大館常興記云天文九年正月二日御料所若州宮川保御公用且万正進納之吉田四郎兵衛尉方より書狀到來次上使諏方神左衛門尉書狀同在之諏方左事は皆濟之時可罷上への御威狀の寫左の如し(文略)此時の上使は細川兵部大輔藤孝和田伊賀守惟政此兩人にて桐の塔引筋の御紋を下さる云々

甲亂記云寒林寺甲斐國謙徳山惠林寺ト申ハ貞和年中ノ頃征夷大將軍尊氏卿御建立夢窓國師ノ開闢之梵場也今度甲亂之刻悉令炎滅其濫觴ヲ尋ルニ川尻與兵衛所より以使者被申達者今度勝頼父子令生害處理ナクシテ死骸ヲトリ追善イタサル、事次江州佐々木中務大輔并上使成福院大和淡路守寺中ニ被隱置一條奸謀ノ事次ニ寺家

へ被懸小屋錢之條欲心深事右三ヶ條被背沙門之本意一段甚以不輕ト被伸ケリ國師御返答ニハ勝頼父子之事當寺ノ檀那殊ニハ國主タルニヨツテ遺骨ヲヒロヒ追善イタス事又佐々木中務并上使衆寺中ニカクシ置之由又小屋錢ノ事慮僧全存セサルトノ御挨拶也○按以上十三條は室町家の上使なり

毛利家記云秀吉九州御出馬必定ト聞エケレハ宮松殿ヲ彌急テ上セ玉ハントテ差上セ玉ヒケレハ秀吉公ヨリ一柳監物館ヲ御明サセ候テ御宿ニ被仰付明日可有御對面ト

ノ御上使ニテ翌日辰ノ刻蜂須賀阿波守殿屋形迄出サセ給

清正記云島津義久宰府安樂寺の岩屋に島津御茶屋を結構し一興を催せしかは則御滯座なされ瀬戸の御茶入島津に下

さる上使加藤主計頭に被仰付る、なり天正十六年四月朔日尾藤甚右衛門召によつて大坂へ參着佐々陸奥守四月三日參着なり陸奥守所へ主計頭上使として御一ツ書を以仰出さる(中略)主計頭右の御一ツ書を尾崎へ持參して陸奥守に高聲によみ聞せ切腹仕せ候尾藤甚右衛門所へは増田右衛門尉上使として被遣九州表にて不所存之旨申渡談岐國召上られ流亂の身となるなり

毛利家記云慶長三年ノ七月ニ上様ヨリ堀尾帶刀先生中江式部少輔兩人ヲ爲上使輝元卿へ被仰出シハ北前ニ大將可仕者無之然レハ宰相秀元ヲ北國大將可被仰付ト思召ノ間輝元領國ノ内出雲石見隱岐伯耆半國ノ儀急度秀元へ可引渡云々

慶長見聞記云石田治部少輔ハ九州へ長東大藏ハ北國へ上使ニ下ルトイヘトモ御不例故急罷登リ候

奥羽永慶軍記云備田野藤三郎義正武勇條會津仙道須賀川殘リナク召上ラルヘキンノ上使トシテ木村伊勢守被仰付上ハ箭野野モ其城ヲ渡シテ退ヘシ然ラハ彼ヲ討サル事コソ本意ナケレネカハクハ上使ノ下ラサル間ニ大里ノ城ヲセメテ此者ヲ討トリ殘念ヲサンセント思ヒ會津ノ留主居阿波守成實カ所ヘ右ノ品々具ニ飛脚ヲ以告タリケリ

十萬の着到にて寄來に付廣島へ引取候はんと云々蕃か曰此城は正則より御預なれば御意なくして開き候事罷成らすとして行す扱上使衆寄來と聞松田下總かけ廻り城を持支度する支蕃か曰將軍を敵に致しいかなる手立働か有とても軍に利を得る物ならんや上使寄は城門へ罷出大崎支蕃と申者にて候此城渡し進候我等一人切腹仕候間士卒男女は殘らす御助下され候へと申達腹を切へき分別故籠城の用意入らすと云

按上使は即御使の事なりされと鎌倉殿の時に此名稱あることをきかす室町殿の時にいたりては上使とも御使ともとなへたれと上使といへるは公方家の使者に限れる名となり御使といふは大名諸家にも相互によへるならひなりき但元龜天正の頃にいたりては諸家にては内内には主人の使者を上使とよへることもありしなるへし職掌等の事は御使の案中にのへたり

○使番
甲陽軍鑑云信玄代惣人数條諸國へ御使者衆六人姓名略之在府衆在郷衆惣近寄二百五人與衆三十五人の内にて御陣之時御使いたすは大かたむかての差物の衆也諏訪越中工藤市兵衛漆戸左京亮小山田彌助小山田八左衛門初鹿彌五郎吉田左近小

長會我部元親百箇條云一御上使并御下代御下國之時馳走之儀可竭精魂御振舞送馬其外念を入令奔走於抽之餘仁者可加褒美付其時案内者相添者申次第萬可氣遣一事下馬不寄上下可停止但從上國御上使御下代御通之時者可有其敬事○按已上六條は豊臣家の上使なり

水野勝成記云台徳院様は伏見の御城に被成御座御使土井大炊殿酒井雅樂殿兩人二條の御城へ御越權現様よりは本國上野殿安藤帶刀殿成瀬隼人殿三人兩御所様より被仰渡候儀御座候間御廣間のおくの座敷へ罷通り候へ

のよし御申候則何も同道仕罷通申候(中略)拙者申上候は誠ニ忝儀可申上様も無御座候御座候とも此方より先手をも被仰付候様に可申上と存候の處ケ様之儀無ニ冥加仕合御座候通御請申上候拙者存之通御座候間一往被仰上被下候得といつれも御上使衆に申候云々其日の晚日向御用候間御城へ罷上候へと御上使被下候付則二條の御城へ罷登御目見仕候

慶長年錄云慶長十五年七月朔日此頃自江戶爲上使土井大炊頭青山伯耆駿府へ來入子細人不知知之武蔭叢話云大崎支蕃頭長行は藝州廣島落去の時は備後の輜の城主也其組の番頭松田下總守支蕃に申けるは上使は

山田又六郎小宮山内膳三枝善八郎秋山十郎兵衛原甚四郎金丸助六郎小山田彦三郎諸角助四郎會根與市之助謙信家記云信州中島合戰條勸介申ケルハ味方二萬ノ人数ヲ一萬二千ニ分テ先鋒トナシ長坂源五郎會根孫次郎三枝宗四郎加藤彌五郎會根與一郎眞田源五郎金丸平八郎以上七人ヲ以テ近習ノ使番ト定メ各黒地ニ金ノ百足ノ指物ヲユルサレテ我先ニト勇氣ヲ勵シケル

信長記云越前合戰條合戰ノ次第御使番ノ者ニ急度仰觸ラル、ニ諸卒ハ心得ヌカホ也ケレトモ御下知ナレハ悉ク西ヲ指テ勢ヲ押廻シケルニ信長卿サケスミ玉フニ少モ違ハヌ早朝倉淺井カ勢野村三田村へ移入タリ別所長治記云秀吉不レ及辭退天正六年三月四日爲西國成敗都ヲ立行列ノ次第一番旗二鐵炮三弓四長柄鎗五切具足各二行ニ列ス前後騎馬相隨之次兵鼓次軍盛次乘替馬次秀吉手廻ノ兵具次螺次小符次手明ノ歩卒大將秀吉先鐵炮弓鎗甲立後小旗次宿老次使役廿八次斥候ノ役人廿六次惣勢七千五百騎云々

又云平山合戰條秀吉山ヨリ見下シ敵ヨセ來ルヲ押出セヨト以ニ使番觸ラル常ニ軍法定マル故ニ少モ不驚ヒタト馬ヲ乗出ス

太閤記云 丹羽長秀志津城 志津城の南に御旗を立てさせられ
弓鐵炮之頭分共に堀きりのこなたなる勢は只今引取とみ
えしを急き走着うたせよと使番母衣之者を以て被
仰付しかは心得候と云もはてすひしと引付堀切より引
上候をかけ渡しにねらひすましようたせしかは時のまに手
負二百人餘うち出しけり

又云 北庄表被 北在へおしよせらる、勢之次第堀久太郎を先
として其次取出々番手の次第に任せ打候へと定給ふ旋
之事進退其外何事も母衣之者并使番次第可守其法事
天正記云 朝鮮國御進 御馬廻衆四千三百人(中略)七百五拾人
御使番衆

板坂卜齋慶長記云御使番五萬石千石二千石三千石大田小
源五者四萬石福原右馬之助は七萬石いづれも御使番也
大友與慶記云 岩館城 御旗本より使番をさしつかはし一旦
に責ほろほすへきとの御意なれば命をかりんし名をおし
みて死をあらそひた、かへは城中も城外も粉骨の手柄お
ほかりき

土屋知貞私記云大坂籠城之節籠候人數知行三千石歳七十
餘歳郡主馬太閤之時使番黃母衣大坂ニテハ黃シナへ各陣
ヨリ赤座内膳と兩人惣軍奉行尾州者譜代五十歳計丹羽左

事も拍子の違候事秀頼公の御運の盡る所也と悔申候毛利
豊前も此上は一所にて討死可仕候と申合日もはや未の
刻に成候處へ黃母衣の御使番七八騎大野修理自分之使番
乗來り若江矢尾口皆破寄手大阪へ押込候早々引取可然
旨告來候に付眞田も毛利も可引取に究候

増補家忠日記云天正十二年四月九日秀次カ吏士田中久兵
衛尉堀秀政カ陣ニ敗シ來テ三好カ軍利ヲ失テ敗亡ス陣ヲ
返シテ敗軍ノ兵ヲ救ヘキノ由ヲ告ル秀政是ヲ聞テ汝ハ三
好カ家ノ吏士トシテ士卒ヲ進退スヘキ役タリ使番ニ非ス
何ソ使ニ往來スヘキヤウナシ定テ敗北シ來レルナルヘシ
ト秀政大キニ怒リ耻シム

松原自休手録云慶長五年七月廿六日金澤出張陣三田山
于_レ茲留置岡島備中押小松ノ城又繫金澤ノ通路利
長舍弟孫四郎率大軍勦大聖寺從小松出輕卒後軍
ノ後ハ發鐵炮(中略)小松方少引退ク處ニ小松ノ使
役櫻木源太夫 赤母 乘來リオリ敷テ揮鎗次第ニ蹈止リ暫在
テ相引云々

由良家傳記云金澤よりも馬場又三郎に弓足輕五十栗原尾
張守に鐵炮足輕五十被仰付御使番間もなく乘廻し申候
新田老談記云新田足利小田原へノ御使番ノ役ニハ長澤半

平太使番慶長十九年十月八日從秀頼一使ニ來ル三河者使
番右同斷歳五十餘小笠原左大夫尾州者使番黃シナへ歳四
十餘安木八左衛門秀頼使番クタ鍵ツカイ歳五十計田邊與
左衛門鳴野合戰クタ鍵ニテ有働尾張者使番黃シナへ四
十歳餘ノ者大桑平右衛門働有之

山本豊久私記云秀頼公輕キ大將ニテマシマサハ未明ニ先
手へ出馬有テ味方ノ機ヲイサメ下知アラハ古今ニ比類ナ
キ一戰アツテ前代未聞ナルヘキヲ出馬遅々ニテ僅馬印ハ
カリヲ使番ナトニ持セテ八町目へ遣シ自身ハ漸ク二丸マ
テユルキ出サセラレ時刻移レハ滅亡ヲ急ル、ト見タリ然
ニ八町目へ向ヒシニ千人ノ使武者ハ太閤ノ兒性立ノ者共
ナレハ皆々僉議シテ此分ニテハ僅ノ面々ハカリニテ御旗
本無人數ナリ敵味方ノ見合宜カラス此旨急キ本丸へ告ン
トテ誰參ルヘシ彼往ケト云共物前ナレハ我立歸ラント云
者ナシ爰ニ大坂莊司之助トテ御小人頭アリ是ニ參ルヘシ
ト使番ヨリ下知ストイへ共某參タルハカリニテ例ノ長評
議ニテ埒明申マシト云ハ林伊兵衛ト云使番關ニ取當リテ
參リ右ノ趣ヲ言上スレ共秀頼公猶出御ナシ

大坂軍記云眞田は時節を取損し遅く又兵衛華人其外討死
と聞此上は手足も不入と存知申分けの爲一戰仕り候何
十郎早川田喜左衛門兩人ハ無双ノ強力道ノ達者百人ニ勝
タリ

奥羽永慶軍記云 小畑越中 守高名條爰ニ堅甲利兵百六十騎大熊川ヲ一
文字ニ渡シ又後陣ノ大陣ハ川岸ニ打ノソミ先手仕損セハ
二番合戰ヲ急ント是ヲ見物ス正宗此アリサマヲ遠見セラ
ル使番ヲ走ラセ白石ヲ制シケルハ敵小勢タリトイヘトモ
皆物ナレタル者共也其上須田美濃カ居城モ程近シ并ニ矢
田野横田今泉保太原等ノ者共モ押ヨセテソアラシ須賀川
武士共モ味方ヲ打セ見物シテハヨモアラシ日來ノ老功ニ
モ不似合ハヤリタル先ノ仕様哉スミヤカニ人數ヲ引取
候ヘト耻入程ニソ云送ラレケル

成瀬系圖云正一吉右衛門天正三年長篠合戰時以能知甲
州士旗紋指物居廳下指示問之無所違大權現以
正一爲使問合戰可始乎否之旨信長召御前直被返
答其後合戰始正一高名 按補家忠日記に此事を載て正一を使番
とすしかれども全く一時の所職に似たり
増補家忠日記云慶長十六年阿部四郎五郎正之ヲ使番トナ
サル

土屋知貞私記云慶長十九年大坂御陣之節權現様御供御使
番小栗又市城和泉横田甚右衛門瀧川豊前守眞田隱岐守初
鹿傳右衛門清水權之助米倉丹後守山城宮内本多藤四郎島

彌左衛門間宮權左衛門原田藤左衛門與山次右衛門鈴木久
右衛門川野庄右衛門山本新五左衛門服部權大夫佐久間河
内守台德院様御使番鶴殿石見牟禮郷右衛門久貝忠三
郎小澤瀬兵衛山岡五郎作兼松源兵衛村瀬左馬近藤勘右衛
門服部與十郎三宅半七高木九兵衛山田十太夫長井彌右衛
門青山石見石川三右衛門溝口外記安藤次右衛門川口長三
郎永田庄左衛門中山勘解由大田善太夫石川八左衛門渡邊
半四郎

水野勝成記云備前嶋やきはらひ城へ引込申時てんまの橋
やきおとし申候よし御聞被成御使番衆被遣候へともし
かと思きり不申罷歸候として殊之外御しかり被成候

大坂軍記云大御所は茶白山へ將軍には岡山へ御旗を可
被寄に付朔日二日の内に御先手を城近へ陣替被仰付
候其砌五ノ字ノ御使番を以て再三御觸被成候は城近へ
取寄事に候間随分諸軍勢行儀を能仕り騒敷無之様に可
慎旨被仰付

武蔭叢話云駿府にて川窪與左衛門宿所へ御旗本御禮代衆
甲州先方より合物語の砌御使番伍の字四半の衆四五人居
られけるか藤田能登に被申けるは謙信川中島除口に和
田喜兵衛一騎つれ高梨山へか、り退申され馬下りに喜兵

らす又古き世よりの所職にてもなしこれは應仁文明の
際より天下の亂うちつ、き諸家各戦陣の務を専とする
こと、なりしより才幹もありてことさら軍事に便なる
者をえらみ使番となして軍中の使節を役せしむること
いてきたり但甲陽軍鑑清正記などにみえたることく家
によりては常の使番と非常の使番とを分おけるかたも
ありしなり今の世にも常と非常とをわけ置家もあり又
分さるもありもと此つかさは鎌倉殿室町殿の時臨時の
所職に御使とよはれし職掌の一端なる事は既に御使の
條に述たるか如し猶使者軍使等の條をも合せ考ふへし

○使者
吾妻鏡云養和元年三月十三日己丑安田三郎使者武藤五
自遠江國一參著鎌倉申云爲御代官令守護當國相
待平氏襲來一就中請命向橋本一欲構要害之間召三人
夫之處淺羽莊司宗信相良三郎等於事成茂如不致合
力云々

又云元暦元年正月廿七日丁巳遠江守義定蒲冠者範頼源九
郎義經一條次郎忠頼等飛脚參著鎌倉去廿日遂合戰
誅義仲并伴黨之由申之三人使者皆依召參北面石壺
間食巨細之處景時飛脚又參著是所持參討亡囚人等交

衛を手討に致され候と聞此事は如何と問云々
又云越前忠直御使番は金の九本馬蘭也其御使番は皆諸國
にて名有覺えの兵也甲州浪人原隼人佐貞胤といふ者も御
使番也

又云越前の一伯殿に大井田盛物といふ御使番有是は元上
杉家の牢人也

續撰清正記云^{法に定置}旗本の旗奉行二人鍵奉行二人弓鐵炮
頭あり使番の者三十人ありこれに大母衣小母衣といひて
二色ありし也大纒の者といふは一度も二度も手柄仕たる
者也白きし、らの纒也小母衣と云は一度も手柄は之なき
者なれとも役にも立へきとの御見立の者又は數度手柄有
たる者の子共也これはし、らの纒の内を黒く一布そめて
入し也此小纒の者能はたらき一度いたしたる時黒き布を
取て白纒にして大母衣の者といはれたる事也是は宇土の
一戰までかくのことし此後肥後の國主になり給ひて慶長
六辛丑年より先手三組の備大將もかはりたる時に大小の
ほろもやみて長九尺の淺黃練をきりさきにして雌羽雄羽
に二布合たる一本しなひを三十人の使者の者指たる也右
三十人は軍陣の使番也常の使番は別に有ける也
按使番といひて定置事はもと將軍家にはしまりしにあ

名注文一也方々使者雖參上不能記録景時之思慮猶神
妙之由御感及再三云々四月十日戊寅源九郎使者自京
都一參著去月廿七日有除目武衛叙正四位下給之由申
之是義仲追討賞也云々

又云文治二年九月廿九日壬申北條兵衛尉飛脚參著申云去
廿二日糟屋藤太有季勝堀彌太郎誅佐藤兵衛尉者景光
白狀云豫州此間在^{南京聖佛得業邊}又景光爲豫州使者
度々向木工頭範季之許有示合事云々三年三月十九日
辛酉依被重上宮太子聖跡法隆寺領地頭金子十郎妨事
可停止之趣去去年下知給之處猶不靜之由寺家帶院宣
就訴申遣雜色里久可止^{鶴莊押領之由及沙汰}件
莊事太子殊依執思食有被載趣二品專所聞食驚也
(中略)自今以後早可令停止其妨若猶不用者爲召
誠其沙汰人所下遣使者里久也早可令停廢彼妨之
狀如件五年七月十六日甲戌右武衛使者後藤兵衛尉基清
并先日自是上洛飛脚等參著基清申云泰衡追討宣旨事攝
政三丞已下被經度々沙汰訖而義顯出來此上猶及追討
儀者可爲天下大事今年許可有猶豫一歎之由去七日
被下宣旨也云々

太平記云^{笠置前二ハ笠置ノ城強シテ國々ノ大勢日夜責レ}

トモ未落後ニハ又楠櫻山ノ逆徒大ニ起テ使者日々ニ急
ヲ告

又云笠置四人死殿法印良忠ヲハ大炊御門油小路ノ籌小申五
郎兵衛秀信召捕テ六波羅へ出シタリシカハ越後守仲時齋
藤十郎兵衛ヲ使ニテ被申ケルハ云々

園太曆云文和元年八月三日關東使者命鶴丸俗名氏直以下勇士
七八百騎京著之由有風聞是何事候哉或說西國兵衛佐直
冬可和睦事并南方可攻申事兩條云々

花營三代記云應安元年六月廿八日夜關東事去十一日於
武州平一揆打負合戰引籠川越館之由使者到來云々
季瓊日録云永享十二年正月十日華雲院御禮可略之由被
仰出御使者福阿彌

大館常興記云天文九年二月五日松露一折細川右馬頭殿
進上之典既使者新田帶刀左衛門尉也二月十七日御沙汰
始也仍御内談衆も毎年御太刀金進上也然間御太刀金御申
次州細豆へ進入候て如惣次預御披露者可畏入存候由
申之使者松下依平兵衛也不叶行歩如以此使者申之自餘の
かたも自然所勢などにて不參候へは如此今日義は

別て此分也十年十二月廿六日能州島山匠作より應使者
報川被上之京都無御心元存候大青銅二千疋進上候由
直に進する人も有へし云々謂は公方様へ諸家御太刀進上
有時直ニ御進上あり然上は諸大名へ對して他家の宿老衆
直進へき事尤之儀也但尋常は奏者に渡も猶慰勸の禮かさ
るに寄て奏者も只直にと云ふしやくをする也か様のをり
のきは又自然の程々に寄へし凡先此趣なり惣して公界の
儀は斟酌のあるは越度すくなし但斟酌か越度に成事も有
へし兩使三使にて物を申時は申口を先定めて扱申時同道
の人に一往禮をして云へし他家などへ出て傍輩の中申口
をゆつりあひてつかゆる體成の不可然兩使三使の出る
次第は常の前後の次第にて申口は其中に功者などには
すへし又兩使三使來時は奏者も二三人出へし一人しては
不可聞

今川大双紙云法條主君の御使を申時はよく心をしつ
めて仰を聞へし扱なまきなる事をは押かへして不審を
申物なり又奏者としてわか主人の名乗くわむ名などを申
上たるに縦御對面有とも主人の名をば申へからす又人に
物を申候時は片膝を少たて人の顔に息のか、らぬやうに
出合て少かたむきて物をいふ物なり就中夏などはふは
ふはとして人前に出合事あるへからす
諸家集會記云他家へ主人の爲使者罷出時主人より太刀

書狀在之十一年五月十一日太刀一腰持遊佐中務方より
○右金吾使者
也自分禮云々

室町日記云管領上杉東國義輪の城主公方の御氣色をうか、
ひ奉る事あつて里見隼人佑と云士を使者に上せり此仁三
好日向守と所縁なるにより宿所へたつぬる所に義興めつ
らかにおもひて二三日押留て互に年來の爵胸を述

又云義輝公若君御誕生條御嫡男いてきさせ給へは筑前守早速御悅ひ
の使者をのほされける若君様御誕生被成之由承候而千
秋萬歳珍重に奉存候依て御祝儀御太刀一腰御馬一疋致
進上候可然様可預御披露候恐々謹言三月廿六日上
野民部少輔殿進士美作守殿義長若州武田殿ヨリ爲御祝
儀御産衣并昆布鹽鴈鯛卷樽被成進上候御使者片山主
計也甲州武田信玄より爲御祝儀御太刀一腰御馬一疋被
致進上御使者は小山光俊也蘇州毛利元就より御太刀
一腰御馬一疋五種御香樽被上候御使者杉原貞家也此外
遠近より追々御祝儀を被上ける

家中竹馬記云諸家へ御使に參ては先御使之旨を奏者して
申入て見參もあれは其禮の後又奏者に始て伺候仕候御禮
を可申由を云て自分の太刀を奏者に可渡馬太刀なる事
も有へし其由を披露して又對面有也今案自分の太刀をば
を被進候は、其趣を申て太刀を渡て後自分に御禮申候
は、縁にても又御座敷にても懸身も序なから一腰にて御
禮申度由申て可渡之也奏者彼太刀を一具に披露の様は
彼申たる如くに披露申へし扱御酒半などにも時儀見合
太刀にても御禮可申也

北上記云使者を給候と云よりは御つかひを被下候と申
事わかり候公方様より御書を被下候時も御書并上使を
被下候と申あかり候

當代記云永祿十一年源義昭二兩年越前在國頼信長有
入洛一度ノ由以使者細川兵部大則信長御請被申御使ニ
私ノ使不破河相添進上七月廿五日義昭著御美濃國間岐
阜近所西莊立政寺ト云淨土寺ニ御坐ス

又云天正七年四月廿日多田鹽川へ森ノ亂ヲ爲使者銀子
千兩被遣政道順路ノ由民言上ノ儀ニ付而如此
安土日記云天正六年霜月十六日高山右近郡山へ致伺公
御禮申上候處被成御祝著御府ニメサレ候御小袖ヌカ
セラレ被下并壇原進上ノ御秘藏ノ御馬拜領忝次第也今
度ノ爲御褒美攝州芥川郡被仰付彌被勵御忠節可
然ノ旨御使衆被下訖

義光物語云城取十郎出羽國谷地と申所に城取十郎と申て大

名有けるか義光公を退治せんため信長公へ最上の主にて候と偽申上けるに義光公開召志村九郎兵衛後説三伊を爲三使者最上の系圖ならひに白の鷹一居御馬一疋月山打長身の鎧十挺持せ進上有けるに遠國よりの使者に候とて召連候下々迄庭上に召出され御引出物被下其上様子九郎兵衛に直々御尋代々の系圖委御披見有て則最上出羽守殿と御返狀に被下也

甲陽軍鑑云諸大岩付の城に美濃守在之刻松山にて一揆以外に發北條氏康公御出馬たるへしと有しに岩付へ使者をたてんには路次塞りて五騎三騎にては叶はし十騎とやらは松山に人數すくなし況飛脚は叶ましきに内々隠密にて前之日美濃守留守居の者に訓たればこそ文をかき竹の筒を手一束に切て此狀を入口をつ、み犬の頸に結付て十正放しければ片時の間に岩つきへ其文を犬共持來云々又云信玄代徳諸國へ御使番衆六人八重森因幡初鹿存喜日向源藤齋秋山十郎兵衛西山十右衛門雨宮そんてつ在府衆在郷衆總近寄二百五人與衆三十五人の内にて御陣の時御使いたすは大方むかての指物の衆也下十六人姓名略之 靱井日記云丹波家當家御使者ナトノ參候時モ元就ノ御代ニハ案内モナク直ニ奥ノ殿ニ通り萬端ヲ申入候逗留ノ内

臨みて主家の命をうけ給はり他方に使用するもの、惣名なりされは侍雑色の分別なく事の大小に隨ひて使節をつとむることなる故に時にとりて人からの尊卑はありけるなり幕府より大名小名に至るまで何れも使者といふ唱はありけるなれと幕府の使節をば御使上使などよへるか大かたのならひなるよしは前の按中に辯するか如しもとより使命をばつかしめさらん爲に其人しなをばえらはれしとみゆはしめは大名諸家なへて臨時の職掌なりしを使番を定置ならひとなりし頃よりこの使者の職をも常に設置こと、なれり但使番たるもの常非常の差別なく使をうけ給はる家もありまた兩職を兼置て常と非常とをわかち命するかたもありしなり其由は既に使番の條にのへたり

ハ晝夜トモニ御相伴ニツメ候テ上方ノ事當家旗下ノ國々マテノ事委細ニキカレ密談トモ候去ホトニ兩家ノ人ハ一體ニテ隔ハナク候輝元ノ世ニナリテ使者衆參向ヲ致スニモ上段ノ間ニ著坐シテ禮義ヲ調ヘテ御目見トテ退出スルケニ候

室町物語云茨組日もくれか、れは小倉つ、みの東西にはいくわいしてさるへき人の通りけるをおそしと相待にけるか、る處に西國方より聚樂へまいる使者の上下六七十人召つれけるか夜ふかに堤を通られける云々

當代記云慶長十三年正月江戸將軍へ大名出仕元日也自江戸一爲使者安藤對馬守駿府ニ來ル江戸材木所々ニ有之之間駿府造作可被用之ト云々於駿府大御所へ出仕二日也大坂秀頼公ヨリ使者并自江戸一使者酒井左衛門尉ヲ以被送三年頭ノ禮

慶長年録云慶長十五年正月二日於駿府大坂秀頼公使者伊豫今日有禮 續撰清正記云常使番の者三十人ありこれに大母衣小母衣といひて二色ありしなり(中略)右三十人は軍陣の使番也常の使番は別に有けるなり 按使者といへるはもと定まれるつかさにはあらず事に

武家名目抄第五十七册

塙檢校保己一編

職名部卅三下

○軍使

由良家傳記云軍使は不斷は使番目附など、世上にて申候此者は軍に心懸器用勝れ健にして懸引物馴れたる士の無欲なる者可被仰付候

謙信家記云仁田山輝虎ノ軍使字野ト云侍小倉山ト云ニ打上リ要害ノヤウヲ見テ立歸ル

甲陽軍鑑云信玄代徳諸國へ御使者衆四人姓名略之在府衆在郷衆惣近寄二百五人與衆三十五人の内にて御陣の時御使いたすは大方むかての差物業也姓名略之

見聞雜錄云天正二年正月廿七日美濃國に發向有て高山城に平井頼母か籠たるを一時責にせられし(中略)武田之旗本土諏訪越中原大隅萩原豊前三人は城責之御軍使目付を蒙りしか城中より打出す鐵炮烈敷矢先雨のことくなる故矢種を盡させて拏たるむ所を乘れやとて射向之袖をさしかさし各見合居る所を右三人之者其軍之仕様せずはせ

ぬ迄城を賣るとて敵に息を繼かせて落る物にてはなきと玉簡之中を不構城へ近付く云々

播州佐用軍記云 備見川渡にて向ノ川端ニ乗浮タル大勢モ鐵炮ノ響ト聞聲ニ馬共狂亂シテ揉合ケルニ水早ケレハニヤ是モ一捲ニ成テ押流サレ浮ヌ沈ヌ紅連返リケル(中路)秀吉卿ハ無念ノ事ニ思召諸大將ノ許へ軍使ヲ立竹把用意シ楯トシ渡ント下知有ケレハ云々

増補家忠日記云天正十三年閏八月三日寄手ノ軍勢九子ノ城ニ兵ヲ發シテ筑摩川ヲ涉テ八重原ニ陣ス其田是ヲ聞テ上田ノ城ヨリ軍ヲ發シテ海野ノ町ヨリ八重原ヲ經テ平白塚ニ軍ヲ出ス大久保忠世是ヲ擊ント欲シテ柴田七九郎ト議シ鳥井元忠平岩親吉カ陣ニ軍使ヲ馳テ軍ヲ催スト云トモ元忠親吉敢テ不進忠世勇ヲ押ヘテ八重原ニ屯ス

荒山合戦記云大衆等モ二王門ノ軍ニ皆被テ討取タリト聞エシカハ其實ヤラン又敵ノ謀ニヤアルラン實否ヲ極メント軍使ヲ遣ントスル所ニ軍兵共ハ此左右ヲ聞テ元來落心ノ付キタル者共ナレハナシカハ少モ怵ヘキ吾先々々ト四角八方へ逃散リケリ

叔井日記云小野木城合戦條久下ノ城ヨリハ御目代衆軍使衆ハ楯ノ齒ヲ引クカ如クニ參リテ候

リシヲ敵兵打越テ二ノ廊へ否ミ彼橋ヲ引落シテ扉ヲ立ントスル所ヲ勸兵衛逐番ヲ附入ニシ二九ニ込入タリ此時福島左衛門大夫正則ノ使武者大崎玄蕃允稻葉内記中村カ勢ト一所ニ押入り門際ニテ相戦ヒ渡邊ニ詞ヲ番フテ其翔ヲ感セシトシ

東遷基業云越前少將忠直家臣原隼人貞胤と云ものあり初は武田信玄の家臣なりしに勝頼滅亡の後少將忠直武功の勇士なるよし聞傳へて召抱へ黒纒の衆と云るなり軍使を勤めけり

播州征伐記云毛利輝元小早川隆景成可見續三木城之行續數百艘而夜中盪上明石浦魚住軍使乃美兵部丞兒玉内藏大輔此外雜賀士卒成加勢堅墨居陣

惟任征伐記云將軍者相具信忠於京都有御動座重而惟任日向守光秀爲軍使早々令著陣與秀吉可相談依合戰之行可有御動座之旨嚴重也

按軍使といふは即使番のことにはあれと前にものへし如く家々の定にて使番には常非常の差別あるも聞ゆ殊に非常のかたは軍務に熱せる者を以て臨時に定めらるることなとありて常の使番よりも猶さら其器をえらはれしなるへし且由良家傳記見聞雜錄等に目付横目の職

又云桂川合戦條伏谷美濃日下部石見小林修理小笠原六郎等一陣一陣ツ、入カハリ入カハリ追討スルホトニ立足モナク四角八方北ケナヒケ申候紹田平林ヨリモ軍使ヲコシテ長追無用ニ候味方ノ諸手方々へ離レ申候其上夜中ヨリ早ク敗軍シテ後行方シレヌ敵モ候ナリ敵ニ少シ弓矢ノ者アラハ後ノ合戦心得難シト申參ル云々

大友興廢記云梅津條敵方は度々の合戦に十騎廿騎討れさることなし白杵近江守は武略の上手にて此城の堀を死人を以てうめ雲梯をと、のへ飛樓を作り是を攻むといふともたやすく落つへしとはおほえす多勢を討たせては詮なし武略にはしかしと思ひ矢留を乞ひ使者を出して今戦ふ事私の宿意にあらす御下知に依て上を重んずるの勇氣なりしは日州表へ立退れ國をへたて、御逆心なき旨を仰

わけられ候へ御謀叛なきとほりは此長景にまかせられ候へ申達すへきよし再三使者を以て其意趣を述へしかとも惟治返事に某つみなきにかくめしかけらる、上は幾度も戦場の威を勵し天運を相待つより外無他とて其儀に同せられす云々

關八州古戦録云上方勢攻落山中城條渡邊勘兵衛事ハ薄手モ負ハス猶競ヒ進ミケルカ三九ト二九トノ間ニ堀有テ大橋ヲ架シタ

たるものをも軍使に補することあるを思へば正しくなへての使番の一名とのみはいひ難かるへしされと使番の内にて非常の務をうけたまはる輩は軍使といへるに異なる事なし又播州征伐記惟任征伐記等に見えたる軍使は首將の命をうけたまはり一軍の都將たる人を呼へるものにして常の軍使の類にあらず征夷使征東使などの使の意に同じかるへし但當時正しくしかとなへしにや或は記者の筆ささみにやはかりかたけれと二書皆大村由己の筆記にて共に其世のものなれば必其稱なかりしともいひかたかるへし

○實檢使又稱檢使
吾妻鏡云嘉禎元年五月廿三日乙卯石清水八幡宮寺興福寺有確執及喧嘩等之間可計沙汰之旨被下院宣之由六羅波被馳申是薪大住南莊用水相論之故也云々仍被經其沙汰差遣御使遂實檢就左右可有議定之趣今日所被仰遣也

貞永式目云改舊境致相論事右或越往昔之境構新儀案妨之或掠近年之例捧古文書論之雖不預裁許無指損之故猛惡之輩助企謀訴成敗之處非無其煩自今以後遣實檢使一札明本跡爲非據之訴訟者相

計越境成論之分限割分訴人領地之内可被付論人

新式目云隠田各事遣實檢使隠田致露顯者年々隨無

沙汰員數早速可辨濟之若猶令物惜者不論理非

於被下地者可被沒收之矣○按已上三條は鎌倉將軍家の實檢使なり

康富記云嘉吉三年四月十三日戊戌一昨日松尾國祭也於

東寺西邊神幸時駕與了神人等及喧嘩數十人手負死人

在之仍神輿或射立矢血氣穢神輿總六基也云々然間

今日奉行飯尾肥前入道永同加賀入道齊藤上野介基等檢

使參向奉檢知之三基濁穢之由歸參申管領島山殿云

云

室町日記云一在義長へ狀翌日一存城中討死手負城のそんし

なとしるして筑前方へ遣し給へり能以飛札令啓上候

仍十三日之夜半に敵夜討に押寄申候京都之檢使仁木右京

亮檢見として二千斗にて取かこみ候ふせく事粉骨盡し候

といへとも多勢にて塀十四五間取破り亂いり二の木戸口

にて打ていで散々に死をかきりにふせき戦をとけ候の處

に味方之打死百あまり手負三十斗出來申候云々○按已上二條は京都府

平家の實檢使なり

北條五代記云首實氏綱は高野臺に旗を立て床机に腰をか

彼狼狽而敗也信長伴馬曰吁汝何知焉忠次欲退時信長獨

召忠次曰汝謀最良我恐衆知之而叱汝耳速可進發

然無奈不有嚮導也忠次曰某可嚮導之願副檢使

信長使金森五郎八佐藤六左衛門青山新七郎加藤市左衛

門行焉

細井日記云信長公丹波家名願クハ御檢使ヲ仰付ラレ丹後守

ノ弓矢ノ風ヲモ少シモ御目ニカケタキニ候ト云ハ尤ナ

リ心得テ候云々

惟任征伐記云高松城主志水兄弟藝州加勢主人三人切腹雜

兵扶命杉原七郎左衛門尉爲檢使請取城一丈夫入置人

數

太閤記云高松之城蜂須賀杉原返筋之狀曰御狀之趣筑前守

令相違之處各四人代衆命籠城之諸人可有御助成

之結構一入被相感即可被應御望之旨候然者小船一

艘酒肴十荷并上林極上三袋令進入候明日檢使出候様に

と御使者被申候得其意存候四人之外縱雖爲長男連

枝一切腹有之間敷旨被申候恐惶謹言清水長左衛門尉蜂

須賀彦右衛門尉杉原七郎左衛門尉

又云秀次公切腹之福島左衛門大夫福原右馬助池田伊豫守檢

使として遣されけり此人々登山之沙汰有ければ秀次公扱

け給ひ中山修理介御前に候す此者數度の合戦に武略をも

つて敵を亡し軍法兵義をしる故實の者兼て武士司にふせ

らる此人首實檢の奉行也首討捕戰場の仕合を尋ね聞て忠

の輕重をしるす

甲陽軍鑑云法度之百姓抑留年貢之事罪科不輕於百姓

地者任地頭覺悟可令所務若有非分之儀者以檢

使可改之百姓有隠田者雖經數十年任地頭之見

聞可致之然者百姓有申旨者及對決猶以不分明者

遣實檢使不定之若地頭有非分可有其違忌矣

又云下合戰條左侍大將淺利北條上總衆に鐵炮をもつて馬上

よりうちをとされ則討死淺利人數みたる、所を御旗本よ

りの御檢使會根内匠申やうは檢使は此時なりと備しつめ

て内匠大將になり一戦して北條上總衆を追くつす

安土日記云天正七年四月十二日城介殿御本所上野守三七

發向猪子兵助飯尾隠岐二人播州三木表今度御取出御普請

御檢使トシテ相添被遣候十年二月六日雜賀表之事野々

村三十郎被仰付紀州雜賀土橋平八構城攻御檢使トシテ

三十郎被指遣候云々

織田家譜云大現權使酒井左衛門尉忠次説信長曰今夜

密廻兵自間道以登爲巢山一陷其城、襲勝頼陳後、則

は最期ちかつき侍るなり此者其は我に對し恨有者共なり

彼讒人等よきにこしらへはへるよなと隆西堂に對し笑は

せ給ひぬ

伊達成實記云右馬頭備前ト對決致サセ然ルヘキ由承候

條三月始ニ鬼生田ト申所ヘ大越備前罷出候由申越候間田

村ヨリ檢使御座候歟ト相タツネ候ヘハ檢使ハ不參候ヨ

シ申ニ付テ檢使無之候ハ、右馬頭出シ申間敷由申候間

大越備前モ罷歸候

東亂記云氏政氏照和談相調籠城衆ヲ方々へ出ス七日ヨリ九

日マテ數萬ノ兵出ル七月九日氏政氏照ハ城ヲ出警者ノ田

村安清カ宿所ニ移リ給フ所ニ思モヨラサル廿一日ノ晩ニ

石川備前蒔田權之佐々淡路堀田若狹守神原式部大輔檢

使トシテ切腹可有トノ使也無念タクヒハナカリケリ

義殘後覺云宇留山城へ城ノ内ニハ漸々築地三方ノ門出來テ

半作ノ折ナレハ未兵糧モ籠サリケル程ニ御檢使竹中源介

早川主馬介伏屋重内等ヲ初トシテ乘馬ヲ指殺シテッ食シ

ケル

又云漢南押小早川隆景ノ要害ヲ心懸テ押來ル程ニ城ヘ近

付ケテハ叶フヘカラストテ二萬五千隆景立花左近五千備

前寄相一方ニテ討立給フ御檢使石田増田大谷都合八千小

早川大備ナレハ先陣シ給フ
奥羽永慶軍記云正宗大崎退治 正宗一揆ノ徒黨二十一人引列
罷出此者首ヲ延テ降人ニ罷成候哀一命ヲ扶ケ可給ハ訴
ヘケレトモ三好殿ノ下知ニテ疾々首ヲ刎ヨトアリケレハ
正宗畏候ト郎等ノ泉田安藝守檢使トシテ一々首討落シケ
リ

羽尾記云矢澤薩摩守頼綱ト云者アリ房州ヲ進日海野能登
守ハ其心至テカウモウユウニシテ心指高クカリニモ人ノ
風下ニ立シト欲スル者也渠ヲ早夕誅罰シ玉ヘ云々安房守
如仰某モ内々存ルソ併斬ハ打カタシフイニ記テ撃ントテ
舍弟眞田隠岐守信尹ヲ大將トシテ田口又左衛門ト云者檢
使トシテ差遣ス

増補家忠日記云慶長五年八月一日上方ノ逆徒退治トシテ
江城ヲ進發スルノ軍勢先陣へ福島左衛門大夫正則ニ命セ
ラル檢使トシテ井伊兵部少輔直政本多中務大輔忠勝ヲ是
ニ相副ラル

大坂軍記云藤堂和泉守手の檢使久貝因幡高木筑後兩人を
以て和泉申上候は敵味方の間に大堤御座候是を早く取申
度存候へ共小勢にて取しかせ難く候半間早々二の手を御
詰候様にと申上候

太光家等爲ニ御分國巡檢使也是不熟損毛之故也
朝倉敏景十七箇條云年中に三ヶ度計略用正直ならん者に
申付國をめぐらせ四民諸の口調を聞其沙汰可被致借少
少形を引替て自身巡檢も可候事

按巡檢とは其所々をめぐりて萬事を監察する事にて巡
檢使とよへる時は大かた國中をめぐりて民間の苦樂を
察し年の豊凶を檢する使者をいへるなり室町殿の世に
はこれを上使といふか常の辭となりて巡檢使といひし
事いまた見る所なしされと大名諸家にも猶其稱のこり
て今の世にも巡檢といふとなへのあるを思へは室町殿
の世にも必其稱の絶たりしにはあらざるへし

○内檢使

吾妻鏡云元久元年四月一日甲午駿河武藏越後等國々重依
可遂内檢可被下遣宣衡仲業明定等之由有其沙
汰廣元朝臣清定爲奉行十六日己酉駿河以下三ヶ國內
檢事先日雖令治定重有其沙汰延引是去年御代始故
依可有撫民御計有限乃貢猶被減員數訖今年於
被遂其節者民戸定難休歎然者如不被行善政暫
可被聞之由云々

蜷川親俊記云天文十一年九月廿日丁卯桐野河内へ爲内

按實檢使は臨監望察をつかさとるものにして今の目附
職の一端なり鎌倉殿の時より以來此職號ありけれと皆
臨時の職掌にして常に設置れしつかさにあらず何事に
もあれ非常の事あれば其監察の爲に遣はさる、を本務
とするものなり鎌倉殿の世には其人からも定まらざり
しを室町殿の時に至りては大かた奉行人たる輩この役
をうけたまはりしとみえたり扱大名諸家にも幕府にな
らひて事ある時は此職を設くること、なれり事の大小
に准してうけ給はる者にも階級あり今の世大目附と目
附とありて實檢の事を役する類なり鎌倉殿の時には實
檢使とよへるか常なりしを室町殿の頃より大かた檢使
とのみ云こと、はなりぬ

○巡檢使

吾妻鏡云文治元年六月十六日丁卯與膳大夫近藤七等爲
關東御使帶院宣巡檢畿内近國成敗士民訴訟然間
當時其誤不問二品内々被感仰云々

又云建久二年正月十七日丙寅民部丞盛時武藤二郎資頼等
奉仰遣使者於伊勢志摩兩國又出納和泉掾國守相副
之云々は平家没官地未補地頭所々相交之由依聞
食及爲巡見之也六年九月十九日庚子新藤二俊長小中

檢上使一淵田與三左衛門河内彦左衛門中間二郎兵衛田見
之者一人

又云公方御料所丹州桐野河内村事損免之儀乍望申不
可遂内檢云々言語同斷次第也併寄絆於當免供御米
等可令難澁爲造意者歎所詮於當毛取取者堅可
有譴責若猶有及異儀族者不日可注進候然者重
被差下上使可被仰付由狀如件天文十一九月廿九
日當所名主百姓中長隆

按内檢使は實檢使の如く闘争以下非常の大事にあつか
り糾斷のことなと行へる職にはあらず秋穫の時節年の
豊凶を巡察すへき爲に遣はさる、使の名にして今いふ
檢見使のたくひなりさるは中頃より内檢といへは必檢
田の事にのみいふこと、なりし故なりこれも臨時の所
役にして常に設置れざりし職なり

○檢注使

吾妻鏡云建保六年三月廿三日甲午常陸國志筑郷内願成寺
住僧等有參訴事檢注使以新儀可入勘寺領之由張
行云々仍可停止之趣右京兆下知給之
沙石集云浄土門人經鎮西ニ浄土宗ノ學生ナル俗有ケル所領
ノ中ノ神田ヲ檢注シテ餘田ヲトル間社僧神官等イキトヲ

リ申鎌倉ニテ訴訟シケレトモ餘田ヲ取事地頭ノ申所一分道理ニテ無沙汰ナリ

大内家壁書云堺目相論之時餘地并餘得之事諸人知行分堺目相論自地内及御沙汰以上使被檢地之時各所給之地過分限有分土餘地并餘得事者此餘地餘得之事以中途之儀可爲公用之由御定法也諸人爲存知壁書如件延徳三年九月十三日

○按愛に上使といふは大内家の澄祥なり

按檢注使といふは田地を檢勘して町反の數を改正する職掌にて後の世に繩打竿入といへる所役の類なり注とは町段の多少又は剩田の有無をも注記することゝなるへし鎌倉殿室町殿の兩代いづれも諸國一圓に檢田せし事なく公家にて設置れし法制に准して兵糧米をもめされし故に國ごとに檢注使を遣はされしこと聞えず大かたは守護地頭なとより檢田の爲に遣はすものを檢注使とよひしとみえたり國司より遣はす使をもよひしことあるへけれとそれは公家の事なる故に爰に是の足利殿の季世にいたりて大名諸家私に檢田さる時に檢地の奉行なといひしもの即この流なり

○檢見使

吾妻鏡云建久元年二月五日己丑被遣難色眞近常清利定等於奥州是於三方依可途合戰爲其檢見也云々

みの付事三つなり第一には云々第二には案内けん見の者萬喜へ参り是より安房と上總の様子をうかふ

按檢見は實檢に相似たる所役にはあれと實檢といへはむねと檢察をつかさとり檢見といふ方はさはかり大事ならぬ事をも監察する職業なれば其人からをもことさらには撰はれさりしなるへし但事の大小に准して其使の階級はありしとみゆもとより臨時の所役にして平常設置れしつかさにはあらず大追物の役人中には檢見といふ職掌ありそは大追物階役の所に載たり

又云寛元二年六月廿日戊辰落合藏人泰宗并市河女子藤原氏等見西七ヶ日參籠在柄社壇可書進起請之由爲對馬前司河勾平右衛門尉等奉行被仰付之此上平右近入道寂阿彌田三郎入道西郷等爲御使可加檢見之由云云是市河掃部允高光法師法名訴申云藤原氏密通泰宗之由云々女論申之間及此儀云々八月三日辛未市河女子藤原氏事於在柄社不密通落合藏人泰宗之由書記請文令參籠之間以御使寂阿西郷被加檢見之處七日七夜無其失之由各申之云々

新編式目追加云可被崇敬神佛事九州爲宗寺社破壊以下所遂檢見且可令注進損色之由所被仰使者也但於遠所者使者檢見爲難治者可計沙汰云々文永三年三月廿八日

信長記云芥川等城信長卿ハ清水寺ニ在々ケルカ於浴中浴外上下ミタリカハシキ輩アラハ一錢キリト御定有テ則柴田修理亮坂井右近將監森三左衛門尉蜂屋兵庫頭彼等四人ニ被仰付ケレハ則制札ヲ出シケル略中加之觀察使檢見等ヲ出サレ誠制法正シカリケレハ近里遠境穩ニナリテ罪ヲ犯ス者一人モナシ

武家名目抄第五十八册

塙檢校保己一編

職名部冊四上

○目附又稱檢目

康富記云寶徳三年九月九日甲辰傳聞此四五日之前當管領畠山被管人木澤捕京極侍召仕目附不及一往相尋一誅了(中略)自管領被遣下手人下此下手人如常免而可歸之處兼依爲返事無一途一京極令腹立一切弃件下手人云々南方共以希代所行也

應仁別記云醍醐山科ハ三寶院御持有ケレハ御合力トシテ赤松兼武田衆相抱タリ爰ニ目付ニ骨皮左衛門道源トテ多賀豊後守所司代之時走舞タルカ手ノ者共京中山城脇ニ多カリケリ申子細在ケレハ勝元吳服ノ織物金作ノ太刀ナト給ケレハ山科ヨリ稻荷へ打越テ社務羽倉出羽守申合イナリ山ノ上ノ社ニ陣ヲ取

朝倉敏景十七箇條云天下雖爲靜謐遠近の諸國に置目付一常可被爲窺其風儀事

賀越園諱記云於大野義長傳書條齊藤兵部少輔九津見清右衛門尉眞藤

小河三郎左衛門尉父子此者ハ御曹司ヲ通シ申サントテ景鏡ヨリ目ツケニ居タリトソ聞ヘケル
 安土日記云天正三年九月二日豊原ヨリ北莊へ信長被_レ成_二御越_二云々越前國分八郡柴田修理被_レ下_二郡_中不_レ破_二彦_三佐々内藏助前田又左衛門十四日信長豊原ヨリ北莊迄被_レ納_二御馬_一候_レ掟條々(中略)越前國之義多分柴田令_二覺悟_一候_レ兩三人ヲハ柴田爲_二目付_一兩郡申付置候條善惡ヲハ柴田方ヨリ可_レ告越候_二互應合候様ニ分別專_一ニ候於_二用捨_一者可_レ爲_二曲事_一者也天正三年九月日不破河内守殿佐々内藏助殿前田又左衛門殿如_レ此被_レ仰付_二六年九月十五日大坂表御取出御番衆ノ目付トシテ御小姓衆御馬廻御弓衆廿日番ニ城々へ被_レ相加_二十一月三日大坂表所ニ付城爲_二目付_一御小姓衆御馬廻歷々被_レ差遣_二之處大坂口ノ宮筒ニ必定可_レ致_二生害_一之趣所々風聞此旨被_レ及_二聞食_一不便_二雖_レ被_レ思食_二候_一無_レ御了簡_二次第_一候九年四月十六日若州逸見駿河病死仕候(中略)逸見本知分五千石惟住五郎左衛門幼少ヨリ召仕候溝口金右衛門ト申者不慮_二被_レ召出_一若州高濱ニ在_レ之ヲ逸見駿河跡一識進退ニ五千石被_レ下_二其上國之爲_一目付_二被_レ仰付_一之間若州ニ致_二在國_一善惡ヲ聞立見及可_レ申上_二之旨忝モ御朱印被_レ成_下

甲陽軍鑑云_之信玄_之永祿九年丙寅春信玄公大僧正の御時惠林寺長禪寺をはしめ各御成の寺々へ御申を致す其日は時宗一蓮寺にて御歌の會有_レ之御供の衆上下共に喧嘩口論萬事狼藉いましめの御目付廿人衆頭五人に差添六十人衆頭の内に三人城意菴今井九兵衛遠山右馬助同心共に是は寺中の警固也
 又云_{信玄代總}萬事御目付衆三日に一度つ、一切善惡の事を見立開立一書にて言上申者共也坂本武兵衛塚原六右衛門武井江右衛門三澤四郎兵衛相川甚五兵衛島田外記笠井半兵衛小池主計伊藤玄蕃切田勘之丞右此十人廿人衆の頭に被_レ成信玄公御身近御供仕場を引たる武籍の覺五度より少は一人もなしさるに付歩の衆一人に十二人ツ、預らる一組に廿四人頭共に廿六人を一番にして以上五番の積にて御城へ一日一夜番役を勤る也此横目衆萩原豊前守久保田助之丞原大隅志村又右衛門中村彌左衛門河野但馬石坂勤兵衛石坂彌總右衛門山本土佐久保田監物右此十騎は御中間頭也一人に付三十人御小人御中間御道具衆よりこを預り御構大手の番屋にて一日一夜充番役を勤殊更甲州口々の筋奉行を彼御中間頭に仰付らる、府中其外在々の役者衆或又目付衆迄の依怙最負善惡の横目也去程に永祿

七年甲子七月十四日五日共兩夜太郎義信公長坂源五郎御供にて燈籠御見物とことよせて御城を御出あり忍ひて飯宮兵部處へ御座なされ候而亂鳥まで談合ありたる様子を不審に奉_レ存御中間頭萩原豊前信玄公へ申上くるそれより不審をたてられ太郎義信公逆心の事あらはれて翌年丑の年飯宮兵部長坂源五郎兩人御成敗也太郎義信公を籠へ入まわらせられ其上義信公衆御成敗或御改易也御もりの會根周防を則萩原豊前に仰付られはなし討に討也如_レ此御父子の間にて不審立る事少もかくしなく目付横目の言上いたすは何の國にても有間敷事也是た、偏に信玄公の人を能召仕給ひよく目利なされてよくさいはいを取よく仕置の法度むるいなる故ならむ
 又云_{山本勘介國}御法度背違これあらは見出し聞出し申上る御目付に御中間頭衆十人其依怙最負これあるかさて廿人衆頭十人は是横目也殊更近習歷々を目付になされは付逢人多して互に入出入る事人めにた、すさ候て音信にめくみ候へは何といたしても申殘事おほし左様に依怙なれば随分の侍衆子共或は親類遠類の廣き人の事をは大事になる義をあらためす候て少身のひとり者をは少の科をも大きに申へし所詮中間頭悴者頭何に付ても人をおかね申

はよく目にたち申へきと有儀は内藤修理晴信公へ申上て是を定めらる
 太閤記云_{北伊勢表}峯城關地蔵之要害をは堀柵を幾重共なく付廻し攻手の勢を相定め給ふまつ當國の國人關安藝守入道萬鐵齋木村隼人正前野勝右衛門尉一柳市助山岡美作守青地四郎左衛門尉等に攻口を定給ひ制法嚴重に調へ置横目之士五人殘し置秀吉は江州長濱に赴し也
 又云_{金崎}國家の安否を心の明らかなる者を以聞届給ふへし心旨なる横目を以聞給へは却而邪惡彌増に成行物に侍る事
 又云_{尾州犬山}尾藤甚右衛門尉か素性敵を侮り武勇に慢氣ある者也武藏守と氣象同し是を森か横目かてらに合力し給ひし事秀吉卿の越度にて侍るへし也
 又云_{城御評議條}三奉行と兩人しとやかなる參會もなくはかしくも見えさりけり此事横目の衆如水軒霜臺なとは圍碁をのみ打侍りて萬の評議も宜しからさりし由申上しかは將軍愠りおほされつ、翌日の夜詰に近習せし者などは盤上之遊運歌等には携るましき事也といとふかういとひ給ひき

蒲生氏郷記云南部大膳大夫一門九戸ト申者我意ヲ振舞之由被ニ聞召一可有ニ御誅伐一トテ討手ノ大將氏郷ニ被ニ仰付六月下旬歸國候テ七月廿四日會津ヲ打立不_レ移_二時日_一至_三糠夫_一發向_二關白様_一ヨリ爲_二御横目_一淺野彈正少弼中納言様ヨリ堀尾帶刀家康ヨリ井伊兵部少被_二相副_一

末森記云神保安藝守山取シテ加州勢ノ押トシテ待カケタレハ利家卿津幡城マテハ出ラレタレトモ後卷中ニナルヘカラサルニ相究リタル由神保ヨリ付置目付ノ者歸リ申ニ付テケニモサソアラント少由斷シテ居タル處ヲ利家卿見計ハレ濱ハタヲ一騎討ニ馬ノ舌ヲマカセ懸通云々

愚耳舊聽記云_{津國爲御願見}御當順御願見として加州利家様前田孫四郎様同慶次様御越被_レ成也御横目として片桐市正様御下向

續撰清正記云_{清正肥後國拜領}佐々陸奥守肥後仕置に下り給ひし時の横目に仰付らる清正も肥州へ行仕置の様子具にみられたるに一として國を治るの謀攻にあらず

又云_{漢南人橋の}後詰の大將衆と横目衆と口論出來て既に大事あらんといたしける後詰ありし旁々の宣は誰々後詰いたし候に依て漢南の軍勢退散いたし籠城仕たる諸卒無_レ恙運を開たるとの書札を認め秀吉公へ注進の狀に各連

判いたされ横目衆にも加判あれと被_レ申候時家名は失念仕候兩人の横目被_レ申しは漢南人退散は各後詰故と不_レ存子細有_レ之故加判なるましきとの事なるを清正様にあつかひ被_レ申て無事になる其書札に横目衆加判有て秀吉公へ注進ありたり

毛利家記云慶長二年朝鮮へ又諸勢ヲ可_レ被_二差渡_一トテ元日ニ秀吉公被_二仰出_一二月ニ人數備ト御掟ハ條數ノ御書付ヲ出サセ給フ(中略)釜山浦城筑前中納言御目付太田小源五在番仕先手ノ註進無_二油斷_一可_レ仕事

慶長見聞記云福島左衛門大夫加藤主計頭同左馬助黒田甲斐守長岡越中守淺野左京大夫池田三左衛門右七人治部少輔ニ使ヲ立ル其意趣ハ我等トモ於_二朝鮮_一盡_二粉骨_一相働キ南天蔚山ノ兩城及_二難儀_一殊更蔚山ノ城ヲ大明人十重廿重ニ取巻城主立花飛驒守淺野左京大夫難儀成トコロニ主計頭セツカイヨリ掛ツケ番船少々切取無_レ恙入城依_レ之城中堅固也其趣福原右馬助寛和泉守熊谷内藏允三人ヲ使節トシテ飯朝サスル處也誠ニ拔群之勳恩賞ニモ可_レ預右三使ノ申ナシ惡シテ委細ニ不_レ達ニ上聞各曲事ナリ此度急度切腹ヲ可_レ申由云遣ス治部少輔返事ニ仰思ヨラサル次第候各朝鮮ニテ働ノ様子ハ二人ノ者トモ直ニ申上ル事ニテ

横目ニ小成田總右衛門ヲ申請候處ニ彈正病死被_レ仕候由良家傳記云軍使は不_レ斷は使番目付なし世上にて申候此者は軍に心掛器用勝れ健にして懸引物馴たる士の無欲なる者可_レ被_二仰付_一候

頼井日記云_{粟田口軍監職ハ}菊池次郎左衛門武平廣澤式部ニ下サレ申候(中略)軍監衆軍使衆ハセマハリ候テ指南致サレ申候_{○按軍監とは目付の事をいひ軍使とは使番の事をいへるなり}

小松軍記云_{利長與長三奉行頼テ密ニ}金澤へ目付ヲ下シ此様子ヲ一々ニ記シ付利長内々人數ヲ揃へ兵具ヲ集叛逆ノ計廻有_レ之由洛中大坂ニ沙汰セサセヨリヨリ諸大名ト會合シテ是コソ由々敷大事ナレハ速カニ誅_レ之向後ノコラシメニセラルヘシナト云

松原自休手録云直江爲_二大將_一春日右門_{五百}上泉主水_{七百}大關彌七郎_{後水}爲_二軍鑑_一九月十三日山形カ攻_二取旗屋_一塞

慶長年錄云慶長十六年八月廿四日肥後守子息父之跡を拜領小澤瀨兵衛半禮郷右衛門兩人爲_二御目付_一肥後へ下向増補家忠日記云慶長十八年阿部四郎五郎正之監使_{俗ニ是ヲ目付ト云フ}ト成テ伏見城ニ赴ク

秀頼事記云_{志岐野合戰條}佐竹カ兵共義宣ニモ不_レ問シテ十四五町

モナシ其上軍功ノ次第上聞ニ達ケル故御威狀ヲ被_レ遺恩賞ノ事ハ彼者トモノ處爲_二ニアラス_一上様御心ニ在ル也ト申ス重テ七人衆ヨリ侍ノ申掛リタル處ヲ可_レ默止謂ナシ是非トモ此儀ヲ討果サント云(中略)家康公ヨリ七人衆へ御使アリ然ラハ治部少輔ヲ佐和山へ隠居サセ福原以下ノ横目衆ヲ糺明シテ改易アルヘシト御扱云々目付衆高麗ニテノ義公事ニナリ伏見御城家康公ノ御前ニテ對決アリ一方ノ相手ハ竹中貞右衛門毛利伊勢守一方ノ相手ハ福原右馬助太田飛驒守寛和泉守熊谷内藏允福原方負ニナリ何モ御改易也

伊達成實記云築飯ニ御在馬ノ内青木修理抱置候三人ノ者儀小濱へ内通ニ付大内モ人質返シ候事無念ニ被_レ存候ヘトモ家老ノ者共ノ子ヲ相捨候事モ不_レ成候間小瀬川ト申所へ雙方ヨリ罷出御横目申請證人替仕候

跡ニ引ヘタル堀尾山城ニスケ勢ヲ乞タリケレハ老臣共評定シケンハ御下知ヲモ不聞シテハ如何可有之候異儀區々ナリシ處御横目安藤治右衛門尉其所へ參り御法度ヲ背先手へ御出有ニツイテハ後日ノ御大事成へシト理リ侍ル

土屋知貞私記云慶長十九甲寅年大坂御陣之節權現様御供衆御目付加々爪甚十郎花井庄右衛門豊島主膳日下部五郎八牧野清兵衛台徳院様御供御目付加藤伊織太田新左衛門木村源太郎

大坂軍記云取頼リ夜打の密談御座候大形相濟其段大藏卿の局を以て主馬御内意を相伺候尤に思召候間存分に可仕候但多人數にて候得とも一大事の儀にて候間門口之改爲目付林伊兵衛御付被成候由被仰出候

又云日向守左候は、松平下總守と本多美濃守と某と一つに成付可申候其時眞田様を入候は、手寄の一組眞田を突崩し二組は豊前修理人數を付可申候此旨下總守美濃守方へ中山勘解由參被申通候へ御目付の事に候へは兩人も違背有間敷候

水野勝成記云天滿へ被遣候衆松平右衛門佐同武藏(中略)武藏守横目には城野和泉森美作守横目には鶴殿村瀬

左馬兩人にて候

當代記云慶長十九年十一月三日將軍大垣御泊ノ以後ニ自江戸ニ被召上ニ銀百四十駄度々上自ニ大御所陣中ニ爲目付七人ノ使ヲ被遣所ノ謂山代宮内瀧川豊前守城織部鈴木久右衛門横田甚右衛門眞田隠岐守初鹿野傳右衛門等也此内宮内豊前兩人ハ大坂奉行ノ衆也近年在駿河ニテ大御所へ奉公爲ニ普請奉行

元和年録云元和二年六月十日上總殿御内衆花井主水と安西右馬允と申者御目安を上候て於御前ニ公事對決あり右馬允は目付役にて三百石計の身上也公事は安西方よりかけ申候(中略)右馬允は上様より御附被成候衆にもあらず上總殿にて新參御取立之者也其上様目仕奉行衆私曲をも委細存候

按目附は監察のつかさなれば非常を按察し事狀を具して君長に密告すへき職掌なり其所職粗檢非違使に似たりといへとも目附は監察密告のみを専務とし檢非違使は糾斷追捕等の事をもふさね行ふものなれば全く一致のつかさにはあらず此職何れの時に設けはしめしことを詳にせず思ふに足利殿初政の頃所司代の廳にして設置たるなるへしはるは彼所司代の職は追捕檢斷等すへ

て關せざることをなきものなればあらかしめ己が被管たる者を以て目附の役に定め監察をなさしめたりしとみゆればなり本文に引たる康宮記應仁記等考合せて知へし檢非違使に於て放免を召つかひ平相國柄を執勢し時亮を巡行せしめたる其目附といふ内に尊卑の等級ありたとへはあらはに監察をなすへきことには從者など多く具せりとも事の障あるへきにあらざればはるへき輩この役に從ふ

これ今の目附の職掌なり又ひそかにうかかふへきすらの事にはひとり隠れて人に知れざるを要とするか故に人の品輕き者をこれに従事せしむこれ今の歩目附のつかさに當れり猶それよりもつき／＼なるは中間目附小人目附の類なるへし康宮記にみえたる目附は役の下れるものとみゆ應仁記なるはさるへき人からのものなるへかゝることは今の世のさまをもていにしへをも推

わきまふへきなり足利殿の世には所司代の被管に目附ありしのみにて幕下の直參たるものに其稱ありし事聞えず織田家兵權をとるに及びては必此職を設くるならひとなりて大名諸家いつれもこれを置ざるはなしこれ壞亂極まる世にして反附常なき時なれば將士の事情敵國の消息を察すへき爲の備なり又軍陣に在ては兵士の勤惰を勘へしめて賞罰を正しくすへきの用あり康宮記にみえたる

足利殿の中頃までのならひは戰場に於て勤勞ある輩は傍なる人と約し互に職人にて主將に申すことにてはありしなり豊臣

六百七十七

家に至りても織田家の例に准して事あれば必目附を設け又常にも定置れしなりこれより後今のことく何れの家にも目附の職なき方はなきこと、なれりさてこの目附といへる意はことに着眼して事情を察するより出たる稱なり今の世の目代眼代今世の目代眼代の稱なりとは意たかへり又これを横目ともいひしは其あつかる所にあらざるをも傍監して可否を察する職なればなり武田家にて歩士の頭を目附とし中間の頭を横目とせざるは一家の制度にして通用の法にはあらず

○大横目
蒲生氏郷記云天正十九年南部大膳太夫一門九戸ト申者我意ヲ振舞之由被聞召可有御誅伐トテ討手ノ大將氏郷ニ被仰付不不移時日ニ至糠夫一發向ス關白様ヨリ爲御横目ニ淺野彈正少弼中納言様ヨリ堀尾帶刀家康ヨリ井伊兵部少被相副○按井伊は大横目の職に當れり豊臣家の横目は何れも大身ながら大横目にはあらず

武隆護話云駿府に家康公御隠居なされ候砌御城普請を諸大名へ仰付らる大横目衆に仰渡さるは向後皆朱玳瑁の鏡禁制若持せ候輩は改申へき旨仰付らる四五日過て皆朱の鏡爲持たる者三十人計供召連通る御横目衆是を咎め其夜話の砌言上云々

按大横目大目附などいへるとなへは古くよりありしならねと目附とよへるもの、内に其つかさとする所の大小

又人からの等級なとありしことは既に前條にも云しかことし織田家豊臣家の時にもたしかなる差別はなかりけれと大事のをりには分限の大なる輩をもて目附とし小事にはさはかりならぬ人をも目附にせらるゝほととのしなそありしとみゆ其頃徒士の内にも目附をうけ給はりしかあるをもて推はかり知へき事なり正しくその名目の分別いて來て人からもたしかに定りしは慶長已後の事なるへし大横目の職掌も前條にのふるところとことなることなければまたいはず

○總横目

小島景憲家譜云昌盛は信玄の旗本へ參足輕貳十馬乘三騎にて奉公仕三十歳にて信玄の旗本武者奉公四人諏訪越中守加藤丹後上原圖書助小幡又兵衛也後西上野總横目箕輪ノ城主内藤修理に指添て上野丹羽屋ノ城ニ如し昌盛四十七歳迄に信玄勝頼の威狀十七通取て持候

甲陽軍鑑末書云勝用軒信連公二萬五千御請取御留守トハ有ナカラ自然謙信出張ニ於テハ川中島へ成共西上野へ成共出向對陣可被成ト也此警固上野横目ニ同國ニツヤノ城ニ指置ル、足輕大將ノ上原入道隨翁軒ニ人數雜兵共ニ二千預ケ軍ノ指引隨翁次第ト有御定一也

ねは職掌もひとしからす其人のしなも同じからさりしなるへし

○歩横目

○中間横目

○小人横目

甲陽軍鑑云北條家上杉家物語條 信玄公宣はく大將の馬に乗てよりは歩若黨中間小者身近き者なりとて廿人衆小人中間衆に入念を入給ひ御目利を以て廿人衆をめぐつけ小人中間衆をよこめと名付先手へ指越心操を致せは褒美を遊し候故後には此者其場を引たる武邊の手柄七八度充いたすそれを廿人衆頭小人中間は則小人頭と名付知行を下され馬にのり廿人衆頭は御若黨十人廿人宛預り小人頭は小人中間を廿人卅人許預廿人衆の頭十騎小人頭十騎あり是によつて信玄公の御若黨小人中間衆は望を存知心懸故はなしうち

の成敗物まで五六度はかり仕らさるの餘是なしさるほとに今迄も目附は廿人衆頭其横目は小人頭也

文に准ずれば即總横目なり

關八州古戦録云長尾謙信腹ニ居カネ河田豊前守親章加治遠江守景英ニ命シテ厩橋ノ城中ニ於テ謙忠ニ迫腹切セラレタリ然シテ北城丹後守長國カ關東ノ總横目トシテ那波ノ城ニ在シヲ當城代ニ補シテ謙忠カ組子同心マテモ殘ラス附與セラレヌ

北條系圖云氏繁 左衛門大夫 天正五爲退治于佐竹ニ在ニ于飯湫城一翌年卒氏繁男氏勝 左衛門 氏繁逃去之後依ニ氏政命ニ而關東總軍之先登松田尾張守及氏勝交ニ號令ニ而與ニ近隣主將一挑戰十餘年也

按總横目といへるは大かた大横目のたくひにはあれと少しく差別あり總横目といふはいにしへの守護のたくひなるものにて大横目よりも一際あかれるつかさなり當時武田長尾北條などやうなる覇業をなせし大名は其麾下に屬せる國々へ我舊臣の其器にたへたる者を以て總横目とし城邑を預ケ置て一ヶ國には限らず二ヶ國をも三ヶ國をも管領せしめ其域内なる大名諸家の動止を察し軍役以下の指揮進退をつかさとしむるならひなり

十騎此外歩士十人召つれられ可然候はんと木下大膳亮さしつ申候やうにと三成いひしかは即其趣申上けり

里見義康分限帳云高五拾石御歩目付森下彌平次慶長見聞記云御旗御長柄持ハ前方ヨリ畔柳カ組ノ者大方三河ノ者ニテ御旗御長柄ノ役ニテ候今度是ハ中納言様御供ニ上リ候ニ付俄ニ八王寺ニ居ケル五百人ノ者參リ御長柄カツキ申候是ハ甲州信玄ノ中間ニテ甲州ノ者ニ候間甲州口ニ置レ候甲州ニテハ他國ヨリノ入口々ノ難所ニ百人宛五口ニヲキカヒ者ノ内高名ヲモシタル者ヲ取立頭ニ付中間横目ト名付申候ヨシ小田原陣ノ時初テ御供ヲ仰付ラレ御長柄ノワキニ大和納言ヨリ進ラル、中卷ノ野太刀ヲカツキ御供申候

按徒目附中間目附小人目附の職掌すへて目附の條に述るかことしたとへは目附職たるもの、股肱となりて其つかさを助くるものなり徒目附は庶士に准する所職なれと中間小人のたくひは庶人にひとしき者なればそれによりてつかさとする所も少しくたかひあるをしるへし

○忍目附

越後軍記云

シテ軍粧類リナリ近習ノ者七人ニ聞者役ヲ云附三人ハ甲州へ遣シ四人ハ越中能登加賀ニ往シム聞者役ハ忍ノ者或ハ目附横目ト云ヘル類ナリ依之國主ノ政道郡臣ノ行跡庶民ノ風俗ニ至マテ日々注進セシカハ國々ノ善惡ヲ具ニ知玉ヘリ

奥羽永慶軍記云舟越北野合戦條則頼ハ舟越ノ在家ヲ燒キハタラク涌本名譽ノ兵ニテ兼テヨリコ、カシコニ目附ヲ忍ハセヲキタレハ敵舟越ニ來ラサル以前ニ半勢ニ舟越ノ在家人ヲ合セテ千餘人三方ニ待カケテ淺利カ勢ヲ中ニ取込云々○按こいふ目附は歩士もしくは中問小者の目附なるへし

又云山崎藤十郎小栗宮内二對シテ汝大將ヲ討ント心カケシ武功ハ神妙ナレトモ手柄ハ山崎ニ劣レリ汝大將ノ首ト士民ノ首ト同事タルヘカラスト云コソ不届ナレズルタメヲ思フカ故兼テ目付ノ者ニ誓紙ヲ書セ其上隠密ノ目付ヲ以具ニ閉届タリ

大友興廢記云日州御出陣被仰出條其時老中各申さる、は大すみさつま兩國は不案内のきに御座候へは先修行者或は商人などのやうにて案内をみせ所々繪圖をもつて道つ、き城の次第高城表も其ほかやうたいをきこしめし其後日州高城にめしかけられてはいか、御座あるへく候やと申あけられはなるへしもとより人にさとり得られざるをむねとするか故に商賈のさまにまねひ虚無僧放下の形をもちりなとして他國に赴くならひなりされは人にも知られたるなへての目附職たる者のこれを役するは少く大かたは徒立の輩うけ給はりしと見えたり後の世かくし目附又は隠密などいふもの皆此流なり尙目附條と照し考ふへし

る

義光物語云修理大夫生書條里見越後一門引連上下五百餘りにて最上を立退諸國を廻りけるに越後守名高者なれば加賀中納言殿にても三萬石の領知を可給として被召抱けるに内々如斯可有と義光公思召ければ越後守最上を立退候時分より伊賀の忍の者廿人宛目付に被遣ける間加賀にて被召抱候儀則山形へ注進致けるに依て中納言殿へ使者を被遣御斷被仰入候間亦加賀を浪人致し越前少將殿へ二萬石にて罷出候是も右のことくにて候

又云於天堂原馬揃條義光公の御心底を計見るに御遊覽の爲馬揃被仰付たるには不可有御馬揃に事を寄武具馬具のふるきをも改め申様にとの御存念たるへし此儀兼てより御催の事なれば近國の諸大將最上の騎馬數をしらん爲目付を差越たまふ段其隠なし左有とて見物法度と有儀も又せはき事成間俄に御歸城有けるかと覺たり

按忍目附は常に定置る、一職の名にあらずなへての目附にもあれ歩中間小人の目附又は近臣忍組等の者にもあれ主家の命をうけて他方に潜行し其地の形勢を探り得て反告をなすものをいへり忍組は伊賀者甲賀者の類をいふ近臣にても此役にさる、ことは主人より直に命せらる、に便あ

武家名目抄第五十九册

塙檢校保己一編

職名部冊四中

○物見番頭

○物見番

太平記云四條繩手合戦條楠帶刀正行舍弟正時和田新兵衛高家舍弟新發意賢秀究竟ノ兵三千餘騎ヲ率シテ霞隱レヨリ葦直ニ四條繩手へ押寄せ先斥候ノ敵ヲ懸散サハ大將師直ニ寄合テ勝負ヲ決セサランヤト少モ擬議セヌ進タリ○按こいなるいへる物見番とは少しくまなかはれることく聞ゆれとこれ先鋒にすみて敵の動靜を察する兵士をいへるなれば頗相似たるか如し殊に斥候の字を以て愛にのす

又云吉野御廟神靈條南方ノ皇居ハ金剛山ノ奥觀心寺ト云深山ナレハ左右ナク敵ノ可近所ナラネ共斥候ノ御警固ニ憑思召レタル龍泉赤坂モ責落サレ又昨日一昨日マテ御方セシ兵共今日ハ多ク御敵ト成ヌト聞エシカハ云々○按斥候の御警固といへるもの後世物見番を置て要番を守らす類なれば愛に載す
東亂記云小弓破明合戦條夜已ニ明ケレハ小田原勢川端ニ打望ム小弓勢ノ先陣推津村上堀江鹿島以下川端ニヒカヘテ待懸タ

リシカ物見ノ兵ヲ御旗本へ參ラセテ申ケルハ敵已ニ川ヲ越候其勢雲霞ノ如シ味方ノ御勢ニテ常ノ如クニ對ヤウノ御合戦叶ヘカラス只今急ニ御旗ヲ動シ川中ニ勝負ヲ決スルカ味方引ヤウニモテナシ敵ノ先陣半越ナン時急ニトリヒシキ川へ押ハメ候ハ、必御味方ノ勝ナルヘシト委細ニ申遣ケレハ諸軍此議可然ト云

新田老談記云越後謙信公成田城ヲモ水攻ニ可被成トテ御用意ノアルヲ左衛門聞及テ早速和談ヲ願給フ(中略)佐野桐生ノ道筋山ノ内御見物ノタメ廣澤野ノ原ヲ御通リ足利八幡ヲ御通り也細道無案内故ニ左右ノ山ノ腰田畑ヲフミ狼藉無限其砌茶臼山寄居物見ノ番頭ニハ金井田左衛門ト云者在番シテ居タリケルカ謙信公ノ御通リヲ聞テ雨沼ノ邊へ出向テ遠見シテ居タリケル

又云足利佐野桐生トハ領分入組多シ四五年以前ハ境論起テ夏ハ諸苗ヲ踏散シ作毛ヲ振散ス依テ夫國主代官ノ下知ヲ不待就夫境目繁昌ノ村里ニハ寄居ヲ構テ出城ヲ拵物見番ノ侍ヲ遣シ置歩弓ノ人ヲ相添近邊ノ百姓集リ居テ濫妨狼藉ヲ防キケリ

北條五代記云物見の武者は敵味方對陣の時に至て物見にささる、人は先もつて馬に鍛練し其所の案内をまり功者を

又云廣瀨其日物見番ニアタリ馬上ニテ酒井左衛門尉ト三度ノ内二度詞ヲ合追コミ追出其時三科小菅孕石曲淵辻彌兵衛和田加介長坂十左衛門此八人馬ヨリオリタチ高名仕ル也

又云十二月廿二日ニ濱松味方ケ原迄推詰被成諸將ニ向テ被仰家康ハ勇智ノ將也シカルニ其居城近ク推詰事は一ツノ規模ナラスヤ剩信長大軍ヲ以テ加勢ヲナス(中略)旗本ノ物見番諸我入道是ヲ見定ム家康ハ九備ニシテ只一重也シカモ旗色スメリ加勢ノ備ハ旗濁リテ敗軍ノ色明白也

別所長治記云秀吉不_レ及_レ辭退_ニ天正六年三月四日爲_ニ西國成敗_ニ都_ヲ立_同月七日播州加須屋カ館ヲ爲_ニ本陣_一行列ノ次第盡_ニ善_一善_一美_一一番旗_ニ二鐵炮_三弓_四長柄鎧_五切具_足各_二行_ニ列_ス前後騎兵相_ニ隨_之一次兵鼓次軍監次乘替馬次秀吉手廻ノ兵具_{如_先手}次螺次小符次手明ノ步卒大將秀吉先鐵炮弓鎗甲立後小旗次宿老次使役_{廿八}次斥候ノ役人_{廿六}次總勢七千五百騎引下リ家老一頭翌日ヨリ國中ノ諸侍令_ニ出仕_一或時山城守三宅治忠兩人軍評定ノ爲行_ニ秀吉館_ニケルニ秀吉ノ曰ク長治西國ノ可_レ有_ニ案内者_一各ノ軍立ノ次第不日_ニ擒_レ敵_{スル}謀計モヤアルト被_レ問_{ケレ}ハ三宅申テ曰ク此

專_トす物見の武者境目へ乗出し其日の氣色を見合せさかひをこえ高き所へ乗上敵の軍旗をはかり急ぎ歸陣すされは大將軍出馬し對陣をはる時は敵も味方も先手の役として夜に入は足輕共境目へ行草に臥て敵をうか、ひあかつきには歸る是を草共忍ひ共名付たり夜の草盡迄殘る事有是を知す物見の武者さかひ目を過る時彼草おこつて歸路を取りりうたんとす其節に至ては馬達者を力とし野へも山へも乗上はせ過る事兼て案の内になくは叶かたし陣取の事たとひ敵遠く水つかひよく共大山の麓くほみの地大河のはた森の陰うしろの節所をきらひ魚鱗鶴翼に陣をはるかやうの義は武者奉行下知すといへとも猶も物見の了簡による事也一夜の陣にも壁壘を專_トす是すなはち勝へきには戦ひ勝ましきにはた、かはさるのてたて也

松原自休手録云信長ノ加勢雖_レ爲_ニ大軍_一旗色スミヤカニシテ有_ニ敗軍氣_ニ云々小山田ト馬場打ツレテ信立へ演_レ之_ニ信立今日ノ物見番ヲ問_ニ諸將入道來ル上原兩人ヲ遣_ニ二人乘返テ如_レ右申_ス

甲陽軍鑑末書云武者奉行或_ニ一人旗奉行_一二人長柄奉行二人何_レノ備_ニモアルヘシ旗本ノ相言萬法度ヲ請_テ其手ノ觸流ヲナシ隔番ニシテ非番ハ物見ニ出ル也

度ノ御合戦ノ萬死一生ノ合戦五度モ十度モナクテハ叶マシキカ御手間トラレ候ハント存ル就_レ其先手陣ノ張ヤウ當家代々定_レ置所ハ敵國ノ境内ニ入テヨリ備押路ノ程三十里ノ外不_レ押卯ノ刻ヨリ以前ニ不_レ出未刻ノ首ニ陣取ヲ定然シテ物見ノ者ヲ放遣夜懸ノ用心伏兵ヲ置至_ニ日暮_一備押候ヘハ陣ヤ不_レ定晩食不_レ調士卒困勞シテ其陣不_レ堅固ニ卅里ハ上道五里也サテ陣ヲ取固ムル事ハ(中略)川端ニ陣ヲ張時ハ雨降洪水出ント前廉ヨリ覺悟シ山野林古屋敷ニハ必有_ニ伏兵_一ト心得風ノ順逆可_レ知事肝要ナリ其上遠候中候陣中ノ候トテ二段アリ遠候ハ敵國發向ノ時三日先立テ輕歩ノ遊士ヲ遠候ニ放遣敵國へ可_レ入地形切所嶮易并敵出向ント欲_{スル}カ敵ノ虛實空際ヲ能_ク窺_ミセシムコレヲ遠物見ト云總テ常ニ諸國遊士ノ間謀ヲ放遣敵ノ虛實ヲ見セテ國ノ政ヲ可_レ知事肝要ナリ是與軍最初ノ謀也中候ハ發向之剋一日先立テ輕騎ヲ三人放遣道路ノ嶮易山林川澤水草ノ便宜ヲ能_ク見_セシム陣中ノ候トハ斥候番ノ者三人充_ニ三番_一ニシテ其内老功ノ武者一人若壯利才ノ武者二人合三人充ナリ如此ノ事憚入候ヘトモ備ノ次第依_ニ御尋_一申候也

清正記云_{清正秀吉公へ右の首尾秀吉公具に聞しめされつね}

つねかものは常の若者の様にもなくもの、役にも立へ
 きと思ひしに能も仕たりと仰られ二百石の加恩ありて木
 村大膳與の小物見役に仰付られ朝暮勤仕申さる、なり
 ○按木村大膳は物見番の頭と見ゆ

にはり崎へ出る其勢廿五人然處に敵方よりも針崎の近所
 に伏兵を置けるに物見衆はたと行合てせり合を初む
 増補家忠日記云天正十三年閏八月三日寄手ノ軍勢九子ノ
 城ニ兵ヲ發シテ筑摩川ヲ渡テ八重原ニ陣ス(中略)夫ヨリ
 後ハ敵味方戰ヲ止テ互ニ城ヲ守リ陣ヲ整テ數日ヲ經ル寄
 手ノ軍勢物見ノ番ヲ定テ交々ニ是ヲ守ル

信長記云信忠彌高信忠卿母衣ノ衆物見ノ者計被ニ召具仁科
 五郎カ楯籠タル高遠城川ヲ隔テ高山へ乗上城中ノ様子
 被ニ見及

伊達成實記云本宮ハ可レ爲ニ籠城ニ候間其支度可レ申由被
 申候ヘトモ俄事ニテ心懸モ不ニ罷成ニ十八日未明ニ本宮
 へ入候處ニ働不レ參候物見ヲ遣候カト承候ヘハ夜ノ内ヨ
 リ付置申候由被レ申候火手見エ候間陣移カト存候ヘハ物
 見早馬ニテ參候佐竹會津岩城衆被ニ引除ニ候結句前田澤モ
 引除候由申候間前田澤へ人ヲツカハシ見セ候ヘハ一人モ
 不レ殘引上候ニ付政宗公本宮へ御移ナサレ御仕置被ニ仰
 付ニ候

太閤記云越中國島越利家はまた末森城に在しか佐々加州
 へ亂入せし由を聞とひとしく森本栗崎邊にいたり旗を立
 物ふかう勢のふくらを隠し備し處に佐々か物見の騎兵五
 六人走來りしか頓て駈歸てかくと告しにこそ扱は上方勢
 着たるにやとおもひ内藏助は木船の城へ引入にけれ

蘆名家記云米澤正宗槍原槍原ヲ正宗ヨリ攻玉ヘトモ穴澤
 善右衛門尉ツナキ時ニ物見ヲ差置正宗寄玉ヘハ見下シニ
 鐵炮ヲウタセ用心キヒシク仕リシ故左右ナク正宗槍原ヲ
 攻取玉フ事不レ叶

又云筑紫秀吉公馬嶽長野三郎左衛門尉要害に至て參陳し
 たまふ翌日物見の馬上廿人計被ニ召連ニかんまやくの城を
 見計はせ給ふに諸木生茂り巖崎廻りて地の利ことくま
 うそみえにける

奥羽永慶軍記云大崎分論大崎義宣郎等千枝隼人ト葛主稅
 ヲ物見ニ見出ス兩人立坂レハ義宣敵方ノ先手ハ誰ナルソ
 ヲ被リ異形異類ノ美麗ナル出立ニテ旗印笠ホコ杯ヲ差セ
 テ二三千太鼓鐘笙箏篳ニテ來ル程ニ是何者ソト云ハ通詞
 出テ年頭ノ御禮ニ大將軍へ躍ヲ懸奉ルト申急キ走り歸テ
 此旨申上云々

播州佐用軍記云秀吉公與宇兼テ國中並ニ國堺毎ニ物見ノ輕
 騎ノ侍謀士餘多出置レ國ニ逆心ノ者アルカ他國ヨリ後詰
 アラハ告來レト附置レケル

東遷基業云利長長重利長卿は三堂に於て此一戰を聞て栗鼠
 と云秘藏の馬に乗て本郷の方へ駈付たり山崎長門高山南
 坊も鎌谷まで引返す長重のつなき物見利長の出馬を告げ
 れは長重も急に小松を出て南淺井迄致りて陣を居らる

浦生氏郷記云岩酌ト云城ニ熊谷越中ト申者人數多楯籠氏
 郷此ヲサヘニ居ル事ヲ無念ニ被レ存岩酌ニ近ヨリ見渡シ
 テ如何思ハレケン物見二人被ニ指越ニ吉田兵助周防長丞ナ
 リ岩酌麓在々ニ人有レ之カ又ハイツ麓ノ者共退候カト能
 見ヨト有レ之二人麓ヲ見マハル二人一人モナシ

松原自休手録云慶長五年八月廿二日押寄川岸ニ如案從
 岐阜ニ出勢防レ之一柳ハ近邊ノ在ニ黒田常ニ知ニ淺深ニ不
 レ不レ見ニ分敵味方ノ差別ニ卯刻正則爲ニ斥候ニ遣ニ澤井左衛
 門尉森勘解由祖父江法齋ニ乘違テ内府へ以ニ法齋ニ三成以
 下從ニ大垣ニ今曉出ニ關原ニ早ク一戰ヲ可レ遂急キ可レ被レ出ニ

武蔭叢話云小田原陣の砌浦生氏郷の攻るは岩槻の城主大
 田十郎氏房持口なり五月三日の夜氏房は夜討致へき旨下
 知せらる云々扱先手を門口より出す時氏郷物見の兵町野
 萬右衛門は左と行逢則立こたへけれ共叶はず引退く

不レ屑城主秀閻魔堂へ出張シテ以ニ斥候ニ令ニ下知ニ九月十
 五日内府曉出ニ赤坂ニ被レ陣ニ野上ト關原ノ中途ニ朝霧深シ
 テ不レ見ニ分敵味方ノ差別ニ卯刻正則爲ニ斥候ニ遣ニ澤井左衛
 門尉森勘解由祖父江法齋ニ乘違テ内府へ以ニ法齋ニ三成以
 下從ニ大垣ニ今曉出ニ關原ニ早ク一戰ヲ可レ遂急キ可レ被レ出ニ

義殘後覺云朝鮮人正月元日ノ未明ニ毛利宰相秀元ノ御本
 陣へ大鼓鐘ニテ寄懸ル間近ク聞エ元日ノ事ナレハ上下ト
 モニ静リ歸テ朝鮮ノ儀式ヲ勤ル所ニ敵カ寄候ト申程コソ
 アリケレ大將軍聞召テ物見ノ役者急キ見ヨトノ御諺ナリ
 打立テ駒ニ鞭ヲス、メテ見ケルニ獅子頭赤頭色々ノ面杯

御馬ニ云々十九年十一月九日大坂勢置ニ番船ニ守ニ神崎ノ
 渡ニ金吾カ勢追ニ拂之ニ舍兄武藏守出張シテ金吾カ聞レ越ニ
 神崎大ニ怒欲レ越ニ中島ノ瀬ニ兼テ遣ニ斥候ニ探ニ知之ニ率

兵至中島

駿府記云慶長十九年十一月三日及昏黒御使番島彌左衛門本多藤四郎天王寺口先手物見被遣處則歸參言上之趣道明寺近所小山邊藤堂和泉守從其次第陣之體申上

秀頼事記云志岐野合戰條慶長十九年十一月廿六日佐久間河内守小栗又右衛門尉物見ヨリ歸參シテ今朝敵青屋口ヨリ足輕

ヲ出シ候處ヲ佐竹義宣取合數刻戰ヒ頭八討捕候ト申廿七日千賀孫兵衛物見ヨリ歸穢多新屋村其邊六ヶ所舟橋ヲ渡

蜂須賀九鬼戸川肥後守等カ諸勢往還自由ヲ得タリト申ス同日永井右近水野日向堀丹後守管沼左近山岡主計物見ヨ

リ歸リテ敵七八千野田福島ニ出テ見エ候ト申ス明日御覽有ヘキノ條供奉ノ兵百騎計申付ヨト被仰出

無名雜話云物見ニ行テ歸主人へ御返事申ニタトヘハ敵進色ナリ或ハ不進色ナリト云主人如何ト云答曰敵備シラ

ケタルトカ又ハ二ノ手不續ト云カ先手進トモ二ノ手不進ト云カ御返事餘ハ願之可ニ申上ニ也其時大將敵味方ノ

間何程アラント問或ハ先手ト先手ノ間十五町トカ廿町トカアラント云シラケタルニテモ不續ニテモナシ又問五

七町モ有之ト云是又シラケタルニテモアラシカ何モ心付ヘキ事トモナリ

近く参り見て歸るへしと下知せらる

同末書云天文十七年七月朔日ニ小縣ヲ御立アリテ笛吹峠ヲ越シ松枝ノ城ヘ大物見ヲカケラレ燒働ナサレ七月三日

ニ早々引取同六日ニ甲府へ御着也

又云信玄公二萬三千ノ御人數二十一備ニシカハラカイヘ推出シ合戰ヲ持テ立ラレ馬場山縣小幡眞田小山田内藤朝

比奈岡部原其外侍大將老若共ニ召連ラレ上下百四五十騎餘味方總軍ヲ五町程出大物見被成是非一戰ヲトケ氏政

ヲ討取明後日ハ必小田原入ト被仰付

松隣夜話云矢倉ニアリケル侍小田カ役所ニ來リ刀根川ノ方ヨリ馬煙夥ク見エトヨミテ次第ニ相近キ候氏康公與筋

ヘ御手使候ヤト申ス小田無覺東ニテ長野ヲ伴ヒ矢倉ニ上リ見之兩將刀根川ニ坐ス軍門ノ前ヲ押通リ敵ノ可寄様

ナシ近國ニハ輝虎ト太田ナラテ敵ハナシ若謙信誤テ與筋ヘ手使被申トモ兩將斯テマシマセハ爭カ一戰不有去ニ

テモ又味方ニテハ可有トモ不覺大物見ヲ掛ヨトテ小田小三郎與方同心五十騎ヲ連レ自ヲ物見ニ出七八町西ニ當

ル丸山峠へ乗上ケル處ニ太田三樂先將澁谷カ一手三百計ニテ寄來ケルニ嶮キ山ノ嶺ヲツラ突程ニ行逢タリ

關八州古戰錄云上杉景虎武州忍城攻條景虎大物見トシテ騎馬少々召連

按物見番の職は凡敵陣に臨める時敵の形勢を望察して其旨を首將に報し或は戰場の嶮岨要害等をもうかふこと皆其專務なり依て其役を稱して物見といへり

物見また斥候ともかけり本文ひくところの太平記以下の諸書斥候とあるはみなものみとよめり此職常に設けおかる、もあり又臨時に命せらる、もあり何れも軍法の工夫に長せる者を用ふること、聞ゆ慶長元和の頃は夫

た使番目附等の輩この事をうけ給はるならひとなれりもと此兩職は其任に堪たる者を用ふればなるへし或は敵地の消息を察すへき爲に國界に要害を構へて軍士を

結番して守衛せしむるをも物見番といふこれ亦敵の動靜をはかり得て其旨を報すへきつかさなればなり又陣法に斥候備といふありこれは常にいへる遊軍の類なれば首將の隊伍をはなれ別に一隊をなして或は軍に先立

て進み或は傍近の地に陣して敵軍の形勢をのぞみ其狀にしたかひ接戰をなすものなり尙つまひらかなるよし軍陣部に辨せり

○大物見

甲陽軍鑑云長野信濃板垣信形等條板垣淺利兩侍大將に旗本よりけいこには足輕大將に原美濃を指添村上方へ働あり板垣家中の侍を六十騎歩者一人もそへす大物見をこし如何にも敵陣

大手佐間口ヨリ下忍口マテ乘廻シ巡見セラレケル

奥羽永慶軍記云佐竹與伊達安積合戰條會津長沼ノ城主新國上總介申ケルハ云々義重宣ヒケルハ御邊大物見ニ出テ番手ノ次第ヲ

モ窺フヘント宣ヘハ貞道長リ候トテ馬上五騎足輕歩者百餘人打列郡山ノ南ヨリ北ノ取出ノ要害窪田矢羅井ノ中ヲ

敵陣近ク打テ通ル

鳥居家乘云天正二年九月武田勝頼遠州濱松に働き候時權現様天龍川の様子御覽有へきとて卅騎計召具せられ大物

見に出てたまふ彦右衛門元忠其列にて御供致し候事

東遷基業云武田勝頼天龍川大に水漲て涉る事不叶勝頼見付の府より進て河上に陣をとる濱松將士鳥居元忠大久保

忠世其弟忠佐成瀬正一内藤正成柴田康忠榊原康政等二十騎計大物見に出けるに甲軍板垣某か部兵五騎河を涉らん

としけるを濱松の大物見河に入て逆撃んとしける故敵涉る事なくして歸りけりそれより大物見の兵勝頼の陣に向

てうか、ひける

又云長祿合戰條秀吉中軍に將として都合十二萬五千の人數にて三月廿七日午の刻に大豆戸川を渡り犬山の城に入たま

ふ同日未の刻に秀吉諸大將を引連て大物見に出給ひて取

出の地ともを見立給ひ樂田羽黒を按行し小牧山に向て砦

を築き二重塹を鑿りこれを二重堀といふ垣を高くし柵を列ねたり

續武家閑話云三月十九日午の刻秀吉公は近江中納言殿陣の先すてに箱根山中城出丸へ八町計有所まで馬上にて赴き二町ばかり西谷越に人數を被立(中略)城の犬將松田兵衛大夫間宮豊前と名乗て二人首を打せ畢ぬ抑かくのこくと城即時に落る事は小田原より山上郷右衛門諏訪民部左衛門を大斥候として山中へつかはす所に徳川家の御人數案内にて兼て近國故伺しりければ元山中に樵夫の通路有所より一騎打に押しとり段々に進み來る其體木の間岩の陰軍勢とみえて夥し又南方日金の方よりは上方勢源溪を隔て嶮岨をよち登る體雲霞のことし三上郷右衛門は敵早山中の城を抜て今宵小原へ押入とみえたり急き歸りて告んとて中途より走歸る其勢三十騎計なり

は敵陣近く進みて其舉動を察し或は敵地に入て斥候をなすことなれば人數なくてはあやうかるへきか故に軍士をそへらるゝなるへし又首將たる人みつから大物見に出ることなれば大かたは物見功者なる輩に兵士をそへて遣はすか常のならひなり正しき職名にてはあらされと物見といふ因によりてこゝにつらねたるなり

按大物見は多く兵士をひきいて斥候をなすものなるか故に大の字をもそへたるなり例の物見といふは五騎七騎にて敵に見知られざるをむねとすることなれとこれ

清正記云清正秀吉公奉公に出る條ある時長濱の町人所へ人をあやまりとりこもる者有中々町中さわかし虎之助右の様子聞つけ常々傳受の兵法は此時なりとおもひかの町人所へ走行は四方に人みちたり大勢のなかをくゝり入狼藉人を打たふし繩をかけ手疵一ヶ所もかうふらすからめて出られけりとりこもるものは秀吉公足輕に市足久兵衛といふもの也右の首尾秀吉公具に聞し召れ常々かのものは常の若者のやうにもなくものゝ役にもたつへきと思ひしに能も仕たりと仰られ二百石の加恩ありて木村大膳との小物見役に仰付られ朝暮勤仕申さるゝなり

れと所見多からざるはなへて物見番の内に加へてありし故なるへし

按小物見といへるは大物見にむかへてよべる稱にはあらす例の物見番の薄祿なるものをいへるにて職掌も異なる事なかりしなり此職何れの家にもありしなるへけ

○物見足輕

室町日記云細川典勝の要書四月廿六日戌の刻はかりに和州の四手井有富兵庫頭兩旗にて二千四百の備をもつて今里上手の原に出張し物見の足輕を度々出しけり

○遠物見又稱遠見番遠目
矢島十二頭記云永祿三年五月中旬矢島五郎殿瀧澤との城へ寄する城中しつまり音もせず鐵砲弓などを打せても音なし然所に遠目の者歸來て五郎殿に申は仁賀保大和守殿旗と見えて鎌か淵まで大勢相見え候瀧澤とのへの後詰に紛なく候儘早々引取可し然の由申て車引に引取○按典羽水渡を載て遠目者な遠斥候につくる

甲陽軍鑑云長野信濃板垣信形等條板垣家中の侍を六十騎歩者壹人もそへす大物見をこし如何にも敵陣近く參り見て歸るへしと下知せらる○按こいにいへる歩者ば即物見足輕なり

又云永祿三年瀧澤へ五郎殿押懸候節此方中惡百三段の市場へ百姓との運送までを妨るかし度々におよひ五郎殿無念に思召天正二年六月中旬瀧澤へ押寄られ上條に一日逗留被成候然に遠目の者歸來て五郎殿へ申は仁賀保勢後詰として横岡山城菊地五郎大夫兩人大將として大勢押懸來る由申

按物見足輕といふは今の世にいふ足輕同心に限れる稱にはあらずたとへは徒士にもあれ足輕同心中間小者の類にもあれ騎馬せざるもの物見役に差るゝものをいへり今の徒目附中間目附小人目附などのたくひ大かた其しなに當れり職掌は例の物見番に異なることなかるへけれと事の大小時の便宜に従いて或は騎馬の物見を遣し或は歩立の者を用ひ又は騎馬歩立共につかはさるゝ

見聞雜錄云元龜三年極月廿三日夜明より四方晴當冬中の快晴暖氣六具の武者ハ汗出ル位也武田信玄御機嫌不斜(中略)今日濱松表御合戦との仰渡しの處へ遠物見より注進家康濱松の城兵を拂て被出向と申沙汰仕候定て此味方ヶ原に於て防戦相見え候との披露也
別所長治記云遠候中候陣中ノ候トテ三段アリ遠候ハ敵國

發向ノ時三日先立テ輕歩ノ遊士ヲ遠候ニ放遣敵國へ可
レ入地形切所險易并敵出向ント欲ルカ敵ノ虛實空際ヲ能
能窺ミセシムコトヲ遠見物ト云全文物見番頭
の條に載たり
新田老談記云武藏國寄居ノ城ニハ北條安房守ヲ指置シカ
ト無ニ心許事多シトテ三百餘騎ノ加勢ヲ遣シ櫻澤八幡宮
ノ前ニ新關ヲスエ山ノ上ニハ遠見ノ番ヲ催シ用心嚴ク見
エタリ

又云天正六年五月二日ニ里見兄弟上下廿三人石原カ住宅
へ押寄撫切セント被レ成ケントモ里見兄弟近隣ニ御座ア
ルヲ知テ兼テ用心ヲ構テ朝夕遠見番ヲオキタリケン今立
ル様子ニテ人一人モ無落去リケレハ無力ゴソ被レ歸ケレ
又云新田足利ノ強方若侍ヲ交テ少モ心ヲ不レ免遠見加番
ヲシテ前後左右ヲ取巻テ近邊ノ郷人迄ヒシメキケリ

太閤記云越中國島越
城明通條佐々内藤助加州表働の行思ふ所の圖度
度相違せし事を一度は日來の行不レ疾事を悔一たひは我
家中に在いて前田方より問者を入内評を聞れしこともや
有と疑ひ又は遠見を出し利家後巻を不レ知之事此彼後悔
し負腹立て此上は加賀國へ亂入し在々放火せんと發向し
云々

又云織田造
酒丞此表に在て如レ此之事有しなと云はれ
荒山合戦記云石動山ノ衆徒共ハ當山榮久ノ護摩并利家調
伏ノ祈禱シテ緩々トシテ居タリケレハ遠見ノ兵ヲモ不
レ出故ニ利家ノ軍兵安々ト山マテ攻上云々

清正記云清正陣所へおち
んかい人夜討條朝鮮國へ歸陣せんと用意せし所に
又おらんかい人一萬程にて太鼓をうち半弓をいかけ一文
字にか、りくるよし遠見の者より注進に及ふ

武蔭叢話云政宗は兼て瀬の上松川の百姓ともいひ付上
杉勢油断せは相圖仕るへしとなりよつて上杉方の油断を
見て莖又は暖簾などを竿に付高く立並ぶる政宗方遠物見
是をみて陣所小山村へ注進する(中略)政宗は一萬五千に
て松川へ取掛らる松川の陣にては上杉方是を知らずして
居候更に遠見の者乗切て歸政宗小山を出築川へ人數を押
へ候と云

按遠物見は遠所の消息をうか、ふ物見番なり其なかに
遠所へ潜行して敵地の險易敵兵の居動を伺ふもあり又
こなたに有なからかなたの動靜を察するもあり何れも
遠物見なり其人のまなは例の物見に輕重あるに准して
推はかるへし但家々の規格によりてなへての物見番の
内にて此事をうけ給はるもあり又は二職に別置れし家
もありしと見ゆ或はこれを遠見番遠見なとさまさまに

ん事偏に耻辱成へしと惣軍中無レ恙やうに心を賦り夜を
しも更に閑にせず或他の夜番他の遠見なにも自分の歩
士を相添惣軍を己獨のおもにのやうに勢せしなり是をか
さある勇士といひし也

播州佐用軍記云寄手地勢上月表
の山々へ取登條城ハ遙ニ見上ル山城ニテ要
害ノ地ナレハ是ヲ事トモセス遠見物ヲ置寄手ノ息ヲ見テ
ハ打出或鐵砲ヲ打或遠矢ヲ射カケル間寄手ハ日々ニ手負
死人多ケレハ竹把ノ陰ニ隠レハカハカ敷イクサハ無リケ
リ

叔井日記云馬井表
合戰條明智右馬允ヲハ又太郎トノ馬上ニテ切
テ落サセ首ヲトラセラレ候翌日ヘムケテ山ヲツタヒ谷ヲ
スケテムレノ二方々ノ口々ヘニケカ、リ行ク遠ミノ者
トモ相ツノ貝吹ハヨリ合ニ討捨生捕候ホトニ云々

奥羽永慶軍記云阿子島高
王落城條辰ノ一天ヨリ軍始リ未ノ刻ニ落城
ス西一方ヲハ熊不レ圍明置テ落ル者アルカト遠目付ヲ置
ケントモ一人モ落ル者コソ無リケレ

又云九月左近將監
政實起一發條櫛引河内守モ其夜同時ニ管米地ノ城ニ取
懸散々ニ攻ニケリサレトモ管米地因幡守日來用心稠ク四
方ノ櫓ニ遠物見ヲ置ケレハ人馬ノ音續松ヲ見付ヒシヒシ
ト出立テ夜討寄ルト等ク衝テ出

となへのかはれるは家々のならはしにて名稱のことな
るもあり又一家にて二玄なとなへたるもありしなる
へし

○忍物見又稱芝見カマリ物見

小田原記云瀨川關東
管領條伊賀國ハ應仁ノ頃ホヒ仁木伊賀守カ守
護ノ國ナリシカトモ其後代々衰へ伊賀國ニハ住シタリト
云ヘトモ所領ハワツカノ體也皆地侍共押領ス彼地侍ト申
ハ昔ヨリ服部黨是也彼等カ一門等屬ノ族近國ノ山々浦々
ニテ山城海賊ヲ業トシ狩漁ヲノミ專トシケル間日本今
戰國ト成テ伊賀衆ト號シテ小田原ヲ初メ國々ニ五十人三
十人召置テカマリ伏兵ニ用ヒケル○按かまりはかまりの隠語
にてかまり物見なりなは後
の按にい
ふへし

甲陽軍鑑云味方夜軍
分別條味方夜軍をせんの時を合こと肝要也伏
かまりに風の大事口傳かまりの物見はかきもの聞と云
○按かきもの聞
とは敵物聞なり
見聞雜錄云武井夕庵信長の御本陣に有しか掘川か先陣未
た注進なき内誰やらん宇治川の先陣して川を渡し候と申
ければ信長究て堀川孫三郎成へしと宣故各是は如何して
御存に哉と驚しか信長御意に夜前忍の物見を出し川筋を
見せし所彌三郎は宵より松の下に馬を繋ぎ置五幣を以觀

念し川へ流せしと聞是水神を祭る成へし左程に心かけ候
上は其名は不_レ及_レ聞彌三郎と思と御意の所へ只今宇治川
の先陣は梶川彌三郎と注進せしと也

奥羽永慶軍記云正宗政大内備前守條大内備前守ハ其夜小濱ニ歸レハ
正宗モ三十餘町引取野陣ヲソセラレケル白石若狹守ハ敵
若夜討ニ寄ルカト芝見ヲ附テ用心スレトモ更ニ夜討モナ
カリケリ

北條五代記云物見武者は大將軍出馬シ對陣をはる時は敵も
みかたも先手の役として夜に入は足輕共境目へ行草に臥
て敵をうか、ひあかつきには歸る是を草共忍ひとも名付
たり夜の草盡迄殘る事あり

按忍物見は人にさとられざるを專要とし野にも伏し山
にもいり或は柴原叢のうちに隠れ居て敵地の消息を窺
得可き職掌なりこの所役は例の物見よりはまななくたり
て大かたは徒立のもの、うけたまはる事と見ゆいはゆる物見足輕
の類 此れ潛行をむねとするか故なり家々のならはしに
て或はかまきり物見又芝見とも草とも稱せりかまきりはか
かまきりにて事の便宜に隨ひ或は人居の傍又は叢の中に
もか、まり伏さしむるよりのとなへにして芝といひ草
といふも共に芝原草原にか、まり隠る、意よりよひな

武家名目抄第六十册

塙檢校保己一編

職名部卅四下

○物聞又稱聞物役耳聞外國次

越後軍記云秋虎越中國境迄發軍條天文十七年八月廿一日景虎越中表へ
攻入ント欲シテ軍機頻ナリ同年十月五日近習ノ者七人ニ
聞者役ヲ云附三人ハ甲州へ遣シ四人ハ越中能登加賀ニ往
シム聞者役ハ忍ノ者或ハ目附横目ト云ヘル類ナリ依_レ之
國主ノ政道群臣ノ行跡庶民ノ風俗ニ至マテ日々ニ注進セ
シカハ國々ノ善惡ヲ具ニ知玉ヘリ

長久手合戦初終記云家康公賢慮深キ良將ナレハ云々岩崎
ノ城ニ忠義不_レ淺勇士タルニ依テ丹羽次郎助ヲ示シ籠オ
カレ又敵方ニ物聞ヲアマタ付置給フ也

甲陽軍鑑云信玄若時より人仕被成様條御傍近キ奥近習の内にて無二無三
に御屋形御用に立可_レ申候と存る若者を御覽し付六人撰
ひ出し耳聞と思召定められ諸人又は他國より來る新參衆
の手柄の虚實を聞究或手柄有てもうそを常に申人か傍輩
によさちかつきあるに無_レ類敷_二者か大身出頭計に慇懃に

らへるなり猶忍者の條を合せ考ふへし

て諸傍輩に慮外なる人か酒をすこして酔狂をする人か惣
して諸人に腹た、するやうにする人か武器萬事無_レ嗜の
人か分限にて諸道具能嗜ても弓矢に心を入さる武道無_二
心懸_一の人か一切の善惡を申せよと被_二仰付_一二人六人は曾
根孫二郎金丸平八郎三枝勘解由左衛門眞田源五郎三枝新
十郎曾根與市助是なり右六人の耳聞は諸奉公人の内にて
奇麗すきか人あひよき者か作法しりたるものかうちはも
のか出者か慇懃者か亂舞仕る人か武藝する人か物かく人
か算竿よき人か此人物を屋形の御存知ありてそれ_レに
物を被_二仰付_一へきためなり

太閤記云熊本條佐々宿老共に向て數度勝利は得つれとも
後條條取かこみし勢を目前置しよな心なかき佐々かなと世の誹
はのかるましさいさ切ていて一合戦せんと思ふは如何有へ
きと評しければ各承り敵退散ほと有ましく覺へ候今少ま
ち合せ御覽候へ自然聊にても利を失ひ給ふ事あれば得_二
大利_一し軍の氣脱度々之勇功徒になる事もやとをし返し
諫め止し處に聞續二十人のひとりさし出某は御差圖よろ
しく奉_レ存候と云しかは松原を呼て只今兩度の勢力悦入
なり重て無心之所望に候得共一揆原に取かこまれ目前に
置所にては有ましき條突て出候へと也(中略)或日聞續之

役は萬損益を見及聞及次第告侍る也我商量の善悪多は此者にあらんとて物の理に且曉き者武之備且知つる者かねて廿人撰ひ前後にめしつれ侍るに因て指出切て出候へといひしなり

又云國人之内晨雞聲々にしきり東の方横雲引はへつ、敵味方之陣何となうさわき出しかは聞續廿人を呼て組頭とも西の方へ急き切て出よ中黒の旗さし物したる勢は味方に來し者なり驟し合せ軍せよと陣々に參て云渡し候へとの事に付て即參申渡しければ皆々早速打出相待し處に北の方をかこみし勢共のき初しを聞續の者かくと告來るといふなやは屋貝を吹立墮と時を作り突かゝるへしと佐々下知しければ如案桶裏之謀叛出來かへつて敵をうち首を捕にけり

蒲生氏郷記云内々氏郷被存ハ木造足長ニ出ヨカン討果トテ方々ニ物開ヲ置指出候ハ鐵炮ヲ打候ヘソレ次第ニ松カ島ヨリ掛付可ニ討捕ニ云々

武林雜話云黒田如水變を以山名禰高は久敷知音なれば潛に異見被仕候は云々内府公ひとへならぬ知恵にて候間無心元ニ様にて出入仕候衆の内御横目耳聞も可有之かと存候惣別貴老はむつかしき相手と被思召候や常に御

ても其遺風なるものありといふ此職職家々にておなしからす或は聞物役又は耳聞聞次聞次は召次取次などの次なる職と書るはその稱へのおなしきを以てかり用ひたるなりなとさま／＼なるは正しく國々の俗諺に従へる故なるへし

○遠聞又稱外聞

太閤記云北伊勢表秀吉も桑名より五六里引退て瀧川は弓矢取ての明將なり今日の狼藉さそ無念に有へし小勢にて鬱憤を散する事は夜討にしはなし其意得をなし候へとて軍中其制尤きひしく夜盜の功者を遠聞に出し終夜大か、りを山の如く積上たかせしかは痛はしや一益ようちの支度も空しく成却て如何なる行もやあらんかと不審く思はれ取出の城々へ用心油斷有へからす珍らしき敵の行あらは可告知と云やり還て自分の用心に勞す

又云池田勝入交斯て九日三州表可有發向との催八日の未明より廻文あり篠本より小牧山に至て注進申上者あつて信雄卿も家康卿も其あらましを知給へり(中略)勝入はかやうのこしらへを夢にもしらす亥之刻より打立勢を推に行に遠聞之者立歸りはや多勢南をさして打候由申上しかは兩卿も其用意にして丑之刻に出給ふ遠聞之者又來て多勢ひきもさらす折候し能々其御意得ましませと告申けれ

間宜からす候旁以大事の儀に存候云々東遷基業云石田三成石田小西はいまた同心なく互の問答に時刻移りて漸薄暮に及ければ長束正家雙方の御思案さもあるへき事ながら高虎か宅へ人を付置たり定めてやかて立歸るへし其一左右を聞て彼宅淺々敷様子ならばこれより直に取かけらるへし若又支以の仰らる、様に替固きひしくは思ひとまり給へといふ内に正家か物開の者段々に立歸りて事の由を告る

按物開の所職又其人からは諸家各規格有て必同異なしといふにはあらざれば大概其要務とする所は他の國郡にも潜行して爰の消息かしの風説を聞とり又は我主家の門族家臣等か行狀の善悪をも伺ひしりて主將に告申へき職掌なりされは其つかさとする所は目附使番などの如くうけはりたる要職にあらざるか故に人品など撰はる、ものにあらず然れとも大事をも聞いつへき所役なるをもて主人の意にかなへる心賢き人を用ひらる、ならひなりしとみゆ元より物の心を伺知れる者なれば陣中にて軍議にもあつかり勝敗の理をも辨することありといへともはその本務にあらず在々所々にかくれ行て事實を察知し密告を致すを以て其專務とす今に至りは心易思ひ候へとて打笑せつ、程なく猪腰原の辰巳の山に着陣して夜の明るをそ待にける

大友與廢記云合戰條義陽は鬼さこ川を後にあて磐野原に陣を張此所は要害悪ければ婆婆嶺に本陣をすへられ可然と智臣の登云ければ老功の諫をも不用いか成思有てか日来に替て物見外聞をも不出思ふ子細有とてわざと陷地に依て必死にさはめて陣しける

又云虛無僧二句の偈を以て渴命を續條越前國の住人金沙と云虛無九州に下向云々金沙と云ころから不案内にて昭道のあるもなきもしらす岩堀の中に向て榎牟禮の城より外聽のうち出なはそれにくみして城中にゆかんと思へ共その義もなく米一粒をもたすすてに渴命に及ふ云々

按遠聞といひ外聞といふ何れも物開の事にして物見に遠物見といふかある類なり但物開とのみいひては家にある時にも時機を窺ふ意あり遠聞又外聞といへはおのつから他方にか、はれる名稱と成て物開役の一端をいへるかことしされと家々のよひならはしにて物開の事をひたすら遠聞外聞なとなへ來りし家風もありしとみゆこれのつかさとする所大かた他方を窺ふを專務とする故なるへし

○訴人又稱目明

見聞雜錄云岩間大藏左衛門事は武田御譜代と申中にも家
 久しき者にて然も三百貫代々知行す然るに生れ大臆病に
 して御陣の飾一番に先へ歸り居る御凱陣の着到に逢し事
 一度もなし七八度も晴信公時代より鎧を拵へ鎧を被下
 或は馬を被下色々御取替被成も彼の母御抱守をして御
 生落より御奉行申せし奮功御捨かたく何とそ武道に味付
 候様にと思召候へ共軍場嫌也然は被成方なく生得臆病
 故なれば罪科をも言付かたし向後家中士は不及申農工
 商寺方の悪事を見出し閑出し候は、早々可申上旨尤妻
 帯役關所等之儀を司御分國之訴人役と云事を被仰付是
 近代之目明し之事也目明しと云名は元來陣中の功不功の
 大將目代を目明しと號せり上杉管領則政の時代長尾意玄
 入道執事の節大永五年より號初云々 ○按目明の稱は大水の頃
 長尾意玄唱始たるよしな
 れと他書にみ
 えず疑ふべし
 甲陽軍鑑云信玄代忠 訴人岩間大藏左衛門として御分國中萬事
 の儀を申上る侍一人あり
 又云 ○按此傳
 又云 甲府三人の沙汰き、は櫻井市川伊清齋工藤元
 隨齋是は甲州先方衆也又訴人岩間大藏左衛門一切事申上
 る信玄公時のこと也

同末書云都ノ御番ハ降參ノ侍四十八ヶ國ヲ分取大將衆ヲ
 四人充是ハ當年七月十五日ヨリ翌年七月十五日迄其營固
 ニ武田ノ御一家衆兩人充替リ様同シ其目明シニ武田御家
 譜代ノ侍大將衆兩人充替リ様右ノ如ク也
 見聞雜錄云信長は越前敦賀に御陣を被居一番之降參人
 前波九郎兵衛吉經を目明しと被成首の實檢一々其名を
 被記處朝倉家にて名譽の算者たりし印牧彌六左衛門を
 生捕來るは不破河内守郎等原加左衛門と云者也
 按甲州にて訴人といひし所職は今いふ目明の類なるよ
 し見聞雜錄にみえたるかいかにも其いへる所のことく
 常ならぬことに眼をつけて窺ひしれるまゝを密告すへ
 きつかさなり其なかに他人の陣所もしくは役所などへ
 差副られて其勤惰を察するなとやうの人をも目明とい
 へるはまさしく目附の職掌に似たるなれとこの所役も
 毎事見聞に従ひて非常の事なれば告申へきいはれなれ
 はおのつから目明の意なしとすへからず何事にもあれ
 なへて分明ならぬことの驗證となるものをはしかよひ
 しとみゆ目明とはもと見あかすの意なればなりこれは
 た正しき職號にもあらざれと今の世にも目明といふ名
 稱の殘たるをもてこゝには列ねしなり

○忍者又稱問者

西源院本太平記云 ○阿
 阿 三郎カ一ノ太刀ニ胸ヲ洞サレシ時
 アト云音ヲ番衆ノ中ニ聞ツケタル者アリテ恠シク思ヒ傍
 輩ヲ起シ火ヲトホシテ先本間三郎カ寢所ヲ見ルニ血流タ
 リコハイカニト憤テ細人アリテ三郎殿ヲ害シ奉リタリト
 呼ハリケレハ若黨中間集テ先堀ノ内ヲ殘所ナクサカシケ
 レ共恠シキ者ナシ ○按本書細人ハ
 のびと訓セリ
 太平記云 ○八幡
 上條 師直此由ヲ聞テ此城ヲ責カ、リナカラ落
 サテ引返シナハ南方ノ敵ニ利ヲ得ラレツヘシサテ又京都
 ヲ闊ハ北國ノ敵ニ隙ヲ伺レツヘシ彼此如何セント進退谷
 テ覺ヘケレハ或夜ノ雨風ノ紛レニ逸物ノ忍ヲ八幡山へ入
 レテ神殿ニ火ヲソ懸タリケル
 又云 ○三宅
 謀叛條 如何シテ聞エタリケン時ノ所司代都築入道二
 百餘騎ニテ夜討ノ手引セントテ究竟ノ忍ヒ共カ隠レ居タ
 ル四條壬生ノ宿へ未明ニ押寄ル
 又云 ○平石
 軍條 愛ニ結城カ若黨ニ勝タル兵四人アリ兼テヨリ
 敵若夜討ニ入タラハ我輩四人ハ敵ノ引返サンヌルニ紛レ
 テ赤坂ノ城へ入和田楠ニ打違ヘテ死ルカ不レ然ハ城ニ火
 ヲ懸テ燒落スカト約束シタリケルカ少モ不レ違引テ歸ル
 敵ニ紛レテ四人共ニ赤坂ノ城へソ入タリケル夫夜討強盜

ヲシテ歸ル時立勝リ居勝リト云事アリ是ハ約束ノ聲ヲ出
 シテ諸人同時ニ颯ト立颯ト居角テ敵ノ紛レ居タルヲエリ
 出サン爲ノ謀也和田カ兵赤坂ノ城ニ歸テ後四方ヨリ續松
 ヲ出シ件ノ立勝リ居勝リヲシケルニ紛レ入四人ノ兵共敢
 テ加様ノ事ニ馴ヌ者共ナリケレハ無紛エリ出サレテ大
 勢ノ中ニ取籠ラレ四人共ニ討死シテ名ヲ留メケル
 豫章記云貞治六年閏六月四日松崎ヨリ船陸ニ手ニテ福角
 ニ發向ス同十一日大空城へ正岡六郎左衛門尉忍ヲ入テ打
 落ス
 鹿島治亂記云日々兵具ヲ集飯城之謀略無二弓斷一鹿島宮中
 并在々所々へ問者ヲ入窺隙云々
 中國治亂記云尼子ハ青山三塚山ニ陣トル毛利方ヨリシノ
 ヒノ兵ヲ出シ風越山ノ勢ヲ切崩ス
 多聞院日記云天文十年十一月廿六日今朝伊賀衆笠置城忍
 ヒ入テ少々坊舎放火其外所々小屋ヲヤキ三ノツキノ内一
 ツ居取ト云或ハ二ト云籍候也木澤方ノ城大將右近カヲイ
 ニ江州カフカノモノ也云々人数僅七八十在之云々
 小田原記云 ○瀧河
 管領條 此瀧河本國近江國甲賀山家ノ地侍一ケ
 半身ノ者ナリシカ若輩ヨリ鐵砲ヲ打習上手ノ聞へ有シ程
 ニ信長へ召出シ一騎合ノ侍ナリシカ近年大將ノ號ヲユル

サレ一方ノカタメト成去ル天正三年伊賀國ノ地侍共多年
 信長ニ隨ハサリシヲ發向シテ退治ス此伊賀國ハ應仁ノ頃
 ホヒ仁木伊賀守カ守護ノ國ナリシカトモ其後代々衰ヘ伊
 賀國ニハ住シタリト云ヘトモ所領ハワツカノ體也皆地侍
 共押領ス彼地侍ト申ハ昔ヨリ服部黨是也彼一族ニ竹ノ谷
 田森田原ナント云義理ヲモ禮義ヲモ不ノ知不道ノ凡下ノ
 者トモ日頃ハ伊勢ノ國司ニ隨フ體ニテ時々ノ出仕ナトシ
 テ己カ國ニノミ住シ他國ヘハ終ニ不ノ出彼等カ一門等屬
 ノ族近國ノ山々浦々ニテ山賊海賊ヲ業トシ狩漁ヲノミ專
 トシケル間日本今戰國ト成テ伊賀衆ト號シテ小田原ヲ初
 メ國々ニ五十人三十人召置テカマリ伏兵ニ用ヒケルサレ
 ハニヤ信長ニモ一圓不ノ隨城之助殿ヨリ人衆ヲ度々向テ
 レシカトモ却皆伊賀衆ニ被テ打取ニ誠ニ信長ノ無念類ナシ
 誰ニテモアレ伊賀衆甲賀衆ヲ對治セン者ニ管領ヲ可ノ給
 トノ儀也瀧河承リ我等ハ近江國ニ取テモ伊賀隣郷ノ住人
 多年案内ヲ存テ候御勢ヲ被テ下候ヘ馳向テ退治可ノ仕ト申
 請五百餘騎ニテ馳向ヒ三方ヨリ押込伊賀一州ノ服部黨侍
 ハ申ニ不ノ及士民百姓マテモ名有者ヲハ一人モ不ノ殘ナテ
 切ニ致シ不日ニ伊賀國ヲ退治シ此時服部黨ハ皆亡ヒ失ニ
 ケリ扱瀧河此由カクト申上ヌ甲賀ニ陣ヲ取重テ使ヲ立甲

明日戰トシキコエケル

見聞雜錄云長閑すはやと目を配り傍に乗たる皆谷源八坂
 北丹下に密語してあの犬こそ紛れ物左右より取来よ長閑
 見る目は遠しと云より早く源八丹下馬乗寄ると此犬動く
 と見へしかむつくと起被りし犬皮取テ捨小太刀を抜テ切
 結(中略)百人組の頭寺井定右衛門高騎軍平飛掛テ組合忍
 の者力強寺井を取テ押ヘ膝の下ヘ引敷軍平と挑合ふ係る
 所ヘ御旗本押來此段を見て申上る信立御手を打せ給御中
 間頭原大隅石坂勤兵衛兩人急ぎ紛れ者を召取テ連來れと
 組共に押掛テ無難召取引立來る
 初井日記云丹波家 榎田殿伊田殿歸國ノ後宗徒ノ人々ヲ召
 サレ候テ種々評議ノ次第トモ候別所ヨリモ御下知ノ手合
 ヲ受候トテ使者衆度々ニ參ラレテ候又方々ノ國々ヘ入ヲ
 カレテ候大忍小忍ノ衆モ歸リ候テ世上ノ密事トモヲ注進
 ノ衆モ候
 又云丹波家所々 先水上家ヨリ段々ニ忍ニ諸方ヘ參ラレ候宗
 徒ノ人々ニハ菅五郎左衛門雜賀五郎兵衛(中略)右人々ハ
 皆知謀ニ練申タル歴々ニテ候凡ソハ安土岐阜京攝州越前
 越後甲州小田原播州丹波但馬大和山城江州ノ邊ハ入ヲカ
 ヌ處モナク其外輕キ忍ノ侍モ大分ニ候

賀衆ヲ此キヲヒニ退治可ノ申由言上ス信長聞テ甲賀ハ己
 カ本國生地ナリタトヒ信長申付ト云トモ己カ在所退治ノ
 事佗言イタヌヘキ事成ニ是非退治可ノ仕ノ申様不道成申
 事也トテ其後ハ餘翫ナカリシ
 松原自休手録云西郡宇土城橋ニ籠松平勘太郎一押寄所々放
 火引ニ入軍勢ニ遣イ賀忍者ニ從ニ風上ニ放テ火以ニ此相國ニ出
 軍勢ニ依之無ニ一ニ支開ノ城退
 増補家忠日記云永祿三年五月廿三日士卒ヲ勵シ進テ刈屋
 ノ城ヲ攻撃ツ岡部カ察スルニ違ハス信近意リテ城中微勢
 ナリ夜ニ入岡部カ力ノ兵伊賀ノ忍ノ士海路ヲ廻テ竊ニ
 熊村ノ堀ヲ涉リ城中ニ入り火ヲ放テ関ヲ發ス城兵驚キ騒
 ク信近是ヲ拒クトイヘトモ寄手ノ猛勢攻入ルノ間信近遂
 ニ戰死ス信近カ臣玄善允城下ニ在リ是ヲ聞テ城中ニ馳入
 伊賀ノ國ノ住人服部黨ノ忍ノ士三十餘人ヲ討テ信近カ首
 ヲ奪返シテ岡部カ兵ヲ郭外ニ追出云々同六年六月一日大
 神君清善ヲ援ケ給フテ軍ヲ曳テ名取山ニ陣シ給フ江州甲
 賀ノ忍ノ兵ヲシテ上ノ郷ノ城ヲ襲ハシメ玉フ城兵是ニ驚
 キ騒ク
 謙信家記云輝虎越中 上下八千ヲ率シ戸山ノ舟橋ヲ打渡リ一
 日對陣ヲ被テ成敵地ヘ忍ノ者共ヲ指越敵ノ風聞ヲキ、屈

又云丹波家所々 水上ノ問者藤井寺善次郎光近渡々呂木
 ノ高大寺ニ忍ノ處ニ別所殿ノ忍衆生田八郎兵衛長範ニ逢
 候生田カ不審ナル者ヲ見テ候ト云故藤井寺イカ、トテ生
 田ト一同シテ忍ヒテ見ルニ茶賣百姓ニテ候ソレヲ捕ヘテ
 穿鑿色々ハタリ候ヘハ白狀シテ候荒木村重カ忍ノ士小
 字津權左衛門ト名調リテ候
 又云丹波家所々 蘇州ヘ入ラレテ候忍ノ内能美次郎四郎重廉
 赤間四郎義國二人販リ大將ヘ密事ヲ申上テ候(中略)信長
 羽柴カ忍ノ兵共定メテ大分ニ入テ有ヘキナレハ色々ノ難
 說モ蘇州ノ船用意ナトノ品々ニ氣ノ付ヌ事ノ有ヘキヤ中
 中取難ケタル沙汰ニテ密事ニテ有様ニハ曾テ見及ヒ申サ
 ス候云々係ル處ニ攝州邊ニ居候問者衆頼六郎兵衛雜賀五
 郎兵衛中村兵右衛門熊谷采女等段々ニ來リ候云々
 太閤記云越中國島越 佐々内藏助賀州表働之行思ふ所の圖度
 度に相違せし事を一度は日來之行不ノ疾事を悔一たひは
 我家中にをいて前田方より問者を入内評を聞れし事もや
 有と疑ひ又は遠見を出し利家後卷を不ノ知し事此彼後悔
 し負腹立て此上は加賀國ヘ亂入し在々所々放火せんと發
 向し云々
 清正記云秀吉公備中國 秀吉公三万八千の人数を卒し備中國

冠の城せめの刻秀吉公虎之助を召れ杉原七郎左衛門か責口見てまいれと仰付られけり則七郎左衛門責口に行伊賀甲賀のしのひの者とひとつになりてあなたこなたと見まはりし處に云々

東遷基業云 東三河神君より松井左近忠次に仰付られ蒲形城を攻へきよしにて打立けるに者頭三原三左衛門左近へ申けるは云々此小城に味方の士卒を損せん事無益の事に候へは幸御旗元に江州甲賀衆縁の方有之候間江州より招き寄忍入て焼落し宜かるへきよし申に付忠次此旨を酒井雅樂助正親と相談し甲賀より伴太郎左衛門資家を始一族郎従八十餘人忍ひに馴たる兵を召連來りし故忠次は二百餘の兵にて城を五町程隔て備を固め三原三左衛門并に甲賀衆道の傍所々に伏置て三月十五日の夜忍の者を城中へ入て櫓に火を放て透間なく乗入たり

愚耳舊聽記云 波岡爲信公波岡の城下九日市四日市佐野小荒木の邊にかくれるてぬすみ博奕を業として渡世をいとなみとするあふれ者其の内にて其名のきこえある者を四五人召連參候へと御忍ひの者小栗山左助砂か瀬勘解由左衛門兩人にを被仰付ける

近き所にては伊賀國又は江州甲賀の地は地侍多き所なりければ應仁以後には各黨をたて、日夜戰爭を事とし竊賊強盜をもなせしよりおのつから間諜の術に長するもの多くいてきしかは大名諸家彼地侍をやしない置て忍の役に従はしむる事の常となりてより伊賀者甲賀者とははる、もの諸國にひろこりぬこれ鐵炮組には多く根來者を用ふるたくひなり古來間諜の術をなせしもの諸書に注する所少なからすといへとも其名目を載せざるは悉くこ、にもらせり猶伊賀組根來組の條を合せ考ふへし

○透波又稱亂波突破

新撰信長記云 磯口三郎兵衛一揆共樋口三郎兵衛在城ノ折節スツハヲ遣シ城ノ様體ヲ見計ヒ立歸リ申様只今ハ勢モウスク相見エ其上サシテ用心ノ體モ無レ之
太閤記云 秀吉公於敵國 柵際をかため鐵炮をさへ打あはす靜り反て有ければ敵案に相違し時を擧て引たりけりかのすつはの功者共評議しけるは今日の返禮に今夜一てきは夜討をし敵の機を折らては叶はざる所也云々
甲陽軍鑑云 甲信さかひせ 信濃の國よりか、へ置給ふすつは七十人の内より卅人足手すくやかなる者えらひ出し妻子

トテ忍ヒノ骨張ナリシカ其夜ノ子刻計ニ氏房ノ持口ノ埋門へ付テ城中ヲ伺ヒケレハ云々
増補筒井家記云慶長十三年六月二日於上野城河村與六郎松浦佐内密ニ謀リ桃谷與太右衛門ヲ名張ヨリ呼寄同ク内談シテ與太右衛門ハ大勇力ノ者ナレハ討手トシ伊賀ノ忍ノ上手服部平七郎ハ至剛ノ者ナレハ是ヲ組手トシ猶洩サ、ル様ニトテ強力ノ者共三十餘人ヲ逼々ノ間ニ隠シ置侍從定次ノ命トシテ大坂ヨリ急用ノ書价來レリトテ中坊父子ノ二ノ九へ呼入テ生害センカ爲ニ使ヲ兩度迄遣シケリ

松原自休手録云板倉道三謀者ヲ大坂二日々聞三太坂ノ評議一告關東一
按忍者はいはゆる間諜なり故に或は間者といひ又諜者とよふさて其役する所は他邦に潜行して敵の形勢を察し或は假に敵中に隨從して間隙を窺ひ其餘敵城に入て火を放ち又刺客となりて人を殺すなどやうの事大かたこの忍かいたす所なり物聞忍目付などいふも多くはこれか所役の一端なるへしもとより正しき識掌にあらざれば其人のしな定まれることもなし庶士の列なるもあり足輕同心又は亂波透波程の者もありしとみゆ京師に

を人質にとり甘利備前に十人飯富兵部に十人板垣信形に十八右三十人の人質を三所にあつて其すつは卅人を見村上方へ十人頼茂方へ十人小笠原方へ十人指越様子を見候て二人つ、罷歸此方より出むかひ候侍に申わたしすつは共は又敵地へ罷越候へと晴信公すつは共に直に仰付ら●指越給ふ
又云 味方夜軍をせんに一あつくうつてうすく出る口傳有一險難をよく見る是に付てすつはの入所也但それ
はまへの事口傳

見聞雜錄云秀吉曰御前にて偽可ニ申上哉私抱之スツハ之中近江醒井之者異名を草駄天と名付召仕常は走りの一平と仲間にて申候走り申名欠落めいて不_レ宜故イタ天ト改早道忍之名人故外之者より五人前多充行差置候
又云勝頼公は軍勢の支度遅とて早御馬を被_レ出に續たるは阿部加賀守 下五人 透波之御譜代満月平大夫天狗十藏鷲彌五平中間貳人馬脇に添候計にて二三里過候て漸四五百人欠付云々
又云美濃より召抱置候透波之名譽之者變化之六平龍馬の小八と申者御直參之透波に被_レ召出可_レ被_レ下候乍_レ去當分拙者海津在城之間は御預け可_レ被_レ下候高坂彈正ヶ様に

申所儘成踏へ所有之故也川中島合戦之年より信州透波
 之分は越後にて見知り有とて美濃へ抱に遣し其透波は
 變化六平龍馬小八と云美濃近江の透波貳千人之内にて早
 道之一番と忍之名人と兩人召抱宛行常之透波五人前宛く
 れ兩人之母妻子迄海津城へ引取て人質取堅め置越後へ入
 置しを彈正家來も存知たる者漸心腹の者四五人之外知者
 なし依之謙信之起居動靜月々に定て六度宛往來して告
 之急變之用事には別て龍馬小八往來して知らずる故彈
 正は越後之内へ燒働するにも謙信之虚實を窺ける

又云先年信州わたり突破の内次郎坊と云る坊主の突破あ
 りしか不思議の藝を覺手裏劍を打に太刀にても何にても
 投打に見當五十開を不_レ逃其上身の輕き事天狗と云とも
 不可_レ及云々

甲陽軍鑑末書云小山田スツハヲ幾人モツケ置盡ハ角取紙
 ノ割符ヲ以跡ヘツクル夜ハ飯來テツクル

又云夜軍ノ内ナラシ實儀ハ我侍大將ノ中ニテモ其人其忠
 ヲ見届ス_レハ知スヘカラス夜軍ノ謀漏レテ敵是ヲ知テ防
 カハ孫吳モイカテ利ヲ得ンヤ是味方滅亡ノ本也故ニトリ
 ノ備衆ヲ聚場ヲヨク考スツハヲ以テ見スルニ敵ノ陣取驍
 ル敵カ敵ノ總軍大將ヲコナスカ能見届テ致ヘシ

稱にして一種の賤人なりた、忍とのみよへる中には庶
 士の内より役せらる、もあれと透波とよはる、種類は
 大かた野武士強盜などの内よりよひ出されて扶持せら
 る、ものなりされは問者かまり夜討などには殊に便あ
 るか故に戦國のならひ大名諸家何れもこれを養置しと
 みゆ透波よみてすつはとし亂波これをらつはと云さて
 其名義は當時の諺に動靜と、のはす首尾符合せざるも
 のをすつはといひ事の騒かしく穩ならぬをらつはとい
 ひしより起れるなるへし今俗にとつは又らつひなさる
 はこの間諜に役せられ又夜討強盜のふるまひをなすも
 のは人をあさむか常なればおのつから起居正しから
 す狐疑の形状をあらはし言辭も首尾せざる事多かる故
 にかく名つけられしとみゆすつは業とは眞實ならぬをいひす
つはぬきとは獨りに刀劍などわく
事にいへる透波亂波一種のもの、となへなるは勿論なれ
 とわけていは、關東にては大かた亂波と稱し甲斐より
 以西の國々は透波とよひしとみえたり尙本文によりて
 辨ふへしいにしへ檢非違使廳にて放免といふをつかはれ平清盛國柄
をとりし時究を用ひ今の世目明なといふかあるはいつれも
この透波
の類なり

又云敵推向ト聞ハ三者ヲ遣也一ニ間見二ニ見分三ニ見付
 也遠ク見ヲ間見ト云近ク伏テ見ヲ見分ト云敵ノ内へ入ヲ
 見付ト云見付ハ敵ノ一ツ言ヲ以ス何レモスツハ也

北條五代記云曾矢其頃は其國々の案内をよく知り心横道
 なるくせ者おほかりし此名を亂波と名付國大名衆扶持し
 給へり夜討の時はかれらを先立れば知らぬ所へ行に灯を
 取て夜行かことく道に迷はず足輕共五十も百も二百も三
 百も伴ひ敵國へ忍ひ入て或時は夜討分捕高名し或時は境
 目へ行藪原草村の中に隠れ居て毎夜敵をうか、ひ何事に
 もあはされは曉かた敵にしらせす歸りぬ是をかまりとも
 しのひ共くさとも名付たり

奥羽永慶軍記云佐竹北條道無申ケルハコナタヨリ取懸平場
 ノ一戦ニ千ニ一モ勝利アルヘシトモ不_レ存候タ、當手ノ
 陣ヲ堅固ニ守リ時々亂波ヲ以敵陣夕夜モ驚シ草ヲ臥テ兵
 糧運送ノ道ヲ斷日數ヲ送り給ハ、敵國ヲ隔シ長陣難_レ叶
 勢候
 翁物語云一分ノ少ノ働ニサヘ夫々ニ品多シ一人ニテスツ
 ハ業ノ事ヲシテモ或ハ武扁者ト云手柄者ト云是皆ヒカ事
 也
 按透波或は亂波といふこれは常に忍を役するもの、名

武家名目抄 職名部終

明治三十六年五月廿五日印刷
明治三十六年六月廿一日發行

(故實叢書第三輯第三回)



印發行 者兼

吉川半

東京市京橋區南傳馬町
壹丁目十二番地

印刷所

吉川印刷工場

東京市京橋區新榮町
五丁目三番地

發行所

吉川弘文館

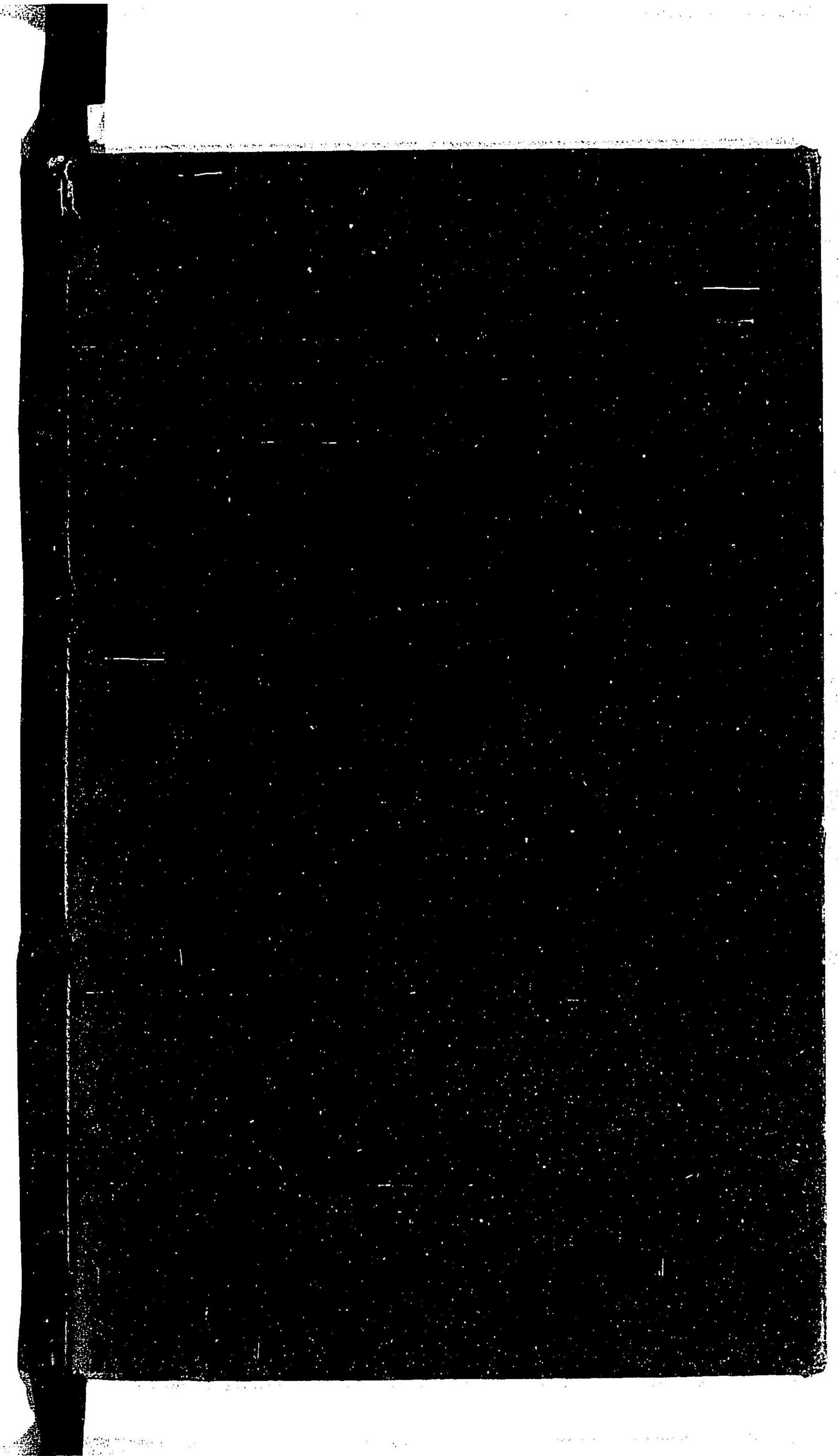
東京市京橋區南傳馬町
一丁目十二番地

192
55

192
55

Handwritten notes in cursive script, possibly including the words "Lovingly" and "Dear".

Handwritten signature or name in cursive script, possibly "M. J. ...".



武家名目抄

卷之